

# 富山県の廃棄物

[令和2年度版]

富山県生活環境文化部環境政策課

# 目 次

## 巻頭 一般廃棄物・産業廃棄物の現状について（平成 30 年度実績）

### I 廃棄物行政の推進

#### 1. とやま廃棄物プランの概要

- (1) 「とやま廃棄物プラン」の推進…………… 1
- (2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動…………… 1

### II 一般廃棄物の現状及び対策

#### 1. ごみ処理の状況及び対策

- (1) ごみ処理状況の推移…………… 3
- (2) ごみの収集及び処理状況…………… 4
  - ア. 計画処理区域の状況…………… 4
  - イ. ごみ収集の状況…………… 4
  - ウ. ごみの収集形態別収集量…………… 5
  - エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合…………… 6
  - オ. ごみ処理の状況…………… 8
- (3) 施設整備状況…………… 9
  - ア. ごみ焼却施設…………… 9
  - イ. 粗大ごみ処理施設…………… 10
  - ウ. 廃棄物再生利用施設…………… 10
  - エ. 最終処分場（埋立処分）…………… 11
- (4) ダイオキシン類対策…………… 12
- (5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策…………… 12
- (6) 災害廃棄物対策…………… 16

コラム フードドライブの促進…………… 18

#### 2. し尿処理の状況

- (1) し尿処理状況の推移…………… 19
- (2) し尿の収集及び処理状況…………… 19
  - ア. 計画処理区域の状況…………… 19
  - イ. し尿の収集形態別収集量…………… 20
  - ウ. し尿の処理状況…………… 20

(3) し尿処理施設整備状況	22
(4) 浄化槽	23
ア. 浄化槽の設置基数	23
イ. 法定検査の受検の状況	24
ウ. 11条検査の受検率向上の取組み	25
コラム 浄化槽法等の一部改正	27

### 3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	28
(2) 一般廃棄物処理業者	28
(3) 事業経費	29
(4) 年間1人当たりのごみ処理経費	33

コラム With コロナ期に求められるエコライフ	34
--------------------------	----

## III 産業廃棄物等の現状及び対策

### 1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等	35
(2) 産業廃棄物の処理処分状況	37
(3) 多量排出事業者の状況	38
(4) 県外産業廃棄物の搬入状況	38
(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況	39
ア. PCB廃棄物の保管状況	39
イ. PCB廃棄物の処理状況	39

### 2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可	40
(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	40

### 3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

### 4. 産業廃棄物等対策

(1) 監視・指導	43
(2) 不法投棄等防止対策	44
ア. 不法投棄等の現状	44

イ. 不法投棄の監視と適正処理の啓発	44
ウ. 野外焼却の監視等	44
(3) 有害使用済機器の適正処理の推進	45
(4) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策	45
(5) 環境関連企業の海外展開支援	46

## IV リサイクル等の状況

### 1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業	47
(2) とやまエコ・ストア制度	48

### 2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法	50
(2) 家電リサイクル法	51
(3) 小型家電リサイクル法	52
(4) 建設リサイクル法	53
(5) 食品リサイクル法	54
(6) 自動車リサイクル法	54
(7) パソコンのリサイクル	54

### 3. 富山市エコタウン事業

(1) 第1期事業	55
(2) 第2期事業	55

### 4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動	56
(2) 住民等への助成制度	56
(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置	57

コラム レジ袋無料配布廃止／マイバッグ持参運動の普及・啓発	58
-------------------------------	----

## V 県土美化の推進

### 1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動	59
(2) アダプト・プログラム実施状況	60
(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等	61

(4) 海岸漂着物対策の推進	62
ア. 海岸漂着物対策	62
イ. 水の恵みと海岸清掃体験バスツアーの開催	63
ウ. ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」の活用による清掃活動の促進	63
エ. 水際での漂着物発生源対策事業	64

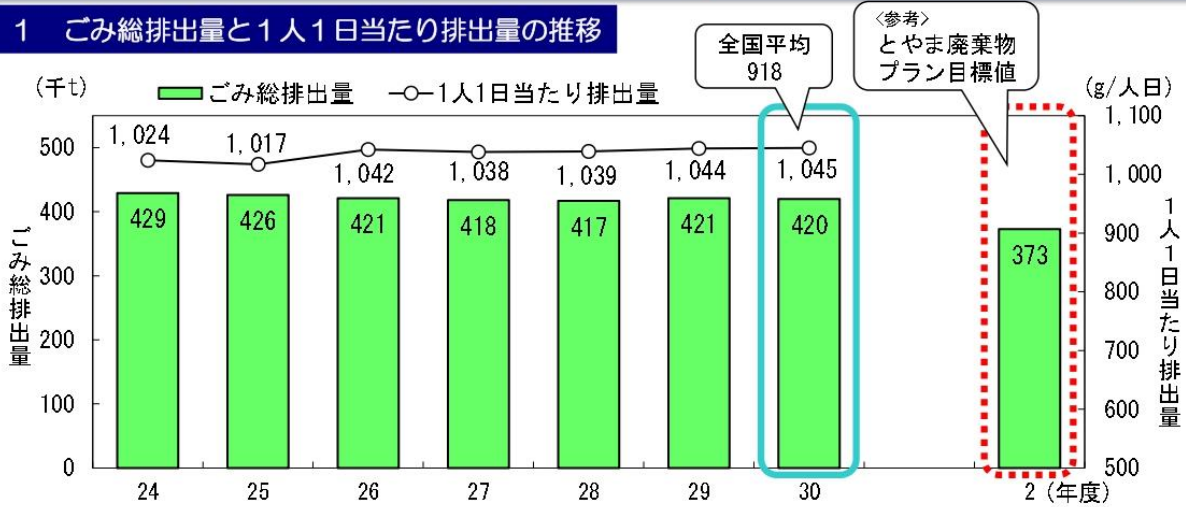
<b>【資料編】</b>	65
--------------	----

**【参考資料】**

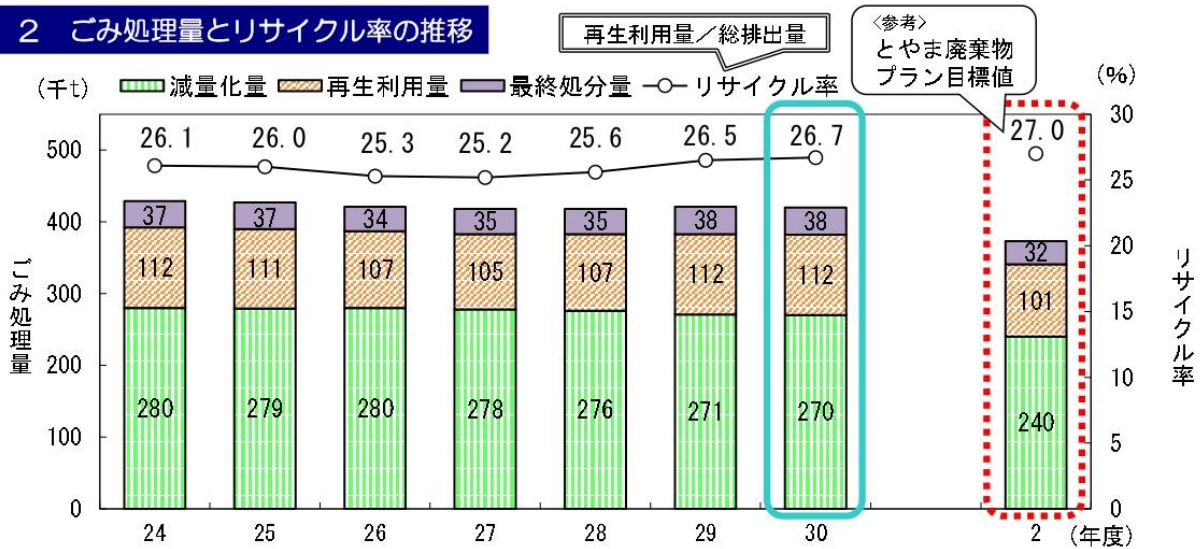
1. 市町村担当課	101
2. 一部事務組合	101
3. 一部事務組合の構成市町村	102
4. ごみ処理施設	
(1) ごみ焼却施設	104
(2) 粗大ごみ処理施設	106
(3) 廃棄物再生利用施設	108
(4) 最終処分場（埋立処分）	110
5. し尿処理施設	116
6. コミュニティ・プラント	119
7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	120
8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要	121

# 一般廃棄物の現状について(平成30年度実績)

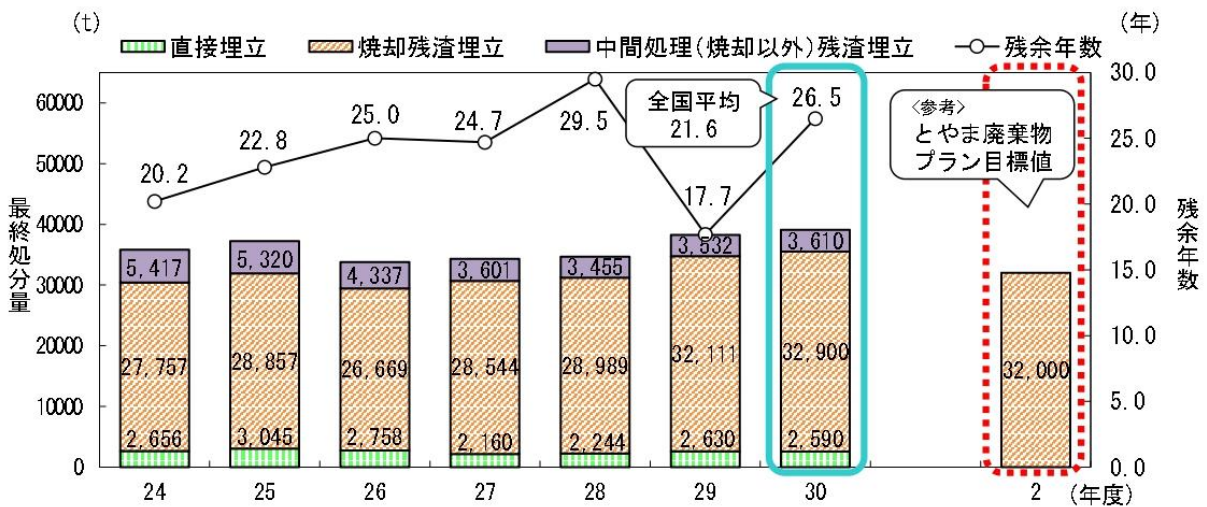
## 1 ごみ総排出量と1人1日当たり排出量の推移



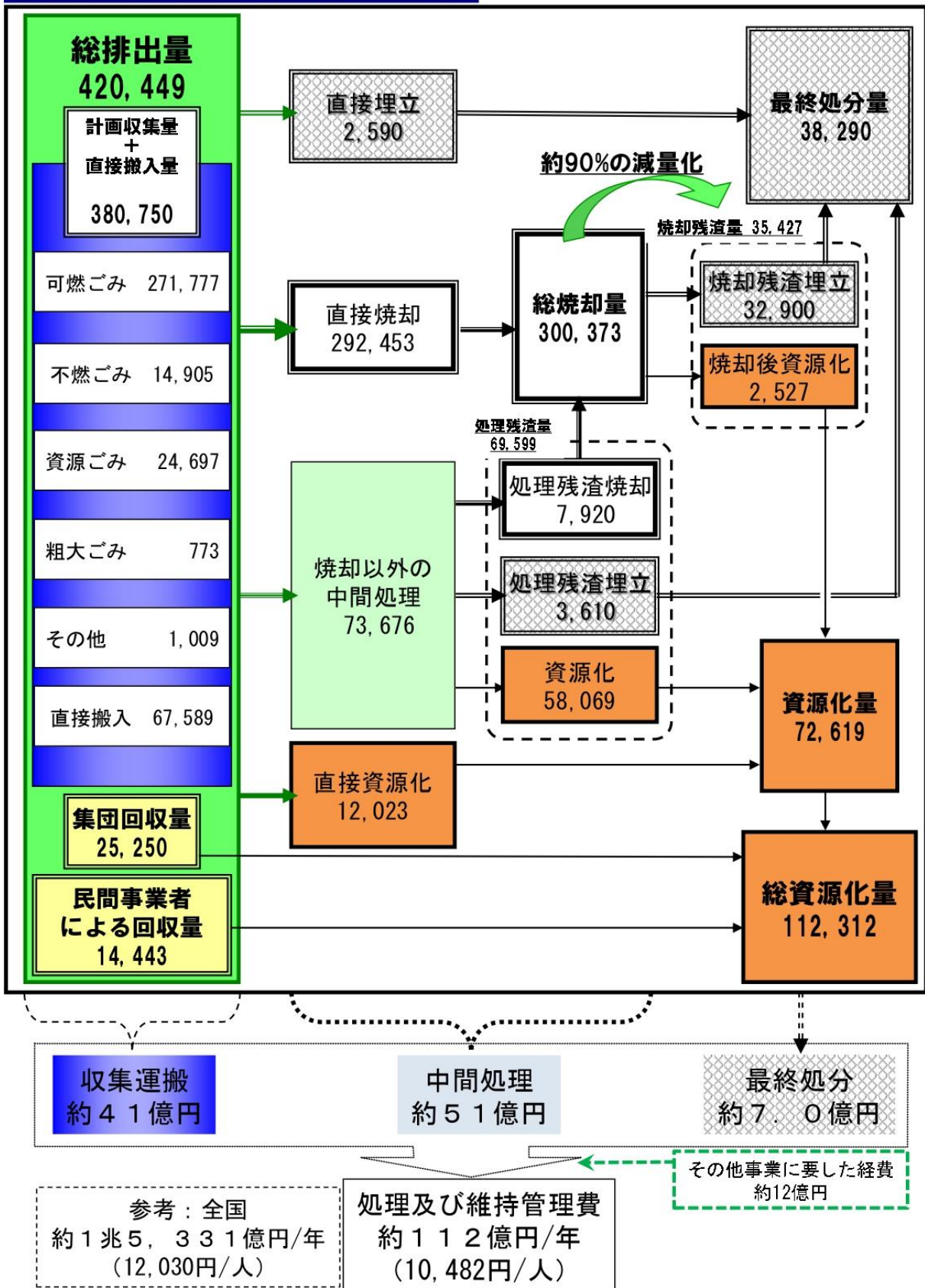
## 2 ごみ処理量とリサイクル率の推移



## 3 最終処分量の推移

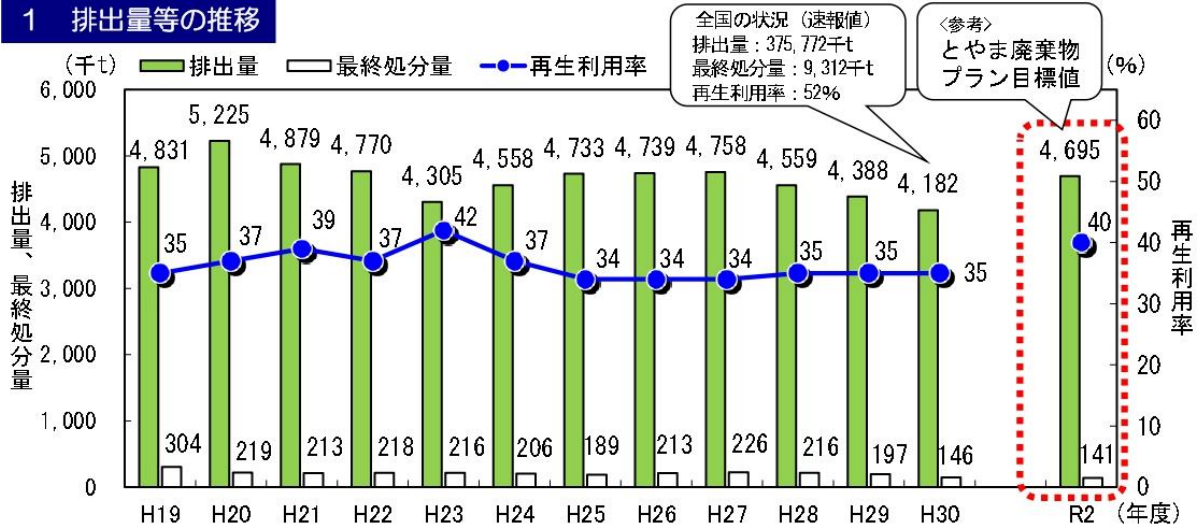


4 平成30年度一般廃棄物処理状況 (単位:t)

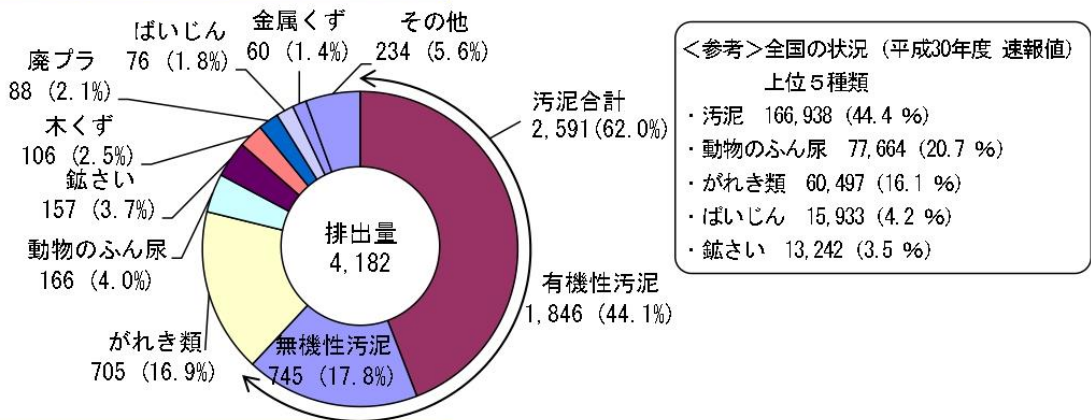


# 産業廃棄物の現状について(平成30年度実績)

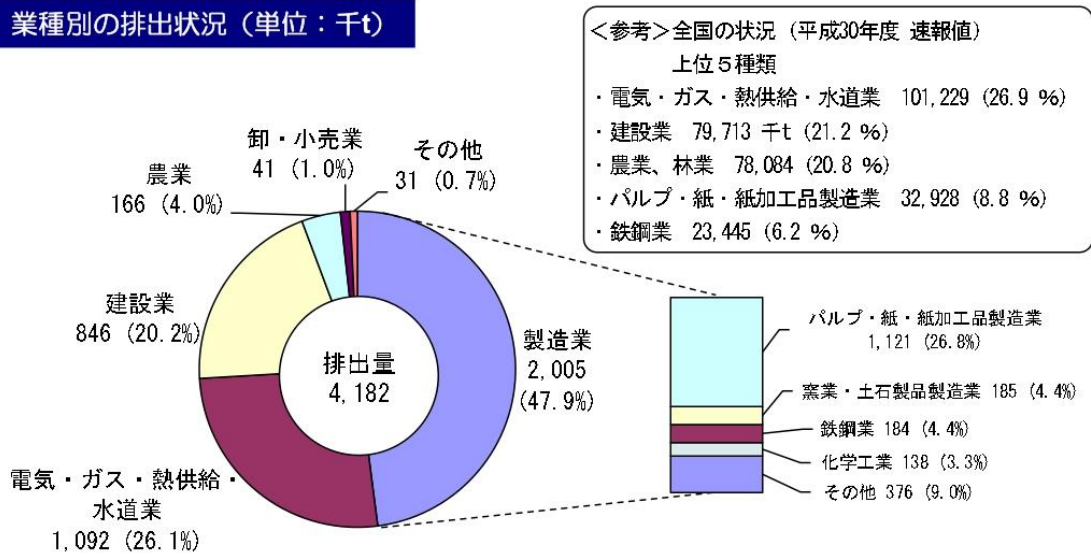
## 1 排出量等の推移



## 2 種類別の排出状況(単位:千t)

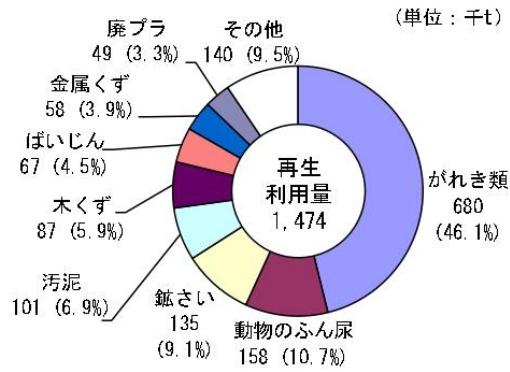
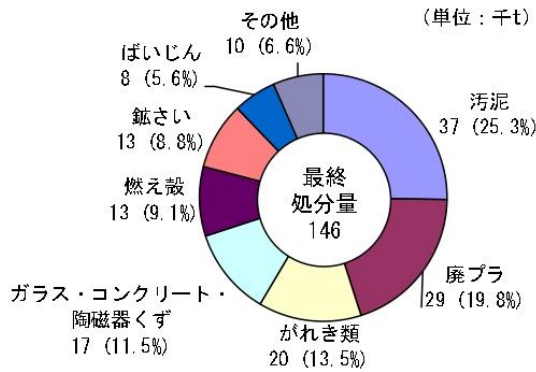
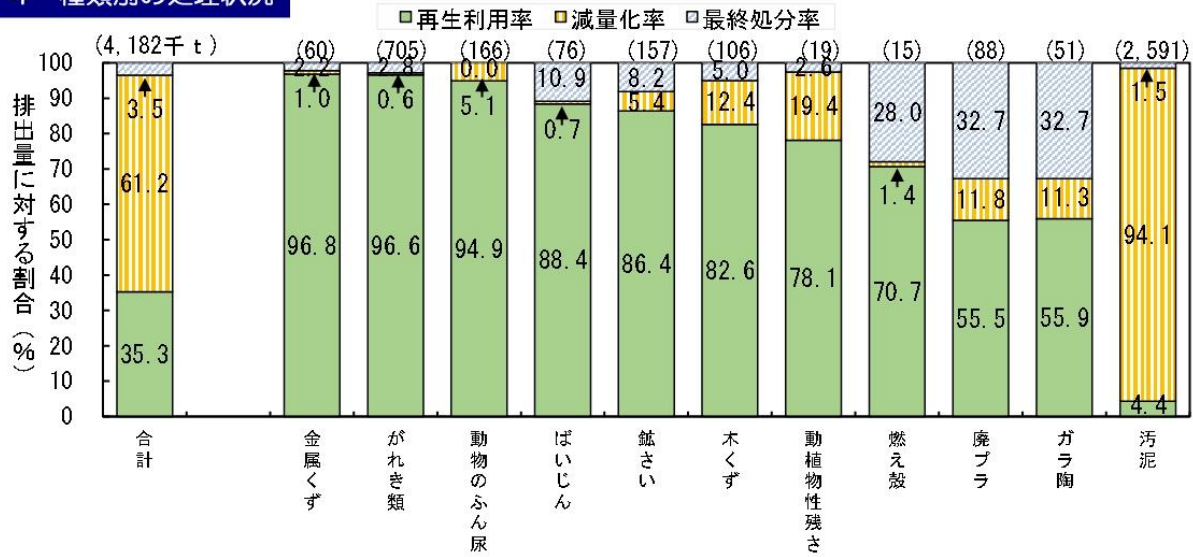


## 3 業種別の排出状況(単位:千t)

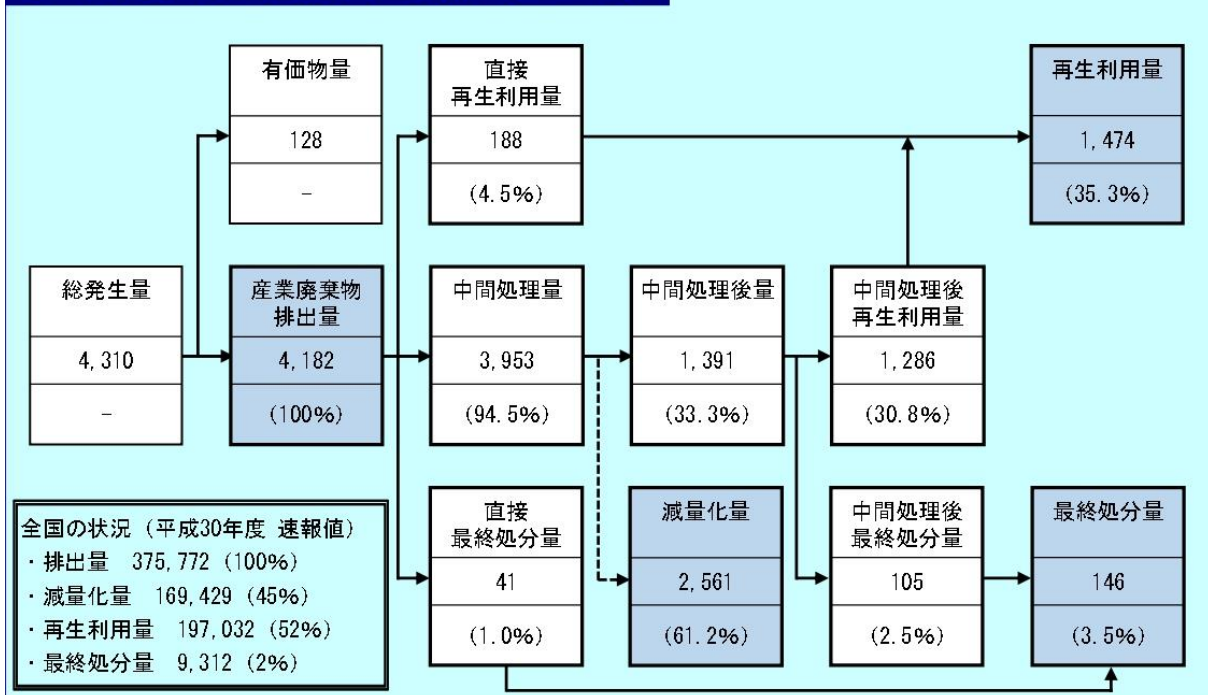




#### 4 種類別の処理状況



#### 5 平成30年度産業廃棄物処理状況 (単位：千t)



# I 廃棄物行政の推進

# 1. とやま廃棄物プランの概要

## (1) 「とやま廃棄物プラン」の推進

廃棄物の排出抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、「ごみゼロ・プラン」と「産業廃棄物処理計画」を統合し、平成15年3月に「とやま廃棄物プラン」を策定し、24年3月に計画の改定を行った。

また、28年9月には、県内の廃棄物の排出・処理の実態やG7富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、第3期「とやま廃棄物プラン」を策定している。

本プランは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく法定計画であり、国の廃棄物処理基本方針に沿って策定したもので、一般廃棄物と産業廃棄物を対象としてこれらの排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。

今後とも、本プランに基づき富山県の実情に応じた富山県らしい循環型社会づくりに向け、食品ロス・食品廃棄物対策や産学官が連携した廃棄物の3Rの推進、とやまエコ・ストア制度の普及拡大など、県民、事業者、行政等が一体となった取組みを一層推進していくこととしている。

とやま廃棄物プランの概要は表1-1のとおりである。

## (2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動

県民総参加で循環型社会の構築を図るため、県民団体、事業者団体、報道機関、行政機関など115団体で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、廃棄物の発生抑制や循環的利用及び適正処理に取り組む「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、令和元年10月に富山市において「ごみゼロ推進県民大会」を開催した。

表 1-1 とやま廃棄物プランの概要

趣旨 位置づけ	①県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ②廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画														
計画期間	平成 28～令和 2 年度までの 5 年間														
目指す姿と 施策の方向性	<p>●本県の目指すべき循環型社会の姿 環境への負荷が極力少なくなる県民生活や事業活動が営まれ、天然資源の使用量が最小化された資源効率性の高い社会を目指す。</p> <p>●計画の目標（令和 2 年度）</p> <table border="1" data-bbox="395 685 820 866"> <caption>一般廃棄物</caption> <tr> <td>排出量</td> <td>373千t [H24比▲12%]</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>27%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>32千t [H24比▲14%]</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="871 685 1401 900"> <caption>産業廃棄物</caption> <tr> <td>排出量</td> <td>4,695 千 t [H24 比+ 3 %に抑制]</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>40%に増加</td> </tr> <tr> <td>減量化・再生利用率</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>141 千 t [H24 比▲32%]</td> </tr> </table>	排出量	373千t [H24比▲12%]	再生利用率	27%に増加	最終処分量	32千t [H24比▲14%]	排出量	4,695 千 t [H24 比+ 3 %に抑制]	再生利用率	40%に増加	減量化・再生利用率	97%	最終処分量	141 千 t [H24 比▲32%]
排出量	373千t [H24比▲12%]														
再生利用率	27%に増加														
最終処分量	32千t [H24比▲14%]														
排出量	4,695 千 t [H24 比+ 3 %に抑制]														
再生利用率	40%に増加														
減量化・再生利用率	97%														
最終処分量	141 千 t [H24 比▲32%]														
施策の基本的 方向性と 推進施策	<p>① 循環型社会の実現に向けた 3 R の推進 食品ロス・食品廃棄物対策やレアメタルの回収、産学官が連携した産業廃棄物等の 3 R の推進など</p> <p>② 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の在り方の検討や PCB 廃棄物等の適正処理、災害廃棄物対策の推進など</p> <p>③ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大や環境教育の推進、ビジネスマッチング等を通じた事業者間連携の強化など</p> <p>④ 環境産業の創出と人材育成 次世代を担う経営者や技術者等の育成や海外展開に取り組む企業への支援など</p> <p>⑤ 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進 廃棄物処理の省エネ化や再生可能エネルギー導入推進、廃棄物のエネルギー利用の調査検討など</p>														
計画の 進行管理	マイバッグ持参率、使用済小型家電の回収量、産業廃棄物多量排出事業者の排出量など 22 項目の評価指標を設定し、進行管理を実施														

## Ⅱ 一般廃棄物の現状及び対策

# 1. ごみ処理の状況及び対策

## (1) ごみ処理状況の推移

近年、経済の低成長が続くとともに省資源・省エネルギーが進むなか、廃棄物については、量的には横ばいの状況であるが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には、多種・多様になってきている。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚泥、がれき類、木くず、鉦さいなどの産業廃棄物に大別される。

一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっている。

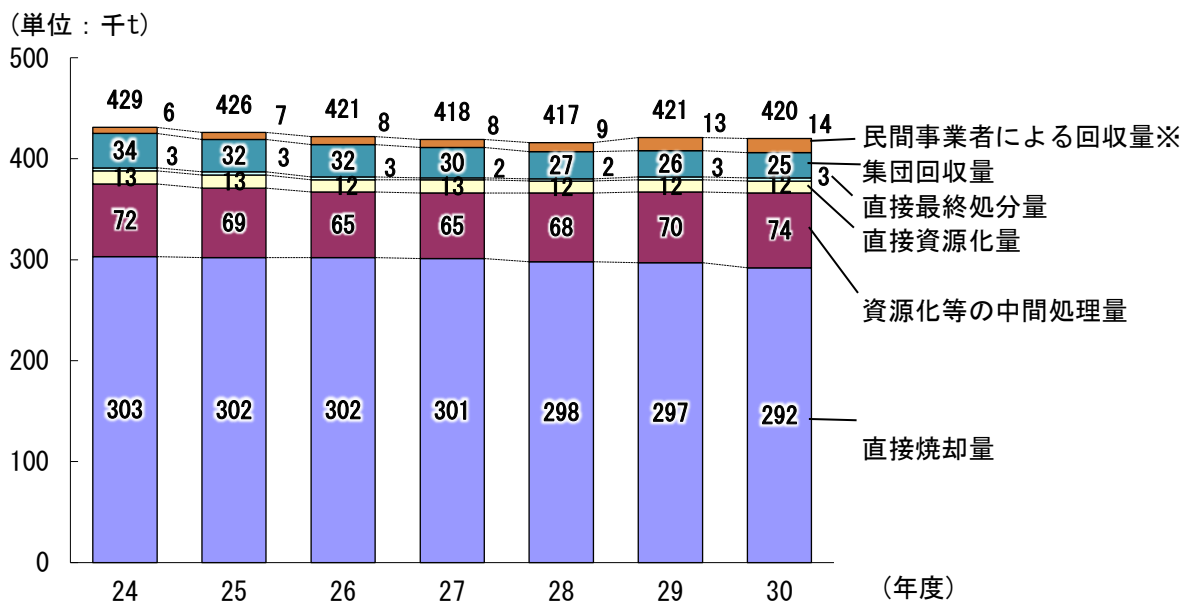
ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、更新時期を迎えつつある中、既存の施設を有効利用する観点から、施設の長寿命化を図ることが進められている。また、ごみ処理に合わせて、高効率な発電や温水プールでの余熱利用などのエネルギーの有効利用、金属回収や肥料化などの再資源化も進められている。

県内のごみ処理状況の推移は図 2-1 のとおりであり、平成 30 年度のごみ処理量は 42 万 t となっている。

県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は表 2-1 のとおりであり、30 年度で 1,045 g (全国 47 位、30 年度の全国平均は 918 g) となっている。

全国平均を上回っている主な要因としては、23 年度以降、県民・事業者による資源化の取り組みを把握・評価するため、県等において一般廃棄物処分業者による資源化量及び民間事業者による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えていることが挙げられる。また、県民 1 人当たりの資源ごみの集団回収量が全国的に見て多い (富山県 65 g (全国 42 位)、全国平均 44 g) ことも要因の一つとなっている。

こうした資源化されるものを除いた 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等) を比較すると、富山県が 807g (全国 26 位)、全国平均では 772g と平均的な状況にある。



※ 県民・事業者による資源化の取組みを把握・評価するため、第3期計画の計画始期から民間事業者（小売店舗（とやまエコ・ストア制度登録店）等）による資源回収量を調査し、従来の方法による集計量に加えている。

※ 四捨五入により、合計は一致しない場合がある。

図 2-1 ごみ処理状況の推移

表 2-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g/人日)

年度	24	25	26	27	28	29	30
富山県※	1,024	1,017	1,042	1,038	1,039	1,044	1,045
	(1,070)	(1,068)	(1,061)	(1,059)	(1,062)	(1,078)	(1,082)
全国	964	958	947	939	925	920	918

※上段：(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366

下段：(計画収集量+直接搬入量+集団回収量+民間事業者による回収量)÷総人口÷365又は366

## (2) ごみの収集及び処理状況

### ア. 計画処理区域の状況

県内の計画処理区域人口は廃棄物処理法の改正により、4年度から市町村の全域が計画処理区域となったため、総人口が計画処理区域内人口となり、30年度では、106万人であった。

### イ. ごみ収集の状況

ごみ収集については、全市町村で実施されており、計画収集人口は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとも総人口の106万人となっている。

<分別収集の状況>

分別収集は全市町村で実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの分別を行っている。

・可燃ごみ

収集は、全市町村で週2～3回実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

・不燃ごみ

収集は、全市町村で実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

乾電池、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物については、分別収集・一時保管等地域の実情に応じた措置がとられている。なお、ボタン型電池及びリチウムイオン二次電池については、国・県からの要請に基づき関係業界による回収が行われている。

・資源ごみ

資源ごみの収集は、全市町村で実施している。

・粗大ごみ

粗大ごみとしての収集は、7市町で実施している。

収集方式は5市町でステーション方式、2市町で各戸収集等を採用している。

ウ. ごみの収集形態別収集量

30年度におけるごみの収集量は約31万3千tで、これを収集形態別に見ると表2-2のとおり、市町村直営によるものが約5万8千t(18.6%)、委託業者によるものが約17万1千t(54.6%)、許可業者によるものが約8万4千t(26.8%)である。

また、事業者等が処理施設に自ら持ち込む直接搬入ごみは、約6万8千tである。

なお、県内のごみの収集形態別及び種類別収集量の推移は図2-2、図2-3のとおりである。

表2-2 ごみの収集形態別収集量(30年度)

(単位：t/年)

収集形態	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	計	直接搬入 ごみ	
収集総量	271,777	14,905	24,697	773	1,009	313,161	67,589	
内 訳	直 営	50,106	2,618	4,677	0	990	58,391	—
	委 託	139,326	11,153	19,760	659	19	170,917	—
	許 可	82,345	1,134	260	114	0	83,853	—
自家処理量	0							



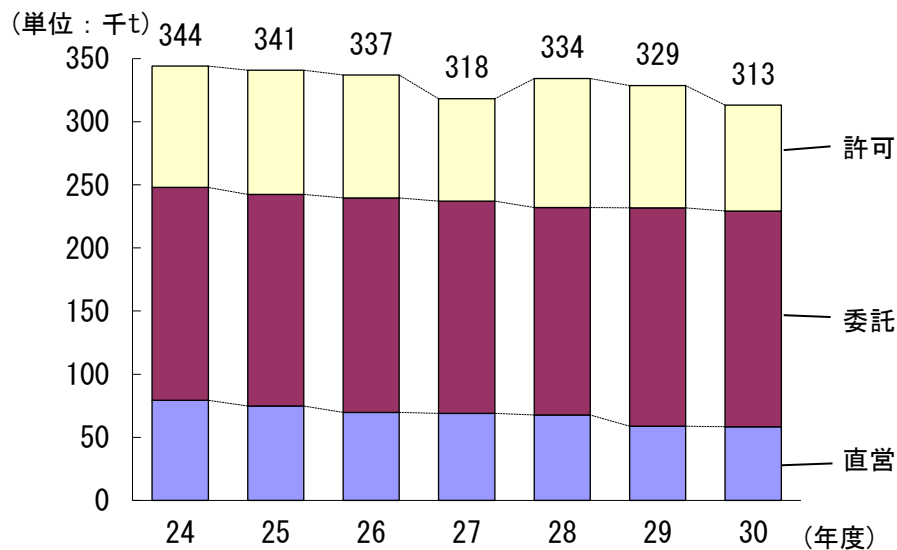


図 2-2 ごみの収集形態別収集量

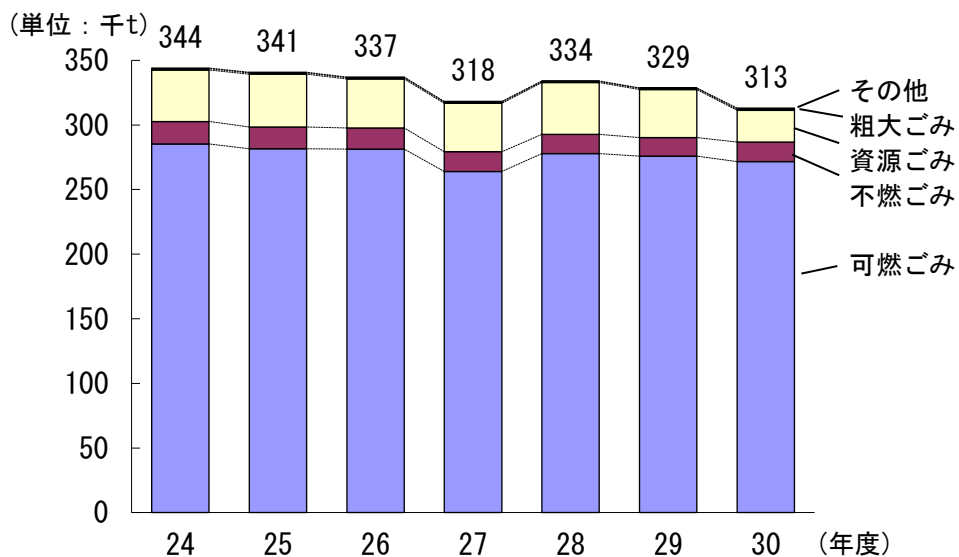


図 2-3 ごみの種類別収集量

#### エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物のうち、オフィスで発生する紙くずなどの事業系ごみについては、主に許可業者により収集されている。30年度における事業系ごみの排出量は、図 2-4 のとおり約 14 万 2 千 t とごみ総排出量（民間事業者による回収量を含む。）の 33.7% を占めている。

また、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合の推移は図 2-5 のとおりである。生活系ごみの減少は集団回収・可燃ごみの減少によるもの、事業系ごみの増加は資源ごみの増加によるものが主な要因である。

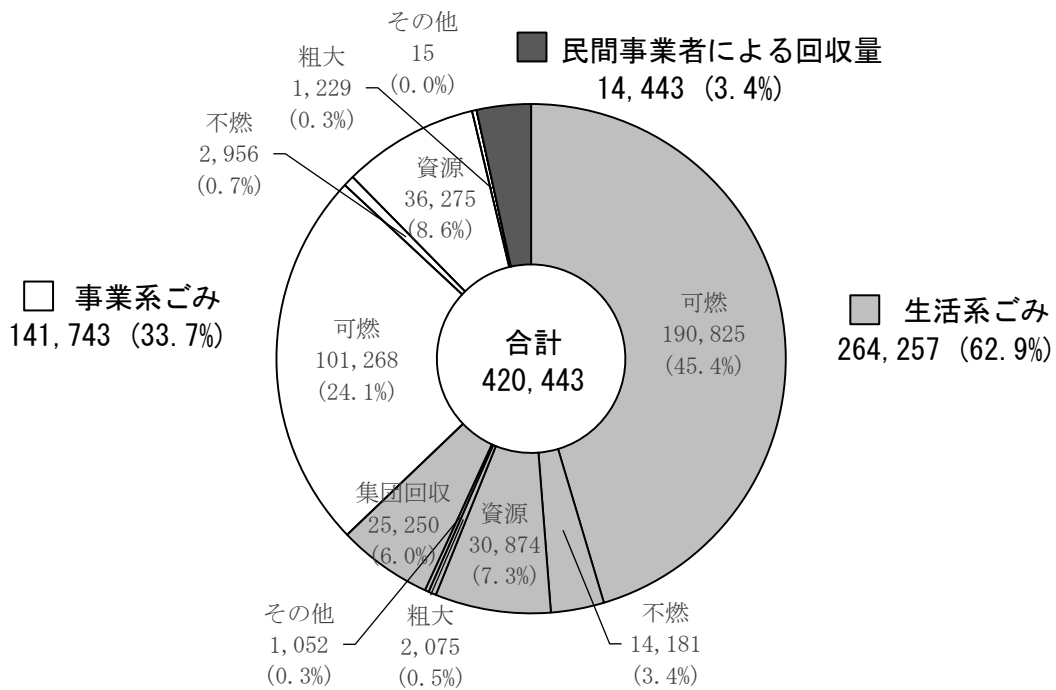
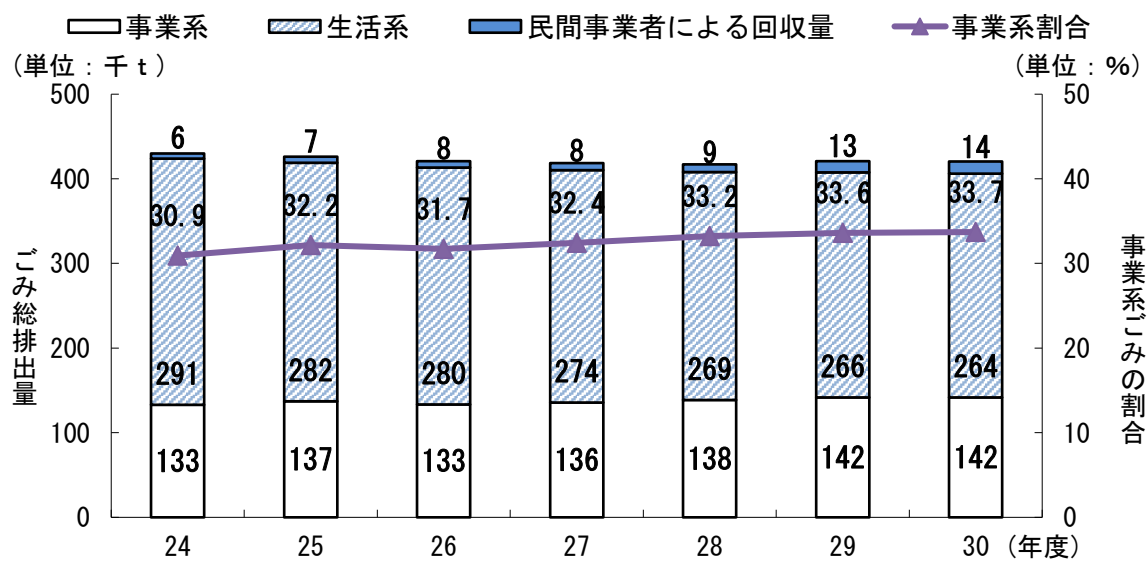


図 2-4 生活系ごみと事業系ごみの割合 (30 年度) (単位 : t)

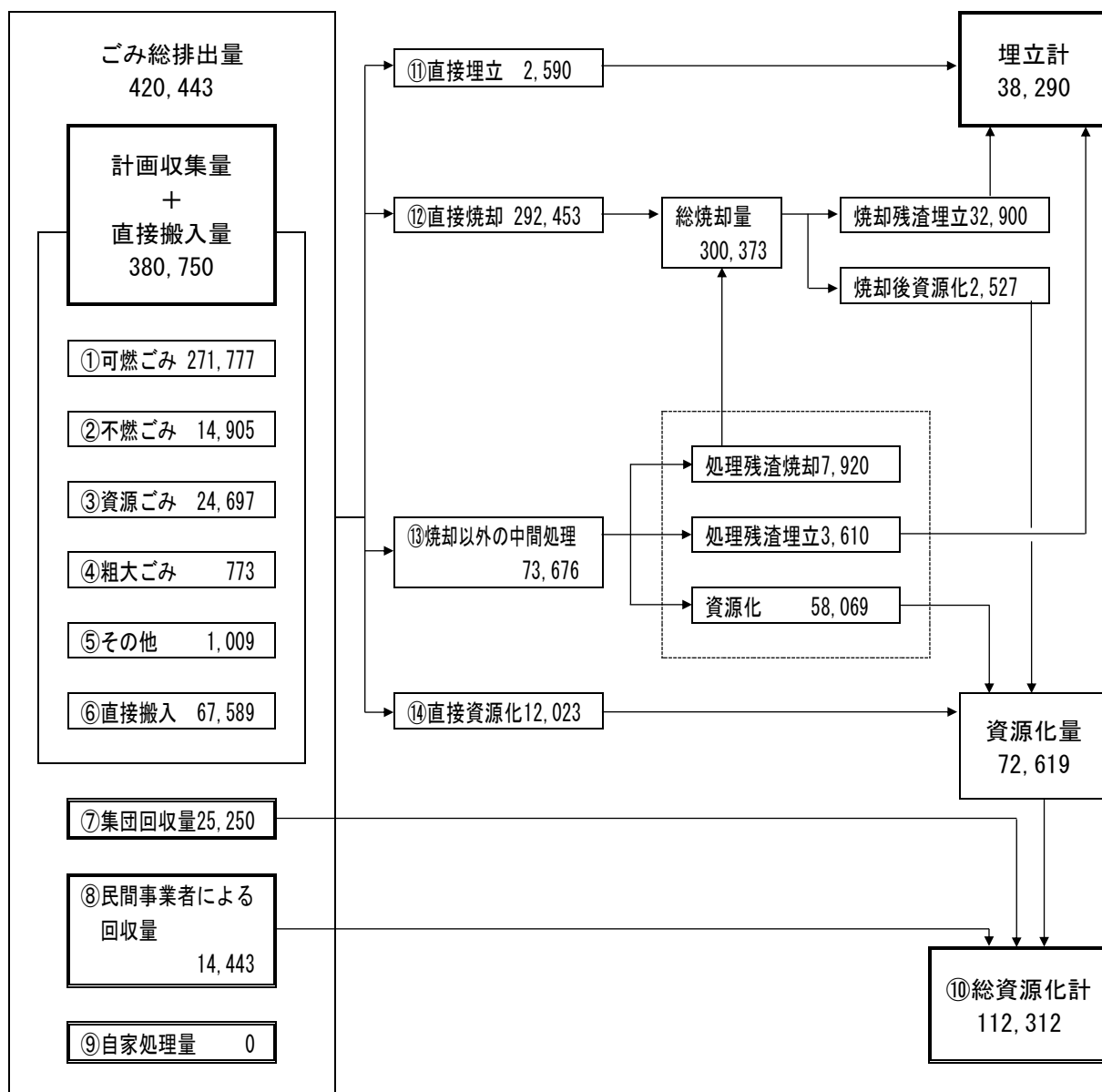


※集団回収は生活系ごみに分類

図 2-5 生活系ごみと事業系ごみの割合の推移

オ. ごみ処理の状況

30年度におけるごみの処理状況は、図2-6、表2-3のとおりで、リサイクル率（再生利用率）の推移は表2-4のとおりである。



計画収集人口	1,064,456 人
自家処理人口	0 人
総人口	1,064,456 人

- ごみ総排出量：①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＝420,443 t /年
- ごみ処理量：⑪＋⑫＋⑬＋⑭＝380,742 t /年
- リサイクル率：総資源化量(⑩) / (ごみ処理量＋集団回収量＋民間事業者による回収量) (⑩＋⑫＋⑬＋⑭＋⑦＋⑧) = 26.7 %

図2-6 30年度ごみ処理状況（単位：t）

表 2-3 30 年度ごみ処理状況

ごみ処理量				集団回収量	民間事業者による回収量
	焼却等による減量化量	埋立量	資源化量		
380,742t	269,833t <70.9%>	38,290t <10.1%>	72,619t <19.1%>	25,250t	14,443t
				総資源化量	
				112,312t <リサイクル率 26.7%>	

表 2-4 リサイクル率（再生利用率）の推移

年 度	24	25	26	27	28	29	30
富山県※	26.1	26.0	25.3	25.2	25.6	26.5	26.7
全 国	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9

※県内の状況を反映させるため、本県の数値は民間事業者による回収量を含めている。

### (3) 施設整備状況

#### ア. ごみ焼却施設

県内におけるごみ焼却施設の整備状況は、表 2-5 及び図 2-7 のとおり 5 施設となっており、稼働中の焼却施設の能力は県内全体で 1,450.2 t/日であり、市町村等が収集したものと直接搬入された可燃物（平均 801t/日）を処理している。

型式については、准連続炉が 1 施設、全連続炉が 4 施設であり、型式別の処理能力の合計は、准連続炉 174 t/日、全連続炉 1,276.2 t/日となっている。

表 2-5 ごみ焼却施設整備状況

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	名 称	型 式	能 力 (t/日)	発 電 能 力 (kW)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810 (24時間)	20,000
高 岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高 岡 広 域 エコ・クリーンセンター	全連続	255 (24時間)	4,600
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エ コ ぽ ー と	准連続	174 (16時間)	—
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み	全連続	73.2 (24時間)	—
	射水市	クリーンピア射水	全連続	138 (24時間)	1,470
計		5 施設	—	1,450.2	—

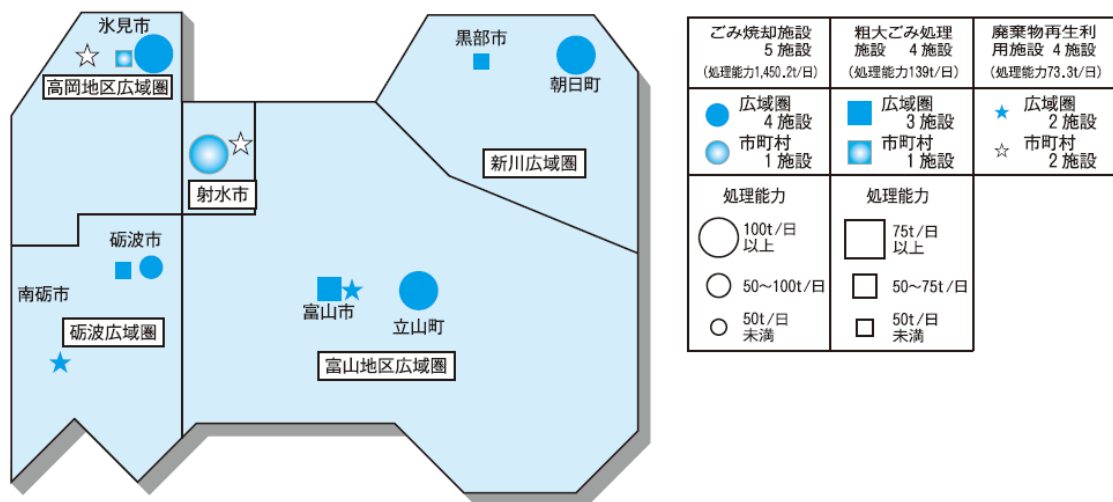


図 2-7 ごみ処理施設の状況

イ. 粗大ごみ処理施設

県内における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表 2-6 及び図 2-7 のとおりで、収集された不燃ごみ等について破碎や圧縮等の処理を行っている。これら 4 施設の 1 日当たりの処理能力は 139 t である。

表 2-6 粗大ごみ処理施設整備状況

(2年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

ウ. 廃棄物再生利用施設

県内における廃棄物再生利用施設の整備状況は、表 2-7 のとおり 4 施設であり、1 日当たり処理能力は 73.3 t である。

表 2-7 廃棄物再生利用施設整備状況

(2年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
	射水市	ミライクル館(処理棟)	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

エ. 最終処分場(埋立処分)

県内における最終処分場の整備状況は、表 2-8 のとおり 11 施設であり、施設規模は総面積 631 千 m<sup>2</sup>、埋立面積 185 千 m<sup>2</sup>、埋立容量 206 万 m<sup>3</sup> となっている。

埋立残余容量は 499,434m<sup>3</sup> であり、元年度のごみ埋立量 21,938m<sup>3</sup> から推定すると元年度末で約 22.8 年の残余年数がある。(全国では平成 30 年度末で 21.6 年間)

表 2-8 最終処分場施設整備状況

(2年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	全体面積 (m <sup>2</sup> )	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )
富山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	85,750
高岡	高岡市	埋立処分場(B地区)	234,800 <sup>※</sup>	25,000	259,000	9,500
		埋立処分場(D地区)		12,900	115,000	72,300
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	58,229
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	72,240
新川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	97,041
		宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	31,558	20,990	234,939	0
		宮沢清掃センター新最終処分場	45,239	3,300	54,000	48,252
砺波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	11,856
		南砺リサイクルセンター埋立地	19,295	3,180	31,800	0
	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	44,266
計		11施設	630,933	184,870	2,057,001	499,434

※ A、B、C、D地区の合計(A、C地区は埋立終了)

#### (4) ダイオキシン類対策

令和元年度の県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）におけるダイオキシン類排出濃度の調査結果は表 2-9 のとおりであり、すべての施設で大気排出基準を下回っていた。

また、これらのごみ焼却施設から排出されたダイオキシン類の年間排出量は、0.03g-TEQ となっている。

表 2-9 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果（元年度）

施設名称	排出濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	大気排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	ND	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.000028～0.000087	1
新川広域圏事務組合 エコぽ～と	0.0058～0.11	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.091～0.17	5
射水市 クリーンピア射水	0.0083～0.013	5

#### (5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策

「富山物質循環フレームワーク」で取組みの具体例として食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられたことを踏まえ、有識者、事業者・消費者の関係団体、市町村等で構成する富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議を設置し、「3015（さんまるいちご）運動※」など、削減に向けた全県的な運動を推進している。

※立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動  
食べきり3015：開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、料理を食べきる。  
使いきり3015：毎月30日と15日に冷蔵庫等をチェックし、必要な分だけ購入して食材を使いきる。

##### ア. 食品ロス・食品廃棄物の実態把握

###### 1) 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（組成調査、アンケート調査）

###### i. 可燃ごみの組成調査

- ① 平成28年11月から29年8月まで、富山地区広域圏事務組合等と協力し、計5回にわたり年間を通じた可燃ごみの組成調査を実施した結果、可燃ごみ全体に占める食品廃棄物の割合は45.0%で全国（41.4%）と同程度であった。この比率をもとに県内の食品ロス発生量（年間）は2.7万トンと推計された。

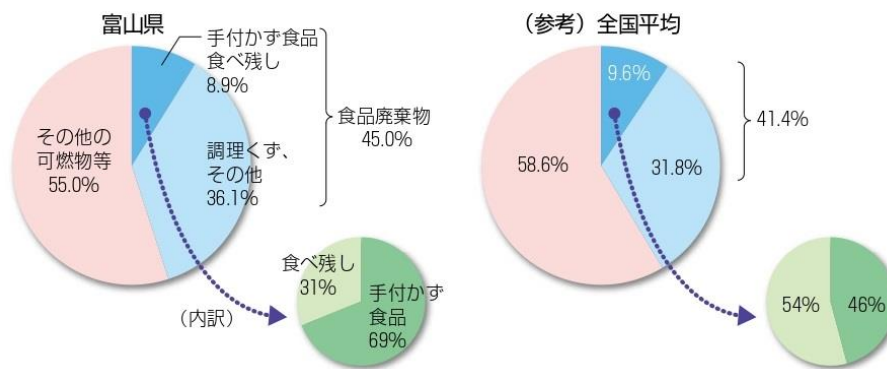


図 2-8 可燃ごみの組成調査結果

- ② 一方、食品ロス（手付かず食品、食べ残し）については、手付かず食品の占める割合は69%で食べ残しの約2倍もあり、全国（46%）と比べて高くなった。また、夏季（6、8月）には、手付かず食品だけでなく、食べ残しも大幅に増えることから食品ロス発生量が多くなることがわかった。

表 2-10 家庭ごみの食品ロス量（組成調査実測値）

区分	11月、1月、3月の平均	6月、8月の平均
手付かず食品	2.1 kg	3.1 kg
食べ残し	0.7 kg	2.3 kg
計	2.8 kg	5.4 kg

## ii. 家庭へのアンケート調査

- ① 家庭を対象に食品ロス・食品廃棄物の排出状況などについてアンケート調査を実施した結果、88.0%の家庭で「賞味・消費期限切れ等の手付かず食品」が出ており、その理由として最も割合が高いのは「購入したことを忘れ、期限切れになる」（61.5%）であった。
- ② 一方で、食品ロス削減の取組みについては、「買い物の前に冷蔵庫の中を確認している」は59.8%、「賞味・消費期限を確認し期限が遠い食品を購入している」は61.5%の家庭で実施されていた。

このようなことから、「重複買い」「賞味期限が遠いことによる過信」「冷蔵庫への詰め込みすぎ」など、さまざまな原因で手付かず食品などの食品ロスが発生しているものと考えられる。

## 2) 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査

県内の食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）を対象に食品ロス・食品廃棄物の発生状況について調査を実施した結果、県内での食品ロス発生量（年間）は1.6万tと推計され、食品廃棄物に占める割合は19.4%で全国（17.4%）と同程度であった。



また、業種別の食品廃棄物発生量については、食品製造業が全体の7割を占めて最も多くなったが、食品ロスの発生量については、外食産業が36.3%と4業種の中で最も多くなった。また、食品廃棄物に占める食品ロスの発生量の割合は外食産業が64.2%と4業種の中で最も多いことがわかった。

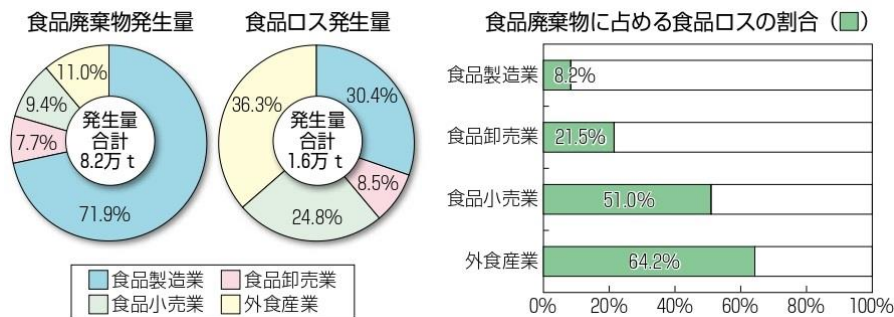


図 2-9 事業系食品ロス・食品廃棄物の実態調査結果

3) 県内における食品ロス・食品廃棄物の状況

28～29年度に行った実態調査の結果から、本県での食品ロス・食品廃棄物の発生量は下記のとおり推計された。

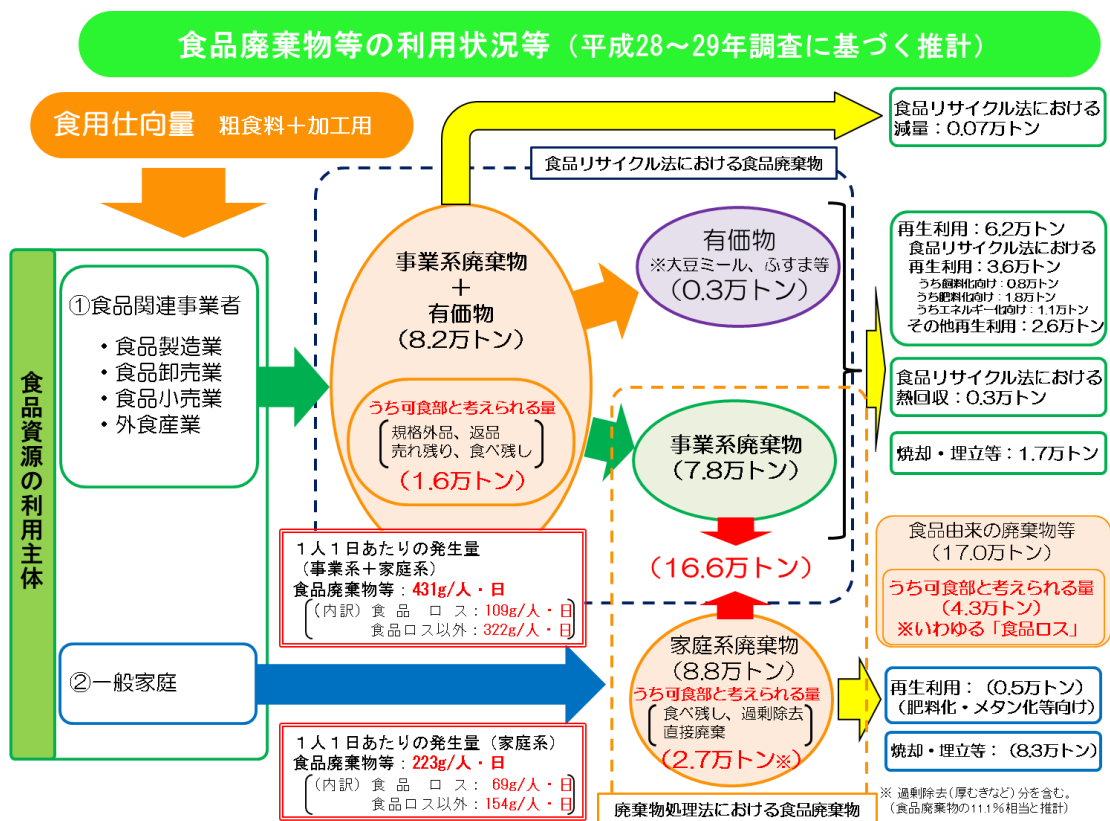


図 2-10 食品廃棄物等の利用状況等

イ. 食品ロス・食品廃棄物の削減の取組み (令和元年度)

1) 食品ロス・食品廃棄物の削減に関する周知・啓発

i. 食品ロスモニター調査の実施

「使いきり 3015」の取組効果を把握するため、2週間食品ロスの発生量を記録するモニター調査を実施した。611世帯が参加し、「使いきり 3015」の効果として年間約 15,000

円の節約効果（4人家族の場合）があることが推計された。また、この結果をとやま環境フェアなどで啓発した。

ii. 「サルベージ・サポーター」の認定・マッチング

家庭で持て余している食材を持ち寄って料理するサルベージ・パーティについて、県内での開催拡大につなげるため、講師として活動を希望する方をサポーターとして募集・認定するとともに（計28名）、開催を希望する団体等とのマッチングを行った（計5回）。

iii. 手付かず食品を活用した料理写真の募集・紹介

小学生が家族と一緒に作った、手付かず食品を使った料理の写真を募集した。133名から応募があり、とやま環境フェアや県内の全小学生に配布されている新聞で、その結果をPRした。

iv. 消費者向け啓発用テレビCMの放映

消費者行動の見直し（すぐに食べる食品は期限の近いものから購入するなど）を促すためのテレビCMを放映した（元年10月から2年3月）。

2) 発生抑制の重点的な取組み

i. 全県的な食品ロス等削減運動の展開

・食品ロス等削減運動協力宣言事業者の募集・登録

食品ロス等削減に対する意識を高め、機運の醸成を図るため、食品ロス等の削減に取り組む農林水産物の生産者及び食品関連事業者等を「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」として登録（414件：2年3月末時点）し、登録事業者には認定ステッカーを交付するとともに、その取組みをホームページ等に掲載して広く紹介している。

・消費・賞味期限の近接する商品の優先購入キャンペーンの実施

消費・賞味期限の近接した商品の購入が食品ロス削減につながることを消費者に広く周知し、理解促進を図るため、食品スーパーマーケット等と連携してポスター、POP等PR媒体の掲示によるキャンペーンを実施した。

ii. 商慣習の見直しの推進

食品流通過程における食品ロス発生の原因となりうる納品期限や過剰在庫等の商慣習の見直しを推進するため、以下を実施した。

- ① 事業者や消費者が商慣習の見直しの取組みについて考える「食品ロス削減のための商慣習見直しフォーラム」（元年7月）や、消費者の過剰な鮮度志向の改善やある程度の欠品を許容する考えなどを啓発するイベント（8月、10月）を開催した。
- ② 商慣習の見直しに取り組む食品関連事業者を「商慣習見直し宣言事業者」として募集し、その取組みをホームページで紹介した（2年3月末時点で22者を登録）。
- ③ 製造業、卸売業、小売業、経済・消費者団体等で構成される専門部会などを開催し、納品期限の緩和に向けた課題などについて検討した（元年10月：第3回専門部会、2年2月：第4回専門部会）。

iii. 小売店の食品ロス削減の取組みへの支援

食品の販売・購入を通じて食品ロスを削減するため、小売店の先進的で広がり可能性のあるモデル活動の企画を募集し、支援した（2件）。また、商慣習見直し宣言事業者の取組みの加速化を図るため、期限間近商品のディスプレイなどの導入を支援した（1件）。

## (6) 災害廃棄物対策

地震等の大規模な災害の発生時において、災害廃棄物の処理等を適正かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業資源循環協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築している。

平成29年3月には、地震などの災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた、富山県災害廃棄物処理計画を策定している。

富山県災害廃棄物処理計画の概要は表2-11のとおりである。

その後、30年2月に県地域防災計画<地震・津波災害編>が修正され、地震被害想定が追加されたほか、31年3月に県災害時受援計画の策定、令和元年10月には台風19号に伴う災害廃棄物の広域処理の支援を行ったことから、これらの内容を反映させるなど、2年3月に処理計画を改定している。また、災害廃棄物の発生量の推計について技術的な支援を行うなど、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、市町村等との情報伝達訓練を実施している。

表 2-11 富山県災害廃棄物処理計画の概要

<p>総則</p>	<p>○計画の対象</p> <p>災 害：地域防災計画に定める「災害対策本部」の設置が必要となる災害          (呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定)</p> <p>廃棄物：地震や津波等の災害によって発生する廃棄物(木くず、コンクリート片など)          被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(避難所ごみ、し尿など)          (放射性物質汚染物を除く。)</p> <p>○県の役割</p> <p>廃棄物処理の業務の調整機能を担う。(他の地方自治体や国、民間事業者、関係団体等との協力体制の整備など)</p> <p>○処理完了目標</p> <p>災害発生から概ね3年以内</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後には、被災状況を踏まえ具体的な処理方法を示した「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。</li> <li>・復旧復興後は「災害廃棄物処理計画」を見直す。</li> </ul>
<p>災害廃棄物 対策</p>	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制、指揮命令系統、人員の確保</li> <li>・市町村・民間事業者等との協力体制の検討</li> <li>・災害廃棄物発生量、処理可能量を推計(地域防災計画の被害想定を基に推計)</li> <li>・情報伝達などの教育訓練の実施</li> </ul> <p>2 災害応急対応</p> <p>[初動：発災後数日間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、組織体制の整備、連絡手段の確保</li> <li>・災害廃棄物を円滑に処理していくための連携体制の構築</li> </ul> <p>[応急対応の前半：～3週間程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレが不足した場合、全国に提供を要請</li> <li>・し尿の収集ができない市町村での収集を周辺自治体や民間事業者等と調整</li> <li>・有害廃棄物や腐敗性廃棄物の処理を周辺自治体や民間事業者等と調整</li> <li>・倒壊建物の解体や道路通行の支障除去について関係機関や民間事業者等と調整</li> </ul> <p>[応急対応の後半：～3か月程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災市町村以外での処理受入れに関する情報などを被災市町村に提供</li> </ul> <p>3 復旧復興〔発災～3年程度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域処理時の受入れや派遣の調整</li> <li>・被災処理施設の修理、災害廃棄物処理に係る国庫補助金の手続きの支援</li> <li>・進捗状況の管理、処理体制見直しの支援</li> </ul>

## フードドライブの促進



まだ食べることができるのに廃棄されてしまうことで発生する食品ロス。富山県の家庭で発生する食品ロスは、「食べ残し」よりも、未開封のまま捨てられる「手付かず食品」の方が多く、課題となっています。

この手付かず食品を有効活用する方法として、県では令和2年度に、家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている福祉団体などに無償で提供する「フードドライブ」をモデル的に実施しました。

	日時	集めた場所	集まった食品
1回目	8月3日（月） ～5日（水）	黒部市役所	942点、189kg （提供者122名）
2回目	9月24日（木）、 25日（金）	高岡市役所 他市内5か所	920点、312kg （提供者123名）
3回目	10月30日（金） ～11月1日（日）	アルビス高原町店 （富山市）	687点、136kg （提供者96名）

（参考）集めた食品の条件

以下の条件をすべて満たす食品

- ・賞味期限まで1か月以上あるもの
- ・常温保存できるもの
- ・未開封で、包装が破損していないもの
- ・日本語で表記されているもの

3回の実施で、インスタント食品やお菓子、乾物など、のべ341名から約2,500点（約640kg）の食品が集まりました。

これらの食品は、各市の社会福祉協議会を通じて、生活困窮者の支援団体などに提供しました。



今後、モデル実施で得られた課題などを整理し、マニュアルを作成することで、企業、学校など各種団体による自主的なフードドライブを促進することとしています。

## 2. し尿処理の状況

### (1) し尿処理状況の推移

県内のし尿計画処理量の推移は、図 2-11 のとおりで、近年は減少傾向にあり、平成 30 年度には 11 万 kL となっている。

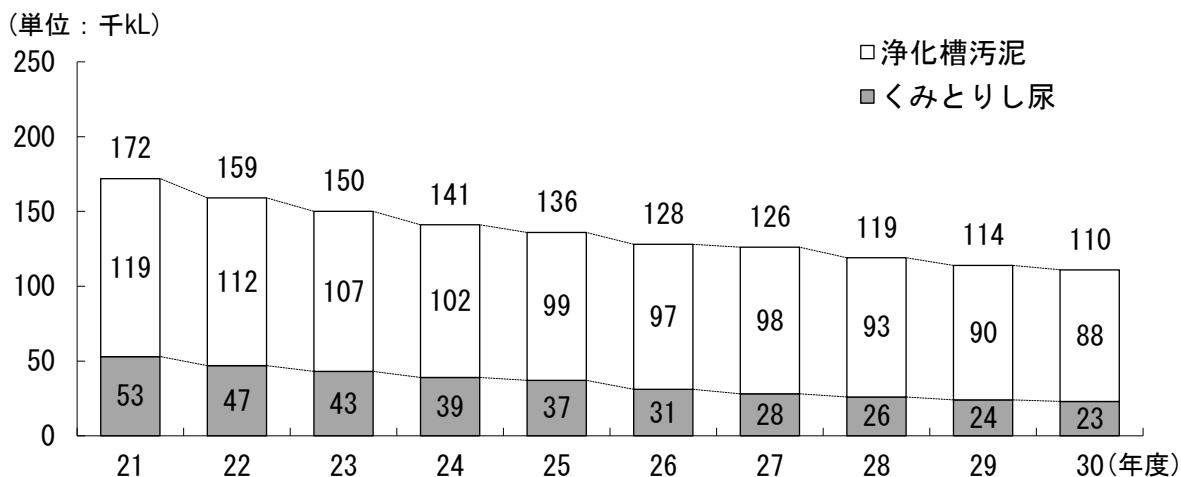


図 2-11 し尿処理状況の推移

### (2) し尿の収集及び処理状況

#### ア. 計画処理区域の状況

30 年度のし尿の計画収集人口は約 3 万 3 千人 (3.1%) で、これに水洗化人口約 103 万人 (96.9%) を加えた衛生処理人口は約 106 万人となっている。

(30 年 10 月 1 日現在)

総人口		1,064,456 人
非水洗化人口		33,346 人 (3.1%)
水洗化人口		1,031,110 人 (96.9%)
し尿計画収集人口		33,346 人 (3.1%)
公共下水道人口	858,404 人 (80.6%)	浄化槽等人口 172,706 人 (16.2%)
衛生処理人口 1,064,456 人 (100%)		

図 2-12 計画処理区域の状況

イ. し尿の収集形態別収集量

30年度におけるし尿の収集量は、約11万kLで、これを収集形態別にみると表2-12のとおり、委託業者によるもの約2万9千kL(26.4%)、許可業者によるもの約8万kL(72.5%)などであった。

表2-12 し尿の収集形態別収集量(30年度)

(単位：kL/年)

区分		し尿	浄化槽汚泥	計
収集量		22,671	87,768	110,439
収集形態別	直営	0	1,190	1,190
	委託	14,022	15,154	29,176
	許可	8,649	71,424	80,073
自家処理量		0	0	0

ウ. し尿の処理状況

30年度におけるし尿の処理状況は、表2-13及び図2-13のとおりで、処理量約11万kLのうち、約8万4千kL(76.0%)がし尿処理施設で、残り約2万6千kL(24.0%)が下水道で処理されている。

なお、海洋投入及び農地還元は行われていない。

表2-13 し尿の処理状況(30年度)

(単位：kL/年)

処理区分	し尿	浄化槽汚泥	計
し尿処理施設	19,308	64,639	83,947
下水道投入	3,363	23,129	26,492
計	22,671	87,768	110,439

(単位：kL/年)

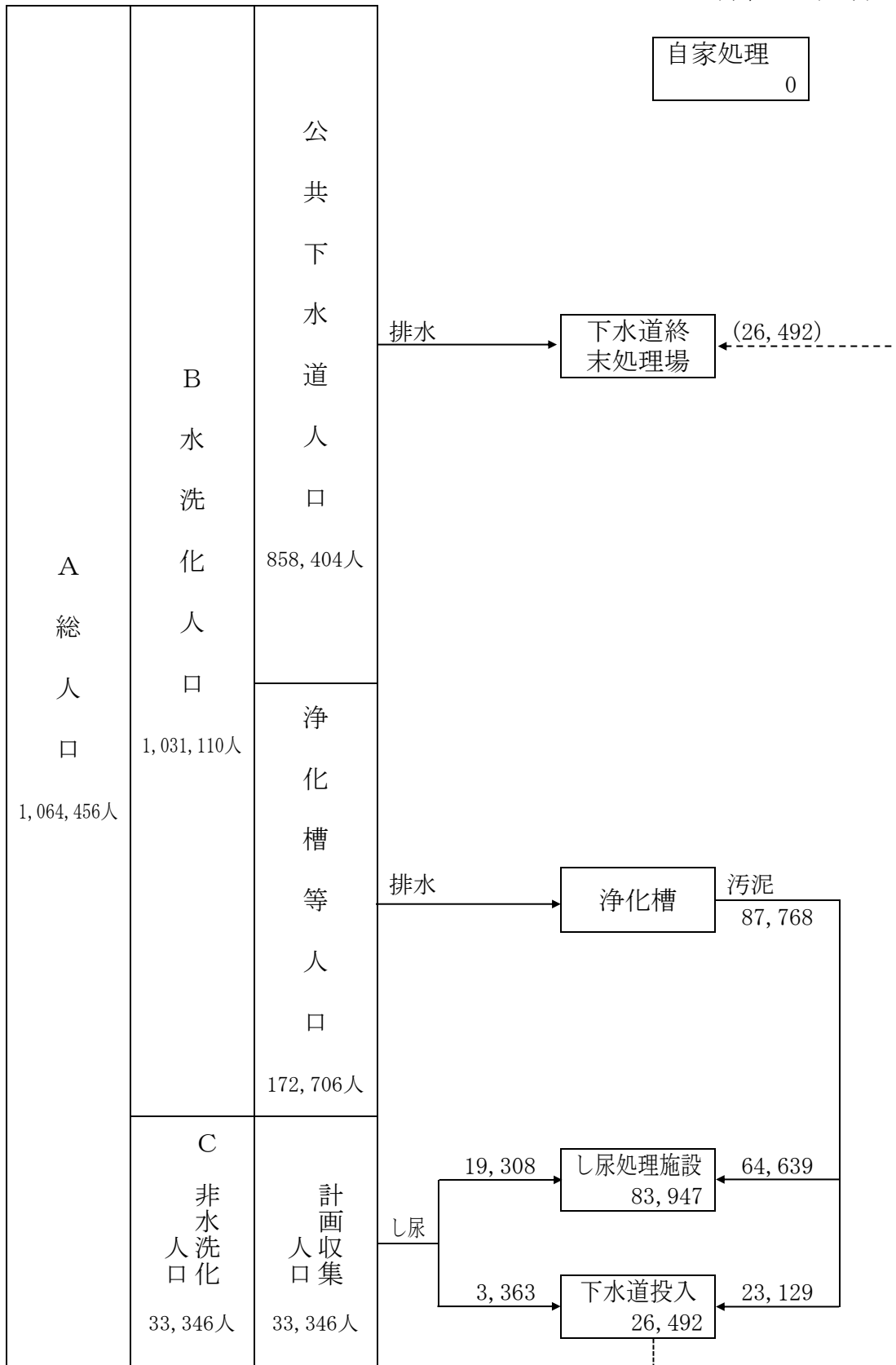


図 2-13 し尿処理フローチャート(30 年度)



### (3) し尿処理施設整備状況

県内におけるし尿処理施設の整備状況は、表 2-14 のとおり 7 施設となっており、処理能力は県内全体で 1 日当たり 467kL であり、委託業者や許可業者等が収集した 1 日当たり平均収集量 303kL に対して十分な処理能力が確保されている。

処理方式については、高負荷脱窒素方式 2 施設、消化・活性汚泥方式 3 施設、固液分離方式 2 施設となっている。

処理能力については、高負荷脱窒素方式が 134kL/日、消化・活性汚泥方式が 242kL/日などとなっている。

表 2-14 し尿処理施設整備状況

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	名 称	処理方式	能 力 (kL/日)
富 山	富山市	つばき園	固液分離 (浄化槽汚泥専用)	90
	富山地区広域圏事務組合 〔富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町〕	衛生センター し尿処理棟	標準脱窒素	60
		衛生センター 汚泥処理棟	固液分離 希釈放流	50
高 岡	高岡市	し尿処理施設	好気性 消化処理	66
	氷見市	クリーン センター	高負荷 脱窒素	30
砺 波	砺波地方衛生施設組合 〔高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市〕	クリーンシス テムとなみ	直接脱水型 硝化脱窒素	55
	射水市	衛生センター	低二段 活性汚泥	116
計		7 施設		467

#### (4) 浄化槽

##### ア. 浄化槽の設置基数

生活水準の向上に伴い、水洗化の要請が高まり、特に下水道の整備が遅れている地域では、急速に浄化槽が普及したため、放流水による公共用水域の汚濁防止対策に十分な配慮が必要となった。

このため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制並びに関係業者の責任と業務の明確化及び地位の確立を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進することを目的として、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)が制定され、昭和 60 年 10 月 1 日から施行されている。

県内における浄化槽設置数の推移は図 2-14 のとおりであり、平成 7 年度の 115,678 基をピークに減少し、30 年度は 43,064 基となっている。

また、12 年 6 月には浄化槽法が改正され、13 年 4 月以降に浄化槽を新設する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務付けられている。

県内における単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移は図 2-15 のとおりであり、5 年度で 3.5%であった合併処理浄化槽の割合が 30 年度では 30.3%に向上している。

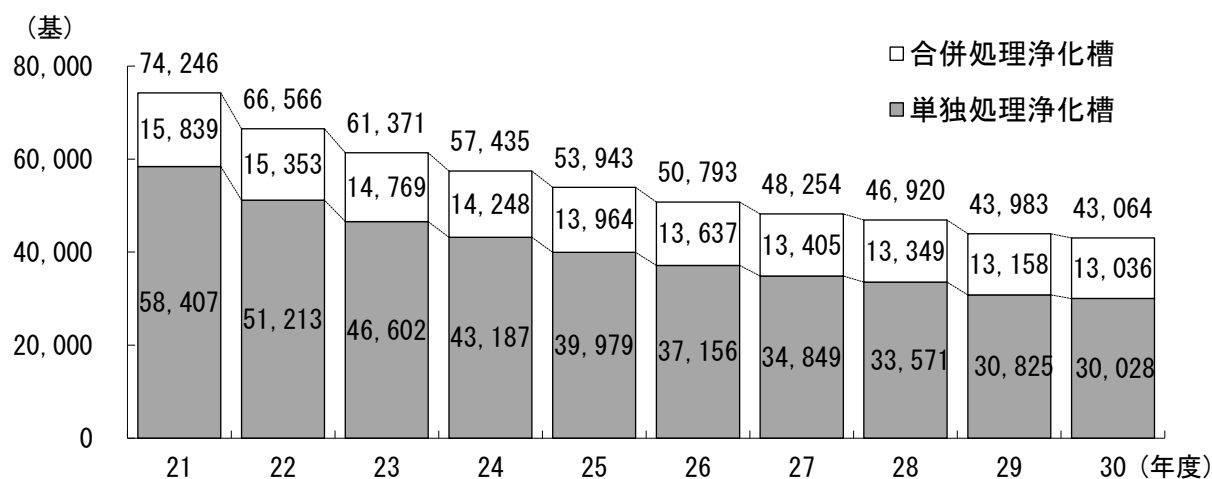


図 2-14 浄化槽設置数の推移

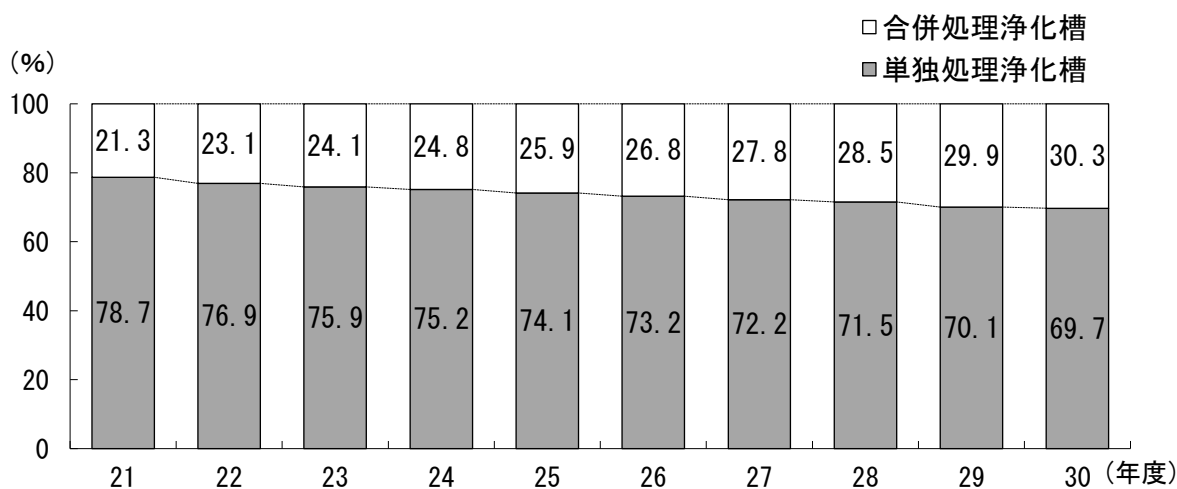
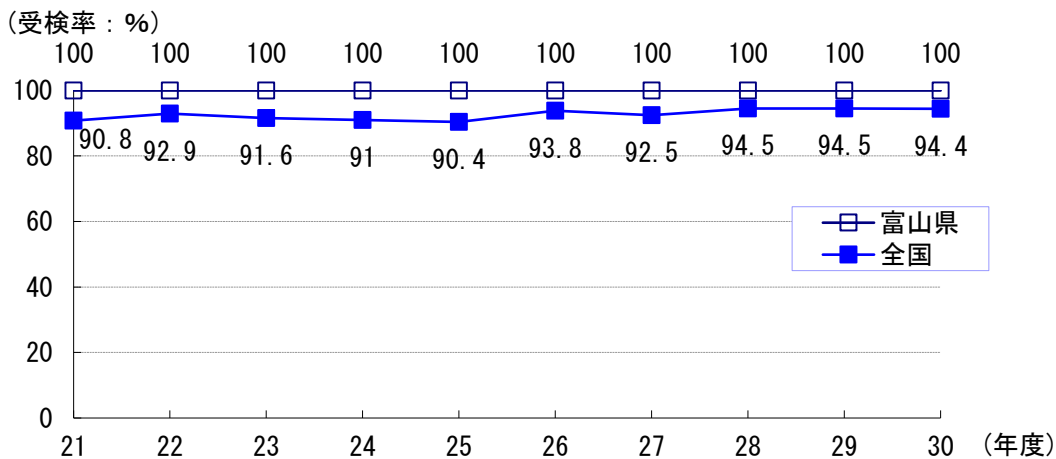


図 2-15 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移

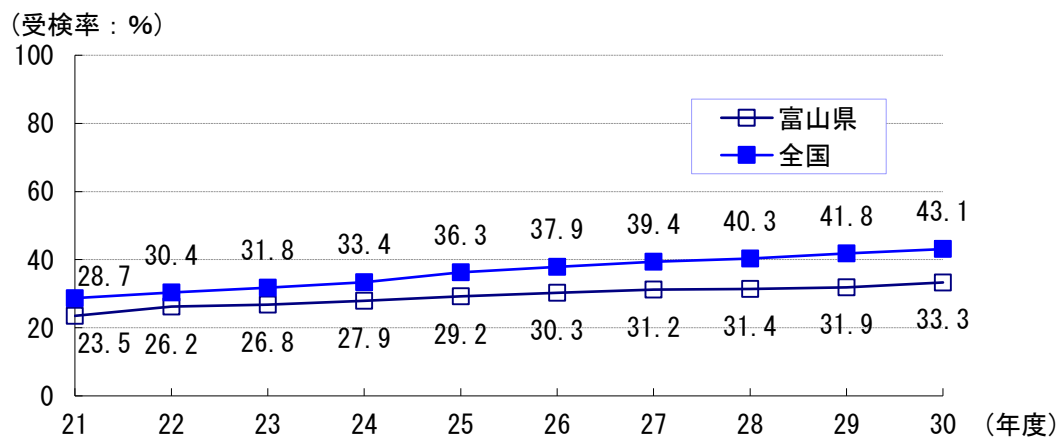
イ. 法定検査の受検の状況

浄化槽法で定められている法定検査受検率の推移は図 2-16 のとおりであり、7 条検査については、18 年度以降、県内受検率は 100% を維持しているが、11 条検査については、全国平均を下回っている。

① 7 条検査



② 11 条検査



③ 市町村別の 11 条検査受検率 (30 年度)

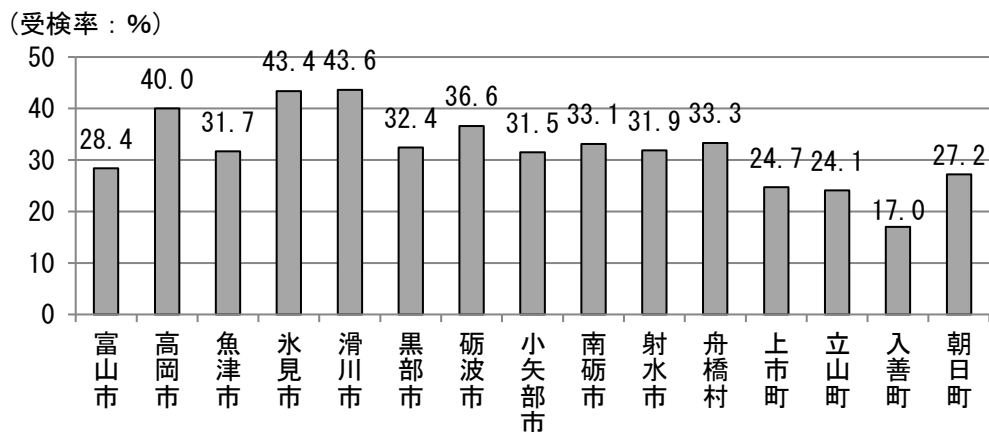
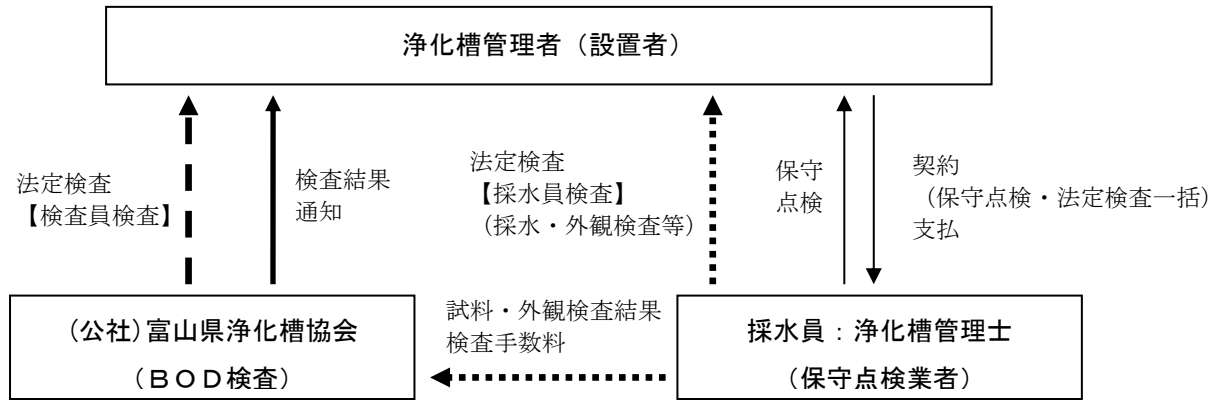


図 2-16 浄化槽法定検査受検率の推移等

ウ. 11条検査の受検率向上の取組み

11条検査については、低迷する受検率の向上のため、20年度に採水員検査などの簡易検査を導入するとともに、21年度からは国の基金も活用し、未受検者への案内・リーフレットの送付、戸別訪問による受検依頼等の啓発事業を展開してきたところである。

その結果、19年度までは15%に満たなかった受検率が、30年度には33.3%まで向上するなど一定の成果が得られたものの、依然として全国平均の43.1%を下回っている。



※ 採水員検査を受検している場合も、5年に1回は検査員検査を受けなければならない。

図 2-17 採水員検査制度のイメージ

**毎年1回 浄化槽をお使いの皆様へ 法定検査を受けましょう!**

あなたの浄化槽からの放流水はきれいですか？法定検査を受けて身近な環境をより良くしましょう。

浄化槽を使用されている方には「法定検査」「保守点検」「清掃」という3つの義務があります。

**法定検査**

年1回、浄化槽が適正に維持管理され、その機能が十分に発揮されているかどうかを確認する「浄化槽の健康診断」です。(公社)富山県浄化槽協会が行います。

- 定期検査 年1回(11条検査)
  - 毎年1回受け付けていただく検査です。この検査では、維持管理状況とBOD検査などの水質検査で検査を行います。
  - 法定検査の依頼手数料を、保守点検業者に委託することができます。
- 初めての検査(7条検査)
  - 新たに浄化槽を設置して、使用開始後3～8月の間に1回だけ受け付けていただく検査です。この検査では、主に設置状況と水質の検査を行います。

**保守点検**

浄化槽が正しく運転され、その機能を維持するために点検・調整または修理する作業です。富山県・富山市へ登録している保守点検業者へ委託してください。

**清掃**

浄化槽内の汚れたものが多く溜まると悪臭などの原因となるため、定期的にハイキュー車で引き取り・洗浄する作業です。市町村の許可を受けた清掃業者へ委託してください。

容量	10	11~20	21~100	101~300
第7条検査	10,000	11,000	12,000	15,000
第11条検査	6,000	7,000	8,000	11,000

富山県知事指定検査機関  
 (公社) 富山県浄化槽協会 〒930-0083 富山市緑島町2-1-3 富山商工会議所ビル別館7階  
 浄化槽相談窓口 ☎0120-192-101

**よくあるご質問**

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けなくてはいけませんか？

A すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なります。指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q 法定検査を受けなければ罰則はありますか？

A 法定検査を受けていない浄化槽の設置者に対して、県知事は指導及び勧告、勧告、命令といった指導監督ができる規定が設けられています。浄化槽の設置者が正当な理由がなく、この命令に違反した場合は、30万円以下の罰料に処せられます。

**浄化槽と上手につきあうために**

浄化槽の詰まりを防ぐには、30分おきに水を流す「微生物」が重要です。微生物が死んでしまえば、水をきれいにすることも難しくなります。微生物がたまりやすい環境にすることで、次に次の詰まり防止に浄化槽を使います。

トイレでは、排水口には、微生物が繁殖しやすい環境を確保するために、定期的に薬剤を流すようにしてください。

台所では、排水口には、微生物が繁殖しやすい環境を確保するために、定期的に薬剤を流すようにしてください。

風呂では、排水口には、微生物が繁殖しやすい環境を確保するために、定期的に薬剤を流すようにしてください。

浄化槽の上では、微生物が繁殖しやすい環境を確保するために、定期的に薬剤を流すようにしてください。

**浄化槽に関するお問い合わせ窓口は**

富山県高岡衛生センター 製水支所 TEL: 076-56-2656  
 富山県高岡衛生センター 水見支所 TEL: 076-76-1780  
 高岡市地域安全課 TEL: 076-20-1352  
 富山県高岡衛生センター 赤沢支所 TEL: 076-67-1070  
 富山県高岡衛生センター TEL: 076-22-3511

富山県新川衛生センター TEL: 076-62-1225  
 富山県新川衛生センター 角津支所 TEL: 076-24-9359  
 富山県中野衛生センター TEL: 076-24-3488  
 富山県生活環境文化環境健康課 TEL: 076-44-3140  
 富山県保寿厚生生活衛生課 TEL: 076-428-1154

**富山県環境政策課** 〒930-8501 富山市新緑町1-7 TEL: 076-444-3140  
 富山県知事指定検査機関  
 (公社) 富山県浄化槽協会 〒930-0083 富山市緑島町2-1-3 富山商工会議所ビル別館7階  
 浄化槽相談窓口 ☎0120-192-101

図 2-18 法定検査の受検を呼びかけるリーフレット

26年度には、業者が実施する「保守点検」及び「清掃」と、指定検査機関が実施する「法定検査」の契約窓口や支払を一本化し、法定検査受検率の向上に資する「浄化槽一括契約制度」について、(公社)富山県浄化槽協会と連携して検討を行った。

検討にあたっては、全国の先進事例について調査するとともに、(公社)富山県浄化槽協会が設置したワーキンググループにおいて意見交換を行い、地域の実情に応じた望ましい制度の導入方法等について「浄化槽一括契約制度の導入に向けて」として取りまとめ、市町村や業界団体に対して説明会を実施し、制度の普及を図った。

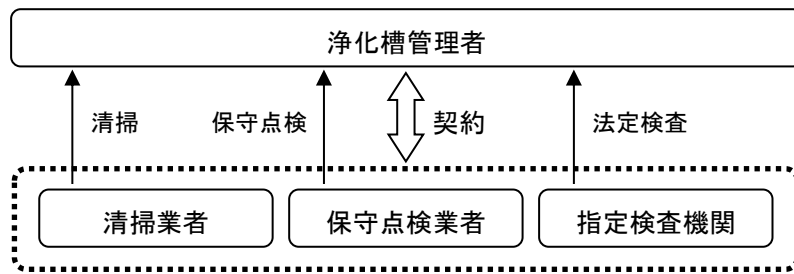


図 2-19 一括契約制度のイメージ

## 浄化槽法等の一部改正

浄化槽については、単独処理浄化槽が多く残存しているため、環境負荷の低い合併浄化槽への転換を促す必要があります。また、法定検査の受検率が低く、適正な維持管理の推進が必要です。

こうしたことから、令和元年6月19日、単独転換の推進と維持管理の強化を主な内容とする「浄化槽法の一部を改正する法律」が公布、令和2年4月1日から施行されました。改正の内容は次のとおりです。

### 浄化槽法の一部を改正する法律 概要

**法改正の背景** ・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の53%、400万基残存。環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒第1・第2・第5  
※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。  
 ・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒第3～第7

#### 第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。  
 ⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」= 既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

#### 第2 公共浄化槽

- 一 公共浄化槽の設置に関する計画  
 市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。  
 （計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）
- 二 排水設備の設置等  
 ・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。  
 ⇒違反者には勧告・命令が可能。  
 ・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）
- 三 その他公共浄化槽に関し必要な事項  
 ・排水設備の検査  
 ・使用に係る料金 など

#### 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

#### 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

#### 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

#### 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

#### 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

これを受けて、県条例についても次のとおり改正を行いました。（令和2年4月1日施行）

#### （1）浄化槽管理士の研修受講の義務化

浄化槽保守点検業者は、登録の届出に記載の浄化槽管理士に、登録の有効期間ごとに1回以上、研修を受講させるよう義務付けられました。

#### （2）登録の有効期間の変更

浄化槽保守点検業の登録の有効期間について、3年から5年に変更されました。令和2年4月1日以降に新規登録・更新登録を受けた浄化槽保守点検業者について適用されます。

### 3. 一般廃棄物処理事業の状況

#### (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、15市町村全てで制定されている。

令和元年度におけるごみの手数料のうち、一般家庭の可燃ごみについては、有料としているのが10市町で、残りの5市町村では無料となっている。また、事務所等から排出される事業系のごみについては、3市が収集運搬及び処分の手数料を定めており、直接搬入ごみについては、15市町村が手数料を定めている。

し尿の手数料については、一般家庭から手数料を徴収している。なお、6市町がし尿処理場受入手数料を負担している。

#### (2) 一般廃棄物処理業者

市町村、一部事務組合で法に基づいて委託又は許可した件数は、表2-15のとおり689件で、このうち、ごみの許可が460件と最も多くなっている。

一般廃棄物処理業者数及びその従業員数は、表2-16のとおり237業者、3,956人となっている。

表2-15 許可、委託件数

(平成31年3月31日現在)

区 分		件 数	
ごみ	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	150	
	許可 (廃棄物処理法第7条)	460	
し尿	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	19	
	許可	し尿収集運搬業 (廃棄物処理法第7条)	48
		浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	42
計		689	

表2-16 一般廃棄物処理業者数及び従業員数

(31年3月31日現在)

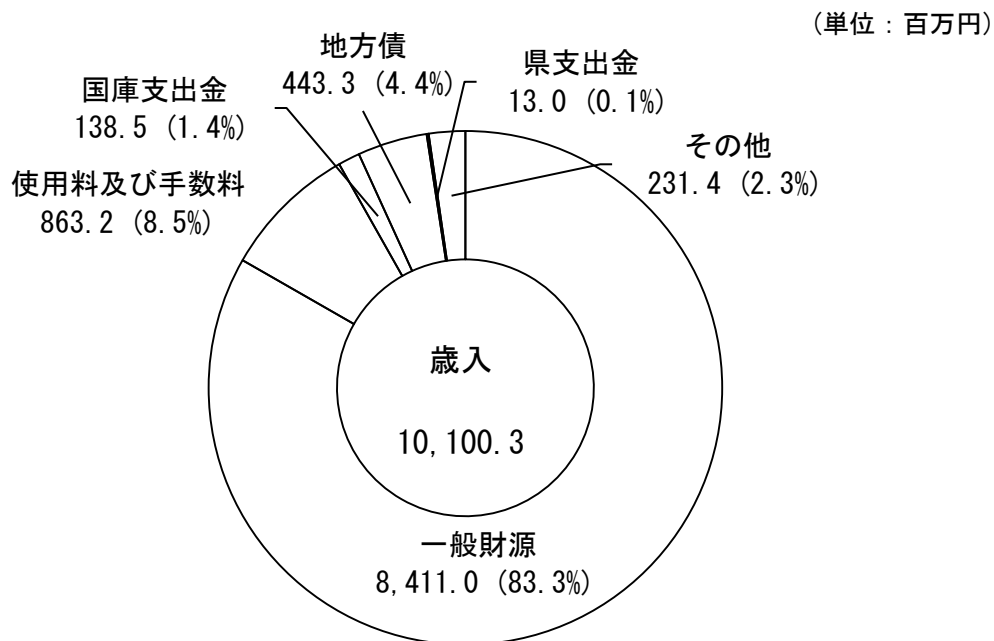
業 者 数				従 業 員 数 (人) ※			
総 数	ごみ専業	し尿専業	兼 業	総 数	収集運搬	中間処理	最終処分
236	207	22	7	4,274	3,729	594	0

※従業員数について、同一人が兼務している場合、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれに重複して計上しているが、総数については従業員数の実数であるため、合計は合わない。

### (3) 事業経費

30年度における廃棄物処理事業費の状況について、市町村の廃棄物処理事業経費は、図2-20のとおりごみ関係が89億9千4百万円(89.0%)、し尿関係が11億6百万円(11.0%)の合わせて10億1千万円となっている。

#### ①歳入



#### ②歳出

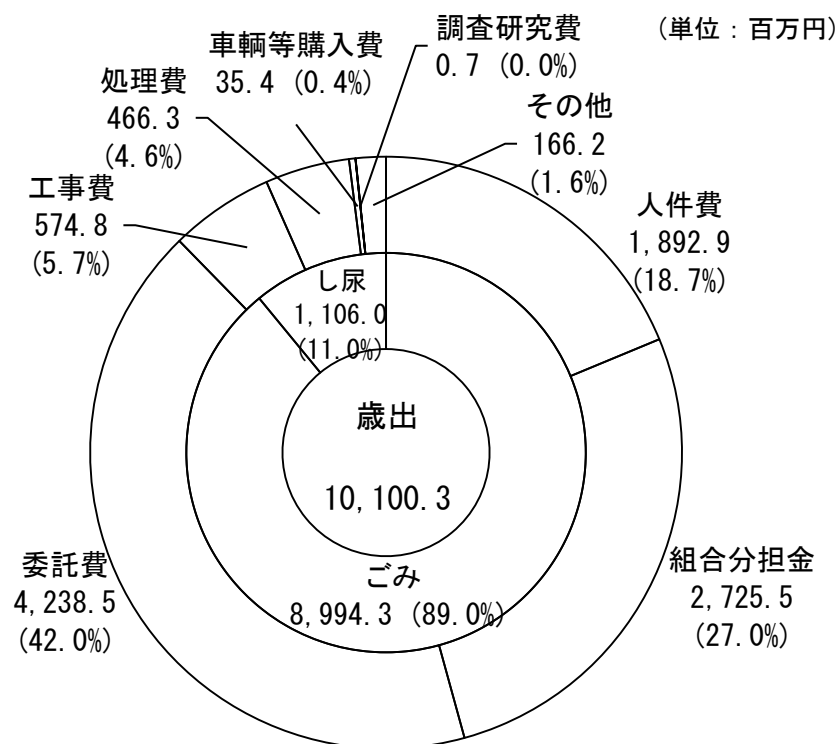
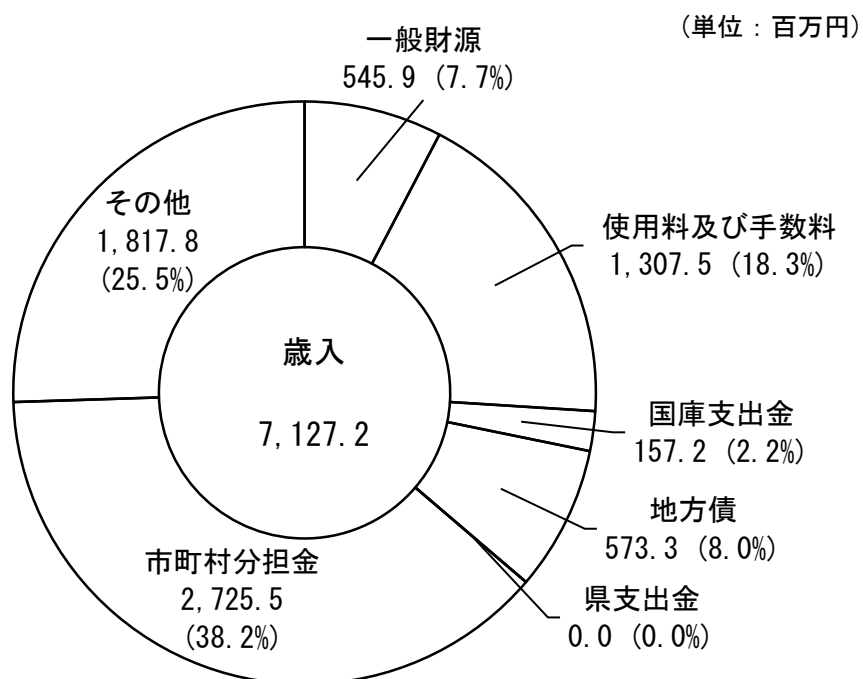


図2-20 30年度 廃棄物処理事業経費 (市町村分)



また、一部事務組合の廃棄物処理事業経費は、図2-21のとおりごみ関係が61億9百万円(85.7%)、し尿関係が10億1千7百万円(14.3%)の合わせて71億2千7百万円となっている。

①歳入



②歳出

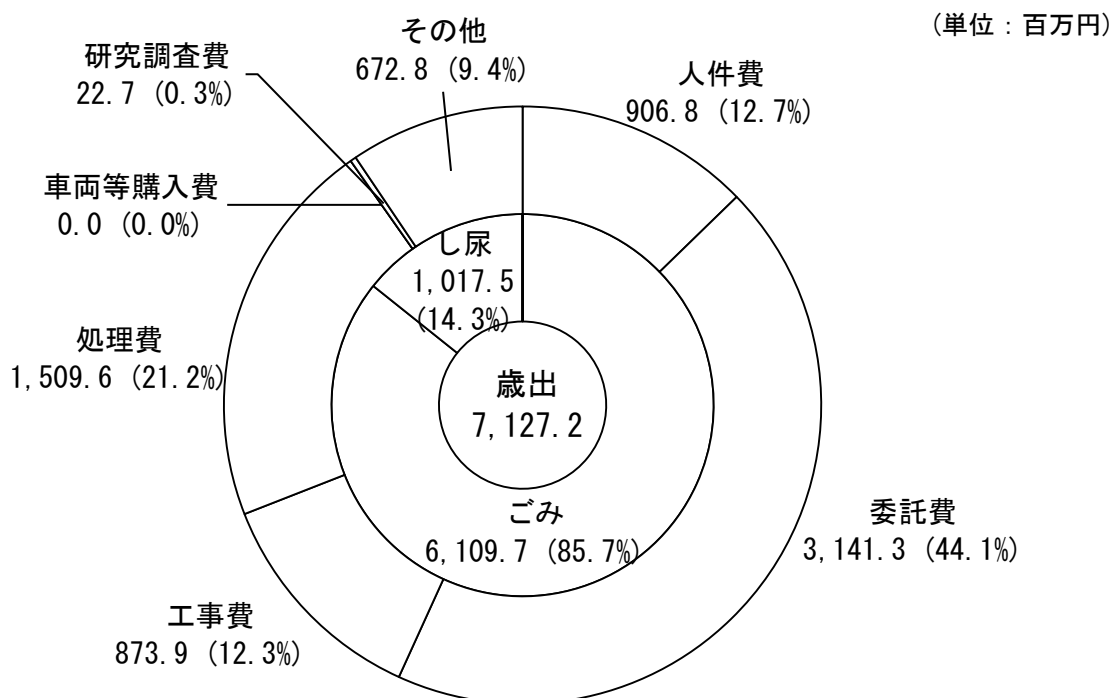


図2-21 30年度 廃棄物処理事業経費 (一部事務組合分)

廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移は、表2-17のとおりである。

表2-17 廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳					
		一般財源	使用料及 び手数料	国庫 支出金	地方債	県支出金	その他
24	12,059	10,224	1,282	22	35	15	481
25	12,634	10,979	1,287	16	19	14	320
26	10,293	8,886	1,018	25	9	10	346
27	9,304	8,058	937	16	39	7	246
28	9,407	7,958	918	87	217	12	215
29	10,126	8,383	864	170	409	10	290
30	10,100	8,411	863	138	443	13	231

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳							
		人件費	組合 分担金	委託費	工事費	処理費	車両等 購入費	調査 研究費	その他
24	12,059	2,669	3,820	3,751	123	718	27	7	945
25	12,634	2,372	4,363	4,321	74	546	24	7	926
26	10,293	2,257	2,563	4,222	35	486	38	11	680
27	9,304	2,145	2,249	4,123	72	482	31	9	192
28	9,407	2,044	2,325	4,095	248	490	40	13	153
29	10,126	1,958	2,662	4,243	595	445	36	0	187
30	10,100	1,893	2,726	4,238	575	466	35	1	166

廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移は、表2-18のとおりである。

表2-18 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳						
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	市町村分担金	その他
24	9,183	279	1,053	1,289	1,783	48	3,820	4,731
25	13,416	2,109	1,082	2,294	1,388	48	4,363	2,131
26	9,199	955	1,203	729	1,886	0	2,563	1,863
27	7,456	498	1,234	2	735	0	2,249	2,737
28	6,049	623	1,309	2	58	0	2,325	1,733
29	7,122	589	1,320	136	503	0	2,662	1,914
30	7,127	546	1,307	157	573	0	2,726	1,818

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳						
		人件費	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
24	9,183	1,153	1,455	2,340	1,305	0	138	2,792
25	13,416	1,082	1,865	6,391	1,546	6	65	2,462
26	9,199	1,079	2,039	2,829	1,619	0	66	1,567
27	7,456	1,046	2,639	1,426	1,542	1	66	736
28	6,049	1,000	2,751	107	1,390	0	106	694
29	7,122	947	3,243	769	1,500	0	11	653
30	7,127	907	3,141	874	1,510	0	23	673

#### (4) 年間1人当たりのごみ処理経費

30年度のごみ処理費及びごみ処理施設の維持管理費を年間1人当たりで算出すると、10,482円で、全国平均(12,030円)を下回っている。

24年度からのごみ処理経費の推移は、図2-2のとおりで増加傾向にある。

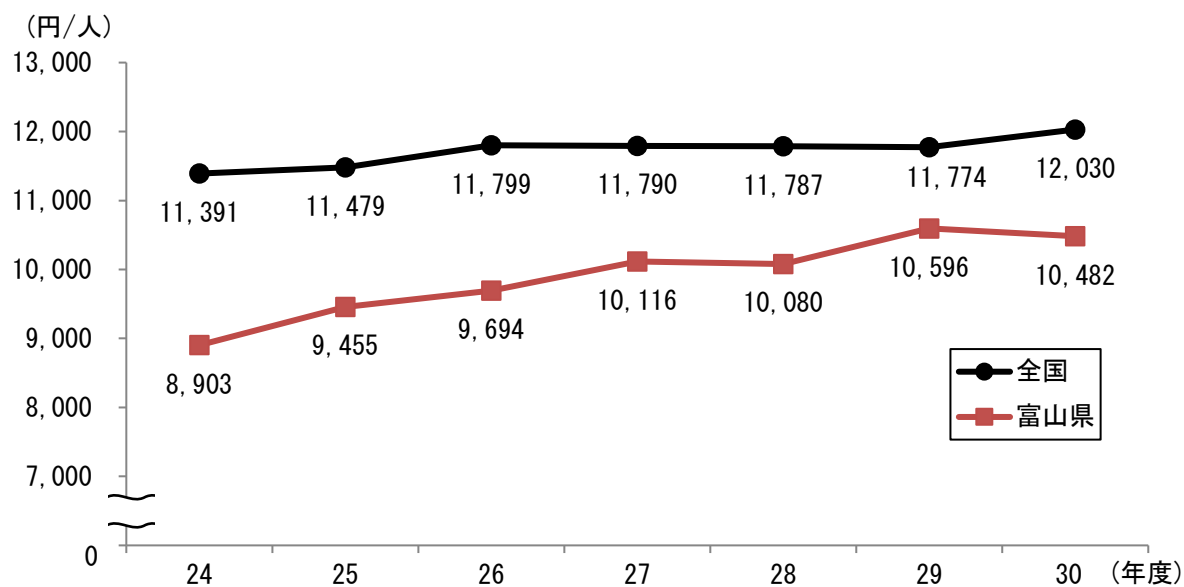


図2-22 年間1人当たりのごみ処理経費の推移(ごみ処理費+施設の維持管理費)

## With コロナ期に求められるエコライフ

**MAKE  
TOYAMA  
STYLE**  
BEYOND CORONA, WITH US

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に確認されて以来、感染が国際的な広がりを見せています。

この感染拡大防止のため、外出の自粛等により「ステイホーム」が求められたことにより、県民の皆さんも家庭で過ごす時間が多くなっています。県内の一部の市町村では一時的に前年同月比で家庭からのごみの排出量（一般廃棄物）が増加したほか、プラスチックごみの排出量も大幅に増加するなどの状況が見られました。

このように、コロナ禍では家庭において環境負荷が増大していることから、特に With コロナ期において県民の皆さんにご家庭やオフィスで取り組んでいただきたい「エコライフ」についてご紹介します。

### ○ 「テイクアウト」でのマイバッグ持参

普段の買い物時はもちろんのこと、利用機会が増えた弁当等のテイクアウトの際にもマイバッグを持参し、不要なレジ袋はなるべく受け取らないようにしましょう。

### ○ 食品ロスの削減

家庭で過ごす時間が多くなった今こそ、食品ロスの削減を心がけましょう。

- ① 必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。
- ② 買った食材は、工夫して保存・料理し、うまく使いきりましょう。
- ③ 食べ残しが出ないように、計画的に食品や料理を食べきりましょう。

### ○ マスク等を含む家庭ごみの捨て方

使用後のマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、次のことを心がけましょう。

- ① ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいになる前に早めに出しましょう。
- ② マスク等のごみに直接接触することがないように、ごみ袋はしっかりしばって封をしましょう。万一、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしましょう。
- ③ ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

これらは、ごみを収集・処理する市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。



### Ⅲ 産業廃棄物等の現状及び対策

# 1. 産業廃棄物に関する状況

## (1) 産業廃棄物の排出量等

産業廃棄物の排出量等の推移は、表3-1及び図3-1のとおりである。排出量は、実態調査を実施した昭和55年度から平成6年度にかけては漸次増加し、近年は少しずつ減少する傾向にある。また、最終処分量についても、減量化及び再生利用が進んだ結果、近年は徐々に減少してきている。

表3-1 産業廃棄物排出量等の推移

(単位 千t/年)

年度	排出量等 排出量			(減量化・再生 利用率：%)	最終処分量(%)
		減量化量(%)	再生利用量(%)		
55(実態調査)	2,675	1,728(65)	357(13)	(78)	590(22)
59( " )	3,111	1,637(53)	453(14)	(67)	1,021(33)
元( " )	4,445	3,157(71)	577(13)	(84)	711(16)
6( " )	5,293	3,295(62)	1,334(25)	(87)	664(13)
19(推 計)	4,831	2,814(58)	1,713(35)	(94)	304(6)
20(実態調査)	5,225	3,075(59)	1,932(37)	(96)	219(4)
21(推 計)	4,879	2,757(57)	1,909(39)	(96)	213(4)
22( " )	4,770	2,774(58)	1,779(37)	(95)	218(5)
23( " )	4,305	2,300(53)	1,788(42)	(95)	216(5)
24( " )	4,558	2,649(58)	1,703(37)	(95)	206(5)
25(実態調査)*	4,733	2,927(62)	1,617(34)	(96)	189(4)
26(推 計)	4,739	2,935(62)	1,590(34)	(96)	213(4)
27( " )	4,578	2,817(62)	1,534(34)	(95)	226(5)
28( " )	4,559	2,734(60)	1,608(35)	(95)	216(5)
29( " )	4,388	2,635(60)	1,556(35)	(96)	197(4)
30( " )	4,182	2,561(61)	1,474(35)	(97)	146(3)

\* 25年度は、総務省の経済センサス活動調査に基づく総事業所数(53,524事業所)から、業種特性、規模別特性等を考慮のうえ3,605事業所を抽出し、アンケート調査を行った。

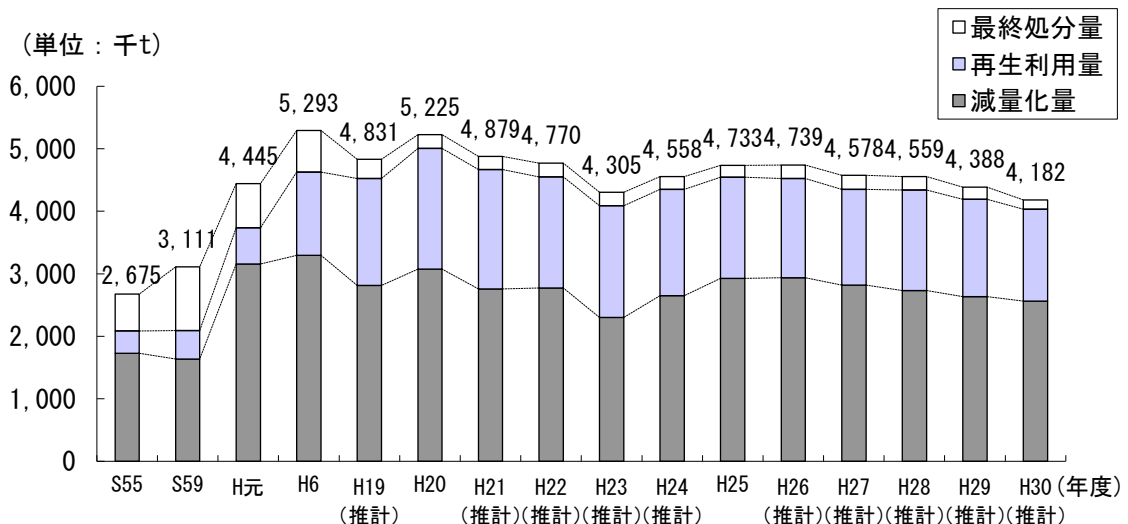


図3-1 産業廃棄物排出量等の推移

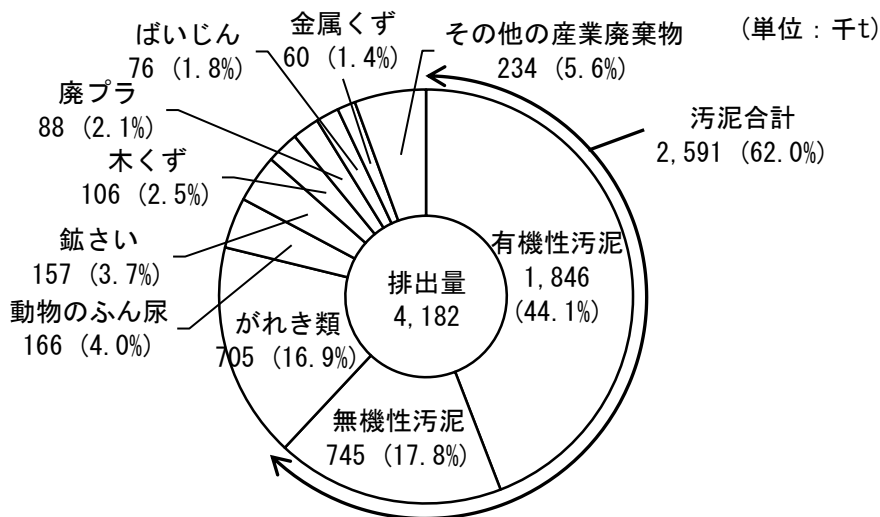
30年度において排出された産業廃棄物の量は418万2千トンであり、種類別にみると、**図3-2**のとおり、有機性汚泥が184万6千トン（構成比44.1%）と最も多く、次いで無機性汚泥が74万5千トン（同17.8%）、がれき類が70万5千トン（同16.9%）の順となっており、この3種類で全体の79%を占めている。

なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の排出量は6万1千トンとなっている。

また、業種別にみると、**図3-2**のとおり製造業が200万5千トン（構成比47.9%）と最も多く、次いで電気・水道業等が109万2千トン（同26.1%）、建設業が84万6千トン（同20.2%）の順となっており、この3種類で全体の94%を占めている。

一方、地域別にみると、**図3-3**のとおり、高岡・射水地域が258万1千トン（構成比61.7%）と最も多く、次いで富山地域が102万トン（同24.4%）、新川地域が40万トン（同9.6%）、砺波地域が18万1千トン（同4.3%）の順であり、高岡・射水地域と富山地域の両地域で全体の86%を占めている。

<種類別>



<業種別>

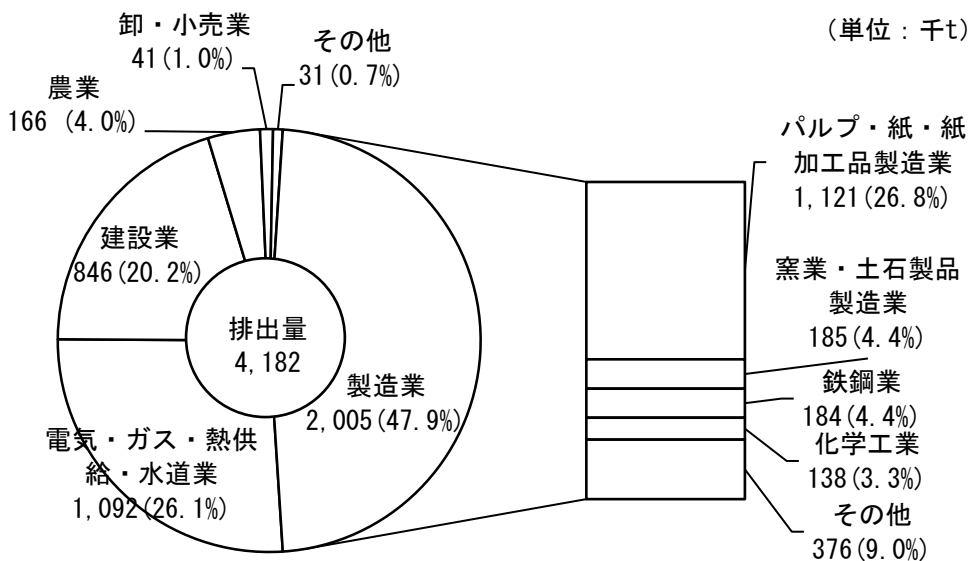


図3-2 種類別、業種別排出量 (30年度)



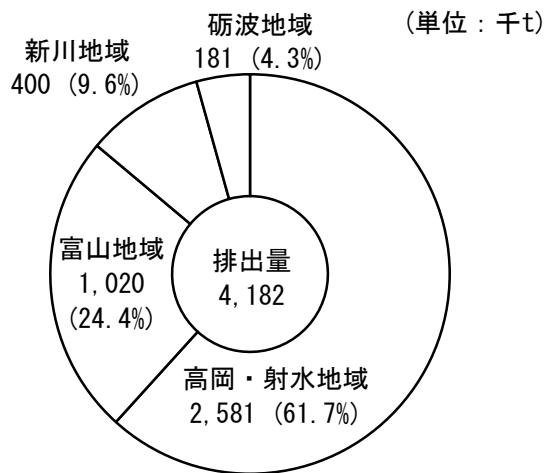


図 3-3 地域別排出量 (30年度)

(2) 産業廃棄物の処理処分状況

30年度における産業廃棄物の処理処分状況は、図3-4のとおり、排出量418万2千トンのうち、直接最終処分されたものは4万1千トン(構成比1.0%)で、脱水や焼却、中和等の中間処理されたものは395万3千トン(同94.5%)、直接再生利用されたものは18万8千トン(同4.5%)となっている。中間処理されたものは、139万2千トンに減量され、このうち10万5千トンは最終処分され、128万6千トンは再生利用されている。

最終的には、14万6千トン(同3.5%)が最終処分され、147万4千トン(同35.3%)が再生利用され、残りの256万1千トン(同61.2%)が減量化された量であり、減量化・再生利用率は96.5%となっている。

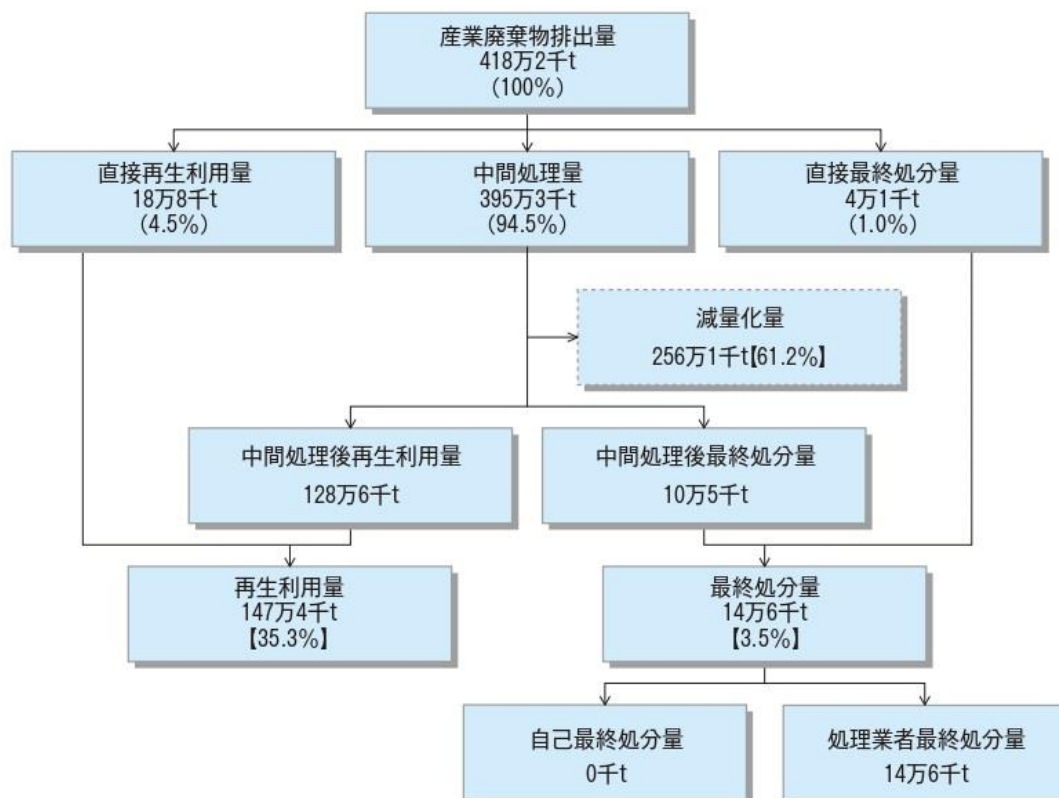


図3-4 産業廃棄物の処理処分状況 (30年度)

### (3) 多量排出事業者の状況

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を毎年度知事又は富山市長に提出することが義務づけられている。

令和元年度は、表3-2のとおり延べ247事業者から、産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書が提出された。

県及び富山市では、提出された処理計画書及びその実施状況報告書をホームページで公表している。

表3-2 多量排出事業者の処理計画書の提出状況(元年度)

(単位：事業者)

業 種	産業廃棄物処理計画書	特別管理産業廃棄物処理計画書	合 計
製 造 業	66 (22)	45 (21)	111 (43)
建 設 業	105 (28)	1 ( 1)	106 (29)
電気・ガス・水道業	22 ( 5)	0 ( 0)	22 ( 5)
その 他 の 業 種	1 ( 1)	7 ( 4)	8 ( 5)
合 計	194 (56)	53 (26)	247 (82)

注1 ( ) は、富山市に提出されたもので、内数である。

注2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業者数は27(うち、富山市12)である。

### (4) 県外産業廃棄物の搬入状況

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱及び富山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、年間100トン以上産業廃棄物を搬入しようとするときは、県外産業廃棄物搬入協議書をあらかじめ知事又は富山市長に提出するよう求めている。(特別管理産業廃棄物及び埋立処分を行うために搬入するときは量に関わらず協議が必要となる。)

なお令和元年度から、県外産業廃棄物(埋立処分する産業廃棄物又はPCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物)を優良産業廃棄物処理業者に処分委託する場合、100トン未満の搬入計画量であれば事前協議の対象外とするよう見直している。

元年度における協議件数は、県165件、富山市849件であった。

表3-3 県外産業廃棄物の搬入協議の状況(元年度)

(単位：件)

協 議 先	産 業 廃 棄 物 の 搬 入	特別管理産業廃棄物の搬入
富山県(富山市を除く)	159※	7※
富山市	726	123

※ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物同時の協議があったものについては、それぞれに計上している。

### (5) PCB廃棄物の保管及び処理状況

#### ア. PCB廃棄物の保管状況

PCB特措法では、事業者及びPCB廃棄物を処分する者に毎年度知事又は富山市長に保管・使用状況等の届出の提出が義務づけられており、平成31年3月31日における届出状況は表3-4のとおりである。

表3-4 PCB特別措置法に基づく保管状況等届出状況

(31年3月31日現在)

		保 管 中		使 用 中	
事業所数		520	(183)	230	(71)
数量					
①	変圧器（トランス）〔台〕	760	(262)	719	(226)
②	コンデンサー（3kg以上）〔台〕	2,429	(770)	91	(25)
③	コンデンサー（3kg未満）〔台〕	2,004	(904)	1	(0)
④	柱状変圧器（柱状トランス）〔台〕	29	(2)	1	(0)
⑤	安定器〔台〕	16,313	(10,706)	783	(240)
⑥	その他PCBを含む油〔kg〕	197,556	(63,172)		
⑦	感圧複写紙〔kg〕	1,032	(0)		
⑧	ウエス〔kg〕	12,719	(8,480)		
⑨	汚泥〔kg〕	19,419	(2,459)		
⑩	その他電気機械器具〔台〕	1,093	(236)		
⑪	その他〔kg〕	133,661	(63,562)		

注1 左側の数値は、県所管分と富山市所管分を合計した数値であり、右側の括弧内の数値は、富山市所管分のみの数値である。

注2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出事業所数は732事業所である。

注3 「その他PCBを含む油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計した。

注4 28年のPCB特別措置法の改正により廃棄物の種類が変更になり、「高圧トランス」、「低圧トランス」が「変圧器（トランス）」に、「高圧コンデンサ」が「コンデンサー（3kg以上）」に、「低圧コンデンサ」が「コンデンサー（3kg未満）」に、「PCB」、「PCBを含む油」が「その他PCBを含む油」になった。

#### イ. PCB廃棄物の処理状況

県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）北海道事業所（北海道室蘭市）で処理されており、令和元年度までの処理状況は表-5のとおりである。

表3-5 高濃度PCB廃棄物の処理状況

区分	年度										合計	元年度末 残台数 (保管+使用)
	20~22	23	24	25	26	27	28	29	30	元		
トランス(台)	90	80	31	35	37	17	27	56	50	26	449	57
コンデンサ(台)	1,163	385	511	2,191	656	189	183	212	50	63	5,603	3,733
安定器(台)	0	0	0	0	7,207	8,254	2,326	5,255	2,634	3,545	30,870	5,976

このほか、変圧器、コンデンサーなどの低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が進められている。

## 2. 産業廃棄物処理業の許可状況

### (1) 産業廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法に基づく過去5年間の産業廃棄物処理業の許可の状況は、表3-6のとおりであり、許可業者の数は概ね増加傾向にある。

表3-6 産業廃棄物処理業の許可の推移

(単位：件)

区分 年度	産業廃棄物					特別管理産業廃棄物			
	収集及び 運搬	中間 処理	最終 処分	中間処理 及び 最終処分	計	収集及び 運搬	中間 処理	最終 処分	計
27	1,551	135	7	0	1,693	202	6	0	208
	118	72	4	0	194	55	5	0	60
28	1,576	135	6	0	1,717	205	6	0	211
	102	72	4	0	178	56	5	0	61
29	1,602	135	4	2	1,743	217	6	0	223
	108	72	2	2	184	58	5	0	63
30	1,656	134	3	3	1,796	221	6	0	227
	110	72	2	2	186	52	5	0	57
元	1,725	132	3	4	1,864	231	6	0	237
	107	72	2	2	183	48	5	0	53

※1 各年度の上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数である。

### (2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

廃棄物処理法の改正（平成23年4月1日施行）により、①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組み、④電子マニフェストの利用及び⑤財務体質の健全性の5つの基準を満たす業者を都道府県や政令市が認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設された。

認定された業者は、通常5年の許可の有効期間を7年に延長するとともに、許可証には優良マークが記載され、排出事業者が委託業者を選定する際に参考となる。

令和2年3月31日現在の認定業者は94社（産業廃棄物：収集・運搬業者87社、処分業者7社、特別管理産業廃棄物：収集・運搬業者47社、処分業者3社）で、このうち県内業者は15社である。

### 3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に基づく過去6年間の処理施設数の推移は、表3-7のとおりである。

また、令和元年度末における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表3-8のとおりで、県下全域の処理施設数は453施設となっている。これを種類別にみると、木くず又はがれき類の破碎施設が241施設で(構成比53.2%)で最も多く、次いで汚泥の脱水施設の78施設(同17.2%)、廃プラスチック類の破碎施設の55施設(同12.1%)の順となっている。

表3-7 産業廃棄物処理施設数の推移

年 度	27	28	29	30	元
施 設 数	271(207)	272(203)	275(195)	269(179)	263(190)

注 ( ) 内は、富山市の許可施設数である。

表3-8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(2年3月31日現在)

施 設 区 分	処 理 能 力	施設数	施 設 区 分	処 理 能 力	施設数
汚泥の脱水施設	10m <sup>3</sup> /日超える	62	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t /日超える	134
		16			107
汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日超える	4	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	1
		1			1
汚泥の焼却施設	5 m <sup>3</sup> /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	5	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		5			4
廃油の油水分離施設	10 m <sup>3</sup> /日超える	3	廃 P C B 等の分解施設	すべて	0
		2			1
廃油の焼却施設	1 m <sup>3</sup> /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	1	産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	6
		5			5
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m <sup>3</sup> /日超える	1	最終処分場	安定型	7
		1			2
廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日超える	27		管理型	10
		28			5
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超える 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上	2	合 計		263
		7			190

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

排出事業者及び処理業者が設置する最終処分場の平成31年3月31日現在における残存容量は約986万m<sup>3</sup>であり、30年度の最終処分量から推定すると残余年数は約22.8年である。なお、残余年数の推移は、表3-9のとおりである。

また、令和元年度末における産業廃棄物最終処分場の立地状況は、図3-5のとおりである。

表3-9 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(単位：年)

年 度	24	25	26	27	28	29	30
富山県	18.6	15.0	14.0	19.8	32.0	25.4	22.8
全 国	13.9	14.7	16.0	16.6	16.7	16.3	-

- 管理型最終処分場 処理業者設置
- 管理型最終処分場 自社設置
- 安定型最終処分場 処理業者設置
- 安定型最終処分場 自社設置

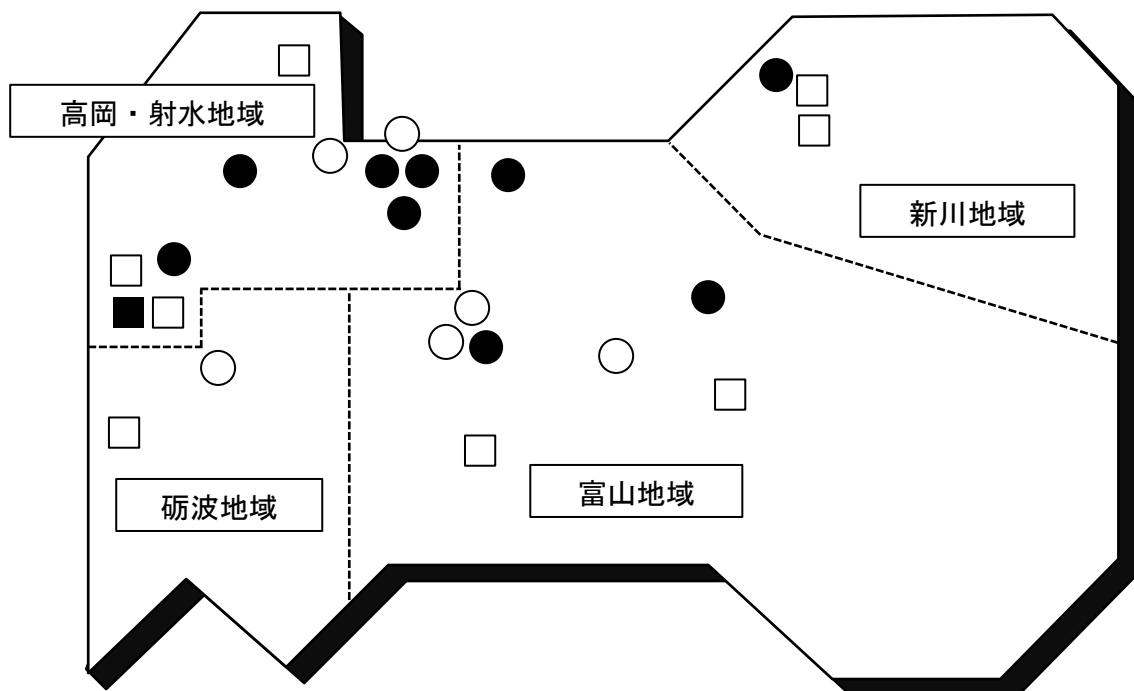


図3-5 産業廃棄物最終処分場の立地状況

## 4. 産業廃棄物等対策

### (1) 監視・指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業者に対して、必要に応じて市町村とも連携して立入調査を行っている。元年度には、延べ83事業所の立入調査を行い、そのうち10事業所に対して改善の指導を行った。監視・指導状況は表3-10、指導件数の推移は表3-11のとおりで、中間処理業者に対する施設の維持管理や保管基準に関する指導が多い。

また元年度は、処理業者等に対する行政処分はなかった。行政処分件数の推移は表3-12のとおりである。

表 3-10 産業廃棄物の監視・指導状況（元年度）

(単位：件)

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業者	合 計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	68	5	49	14	15	83
指導件数	5	0	5	0	5	10

表 3-11 指導件数の推移

(単位：件)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
排出事業者	3	2	6	7	4	4	1	5
処理業者	18	30	31	22	21	20	6	5
計	21	32	37	29	25	24	7	10

表 3-12 行政処分件数の推移

(単位：件)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
許可の取消	1	2	1	2	0	0	0	3
不 許 可	1	3	1	3	0	0	0	3
事業停止	0	1	0	0	0	0	0	1
措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	1	0	0	0	0	0	0

## (2) 不法投棄等防止対策

### ア. 不法投棄等の現状

元年度に県及び市町村が把握した不法投棄件数（不法投棄量が 100kg 以上のもの）は 62 件で、このうち家庭ごみが 20 件を占めた。なお、大規模な不法投棄は見られなかった。

このうち、県の産業廃棄物不法投棄監視員による延べ 148 回のパトロールでは、3 件の不法投棄等、不適正処理事案を発見した。

このほか、表-14 のとおり、元年中に産業廃棄物の不適正処理事件として富山県警察に検挙された 13 件については、不法投棄 3 件、野外焼却 10 件で、検挙件数の推移は表 3-14 のとおりである。

表 3-13 違反形態別検挙の状況（元年）

違反形態	検挙件数	検挙人員
不法投棄	3	6
野外焼却	10	12
合計	13	18

表 3-14 産業廃棄物事犯の検挙件数の推移

年	24	25	26	27	28	29	30	元
検挙件数	11	2	5	2	12	7	12	13

### イ. 不法投棄の監視と適正処理の啓発

廃棄物処理法では、産業廃棄物の適正処理対策として、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面で委託契約を締結するとともに、すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられている。こうした仕組みについて、(一社) 富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

一方、不法投棄については、その未然防止・早期発見が重要であることから、ポスター・パンフレットの配布や講習会の開催など、県民・事業者への意識の啓発を図るとともに、国や県、市町村、関係団体の計 21 団体で構成する「富山県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年 2 回開催し、情報交換を行っている。

また、協議会において重点監視区域を設定し、県の産業廃棄物不法投棄監視員や市町村の職員等が定期的にパトロールを行うとともに、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行っている。

さらに、石川県や岐阜県などと連携して、県境周辺での監視パトロールや産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施している。

### ウ. 野外焼却の監視等

近隣住民からの煙による苦情や火災につながる事例が発生するなど、県内で問題になっている野外焼却を未然に防止するため、3～4 月と 9 月を重点監視期間に設定し、県、市町村、(一社) 富山県産業資源循環協会が連携して野外焼却の監視パトロールを実施し、県民への広報活動を展開している。

元年度には、211 回のパトロールを実施し、42 件の指導を行うとともに、ホームページや広報紙、回覧板等への野外焼却禁止の記事掲載やちらしの配布などの広報活動を行った。



### (3) 有害使用済機器の適正処理の推進

廃棄物処理法の改正により、平成 30 年度から有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合、都道府県知事への届出等が義務付けられたことから、関係団体等と連携して周知を図るとともに、有害使用済機器を取り扱う事業者への立入検査等を通じ、適正処理の指導を図っている。

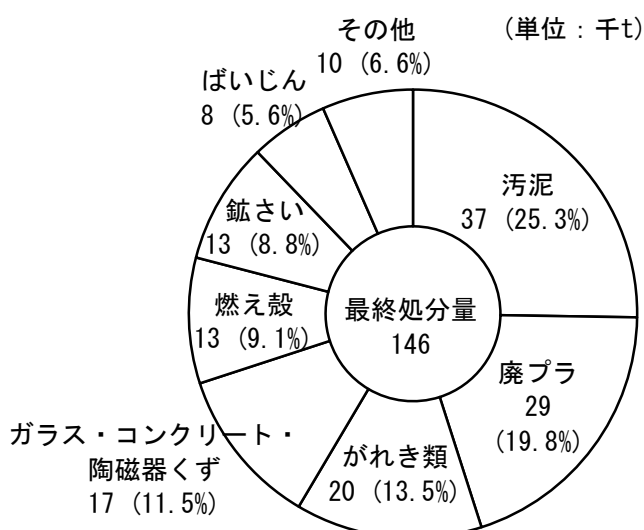
なお、令和元年度は届出のある 2 事業者の立入検査を実施した。

### (4) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策

県では、循環型社会づくりの取組みの一環として、「とやま廃棄物プラン」に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

平成 28 年度からは、産学官によるプロジェクトチームを設置し、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずやばいじん、廃プラスチック類など埋立処分される割合が高く、その量が多い産業廃棄物や、市町村のごみ焼却施設の焼却灰などについて、減量化・再生利用に向けた具体的な検討を行っている。

#### <最終処分量>



#### <再生利用量>

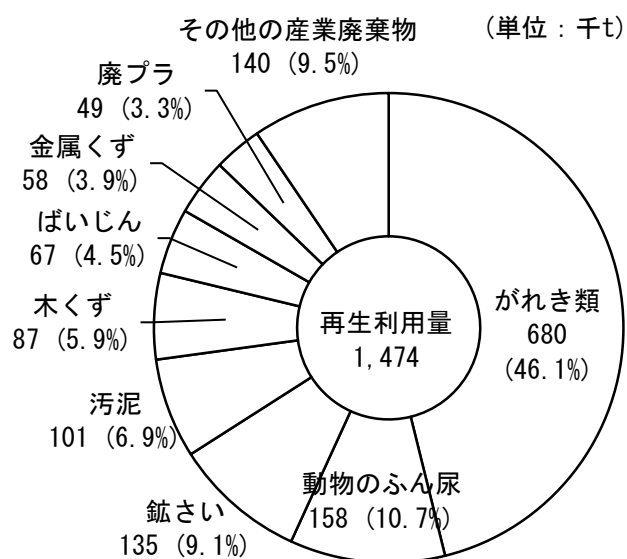


図 3-6 種類別の埋立処分量と再生利用量 (30 年度)

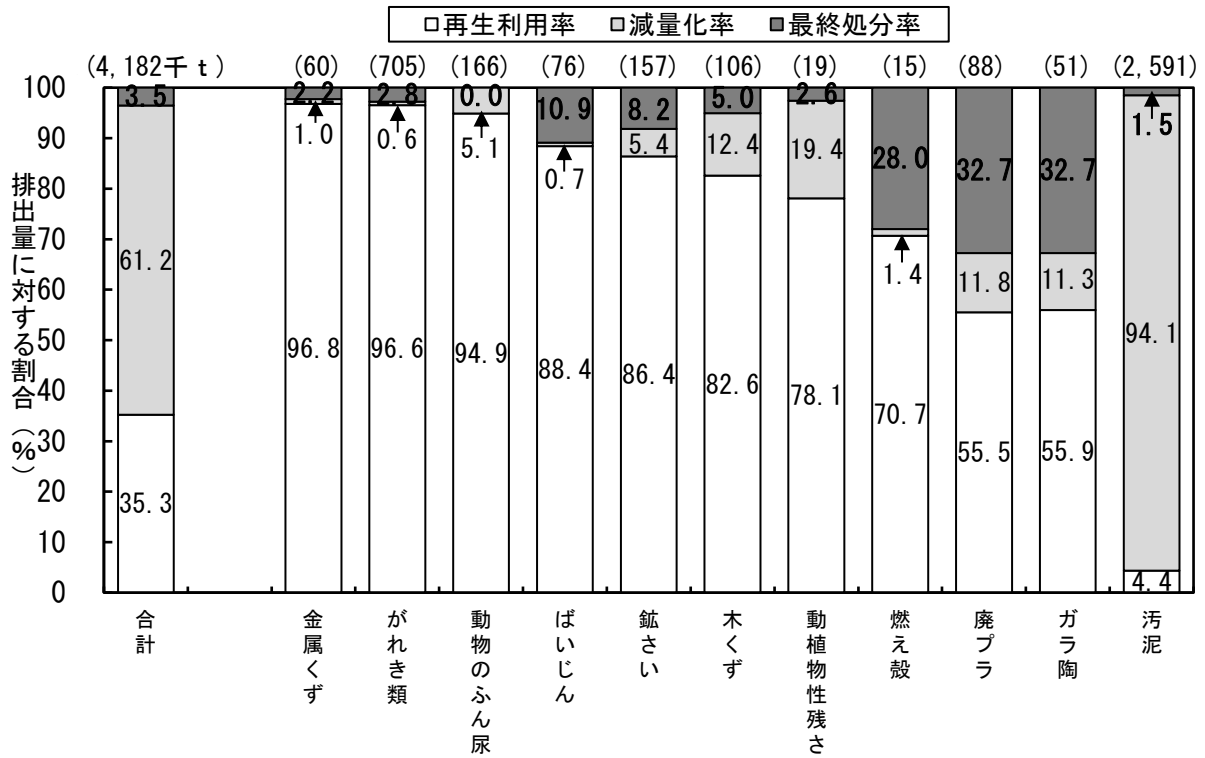


図 3-7 埋立処分量の多い産業廃棄物と産業廃棄物ごとの処分方法 (30 年度)

#### (5) 環境関連企業の海外展開支援

県内環境関連企業の海外展開につなげるため、環日本海・アジア諸国との環境協力に係る情報交換等を実施した。

## IV リサイクル等の状況

# 1. リサイクル推進事業

## (1) リサイクル認定事業

廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を通じて循環型社会の構築を図るため、平成 14 年 7 月に「富山県リサイクル認定制度」を創設した。また、令和元年 7 月には資源回収を促進するため、民間事業者等による資源物の回収拠点をエコ・ステーションとして認定する制度を新設した。

この制度では、表 4-1 のとおり 3 つの認定区分を設け、それぞれ事業者から認定申請の公募を行い、学識者、製造者、商工業者、消費者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」で書類審査や現地調査等を行い、これまで表 4-2 のとおり認定した。

また、認定制度や認定製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。

さらに、「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」や「グリーン購入調達方針」に基づき、公共工事や物品の購入等を行う場合において、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めている。

表 4-1 認定区分

リサイクル製品	県内で製造加工されるリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするもの
エコ事業所	廃棄物の発生抑制、循環利用、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所
エコ・ステーション	資源物の回収に取り組む拠点（ただし、とやまエコ・ストア制度実施要綱第 2 条に規定する登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）

表 4-2 認定状況

(2 年 3 月 31 日現在)

区分	リサイクル製品	エコ事業所	エコ・ステーション
29 年度	22	5	-
30 年度	20	5	-
元年度	15	5	66
認定数	57	15	66



図 4-1 富山県リサイクル認定シンボルマークとパンフレット等

## (2) とやまエコ・ストア制度

買い物の機会を通じ、県民のエコライフの定着・拡大を図るため、平成20年4月から県下全域でレジ袋無料配布廃止の取組みを進めている。この取組みにより、マイバッグの持参が定着するとともに、取組みを開始した20年度から令和元年度末までのレジ袋削減枚数が17億枚を超えるなど大きな成果が得られている。

平成25年度には、県民団体からの更なる環境配慮行動の要請を受け、県民のエコライフの取組みをさらに一歩進めるため、レジ袋無料配布廃止に加えて、資源物の店頭回収や低炭素化の取組みに県民の皆さんと協働で取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設し、県民総参加のエコ活動を推進している。

令和元年度は、さらなるマイバッグ持参の習慣化やコンビニ利用時のマイバッグ使用を躊躇しない意識の定着を図るため、企業の従業員が昼食時等の買い物でマイバッグ持参を実践するモデル事業「ノーレジ袋実践ウィーク」を実施した。

また、エコ・ストア制度の普及・拡大を図るため、情報誌や環境イベントでのパネル展示等により取組みを紹介した。

現在、登録店は71社1,074店舗・6商店街（2年10月現在）に拡大しており、元年度の実績として、マイバッグ持参率が95%と全国一の高い実績を維持するとともに、店頭での資源物回収量が3,507t、CO<sub>2</sub>削減量が31,470t-CO<sub>2</sub>となるなど、県民との協働による環境に配慮した取組みが実施されている。

レジ袋無料配布廃止に加えて3Rや低炭素に取組みをステップアップ

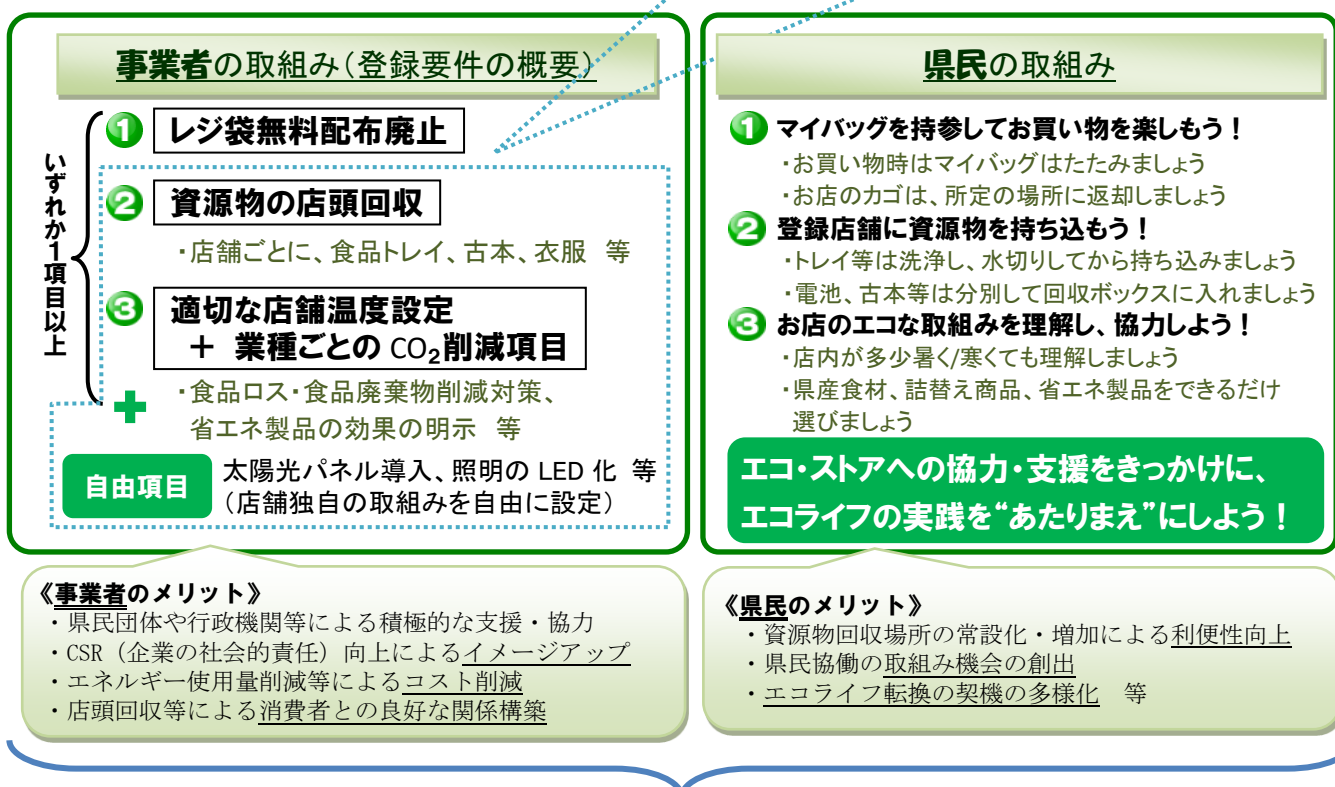
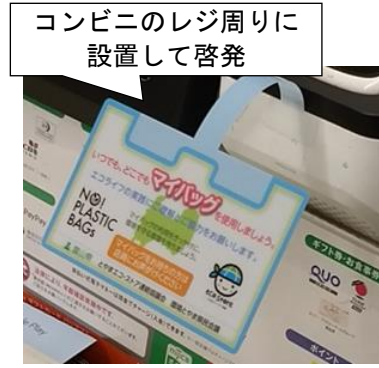


図 4-2 とやまエコ・ストア制度の概要



作成・配布したポケットに入る携帯型マイバッグ

マイバッグの利用を促す POP

図 4-3 ノーレジ袋実践ウィーク

情報誌への広告の掲載

図 4-4 エコ・ストア制度の広報等

表4-3 登録店の元年度の取組み実績

① マイバッグ持参率

年度	20	21~24	25~28	29	30	元
マイバッグ持参率	92%	94%	95%	95%	95%	95%

② その他の実績

区分	効果※	備考
ごみ排出削減量	1,285 [ t ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内のごみ総排出量 (421,043 t (H29)) の0.3%分に相当</li> <li>10トントラック = 約130台分に相当</li> </ul>
資源物回収量	3,507 [ t ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内のリサイクル量 (111,776 t (H29)) の3.1%分に相当</li> <li>10トントラック = 約350台分に相当</li> </ul>
最終処分削減量	548 [ t ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分量 (38,273 t (H29)) の1.4%分に相当</li> <li>10トントラック = 約55台分に相当</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 削減量	31,470 [ t-CO <sub>2</sub> ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の約5,100世帯分の年間CO<sub>2</sub>排出量に相当</li> </ul>
原油削減量	10,760 [ kL]	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民1人当たり年間10.4[L]の原油削減量に相当</li> </ul>

※レジ袋削減量、資源物回収量、店舗空調の緩和温度等から推計

## 2. 各種リサイクル法

### (1) 容器包装リサイクル法

びんや缶などの容器包装廃棄物については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、平成9年4月1日から市町村による分別収集が行われ、容器包装の製造・利用事業者が一定の費用負担を行うことによりリサイクルされている。

県では、28年8月に、容器包装リサイクル法に基づく「第8期富山県分別収集促進計画」を策定し、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量や分別収集の促進のための施策を示すとともに、市町村等においても「容器包装廃棄物分別収集計画」を策定している。当該計画に基づき、県内では全域(10市町、1一部事務組合)で、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの分別収集が実施されている。

県内の分別収集量の推移は表4-4のとおりであり、元年度においては約2万1千トンの容器包装廃棄物が収集されている。

表4-4 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位：t)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
無色ガラス	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2	1,944.3	1,804.7
茶色ガラス	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2	2,095.5	1,943.9
その他ガラス	875.9	879.0	910.2	902.8	932.6	887.7	876.9	911.7
ペットボトル	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1	1,418.4	1,351.3
その他紙製 容器包装	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3	1,851.6	2,203.3
その他プラスチック 容器包装	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,067.1	5,153.9	5,235.1	5,248.5
スチール缶	921.0	760.5	696.6	508.5	447.8	423.2	383.1	340.8
アルミ缶	1,225.5	1118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8	993.6	900.5
紙パック	135.7	122.6	131.5	126.2	127.2	113.4	111.6	106.5
段ボール	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5	6,234.4	6,082.2
合計	22,774.2	22,551.0	22,544.2	22,241.0	22,268.2	21,456.3	21,144.5	20,893.3

注 その他プラスチック容器包装は、白色トレイを含めた量である。

## (2)家電リサイクル法

13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、従来、粗大ごみ等として扱われていたエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式(液晶・プラズマ式は21年4月に追加))、冷蔵庫・冷凍庫(電気冷凍庫は16年4月に追加)、洗濯機・衣類乾燥機(衣類乾燥機は21年4月に追加)の4品目については、消費者が費用を負担し、販売店等を通じてメーカーに引き渡されリサイクルされている。また、16年4月には冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン回収・破壊等が義務付けられた。

概ね、県内においては、販売店等から県内4箇所の指定引取場所を通じてメーカーに引き渡されている。

廃家電品の引取状況は表4-5のとおりで、近年はほぼ横ばいである。

また、市町村の調査による廃家電品の不法投棄状況は表4-6のとおりであり、市町村が回収する等の措置を行った。

表4-5 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
24年度	16,741	28,104	26,336	23,359	94,540
25年度	21,765	29,893	31,233	27,897	110,788
26年度	19,788	31,969	26,033	25,477	103,267
27年度	19,707	32,902	26,009	25,451	104,069
28年度	21,445	26,037	26,294	27,828	101,604
29年度	24,132	24,885	25,684	29,420	104,121
30年度	31,809	30,331	29,829	32,967	124,936
元年度	33,398	33,338	32,023	36,373	135,132

表4-6 廃家電品の不法投棄状況

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
24年度	5	239	57	20	321
25年度	9	297	65	26	397
26年度	14	214	48	29	305
27年度	5	231	61	33	330
28年度	10	152	46	21	229
29年度	6	118	60	26	210
30年度	11	160	83	24	278
元年度	13	129	37	22	201



### (3) 小型家電リサイクル法

家電リサイクル法の対象とならない使用済小型家電等（電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器）は、各市町村で、不燃物として回収・処理されてきた。しかし、これらには、鉄やアルミニウムのほか、金やレアメタルなどの希少金属が含まれており、使用済みとなったこれらの小型家電等をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるとともに、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができる。

そこで県では、22年10月から全国に先駆けて、市町村と連携しながら使用済小型家電等を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う仕組みとして、市町村に使用済小型家電等の常設回収ステーションの設置に係る費用（建屋、分別器具、表示類など）について補助を行ってきた。

本県の取組みが評価され、25年4月からは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、富山県など一部の自治体で行われていた取組みが、全国的な取組みとして拡大されることとなった。

県内では、図4-5のとおり各市町で回収が行われ、表4-7のとおり回収量は増加傾向にある。

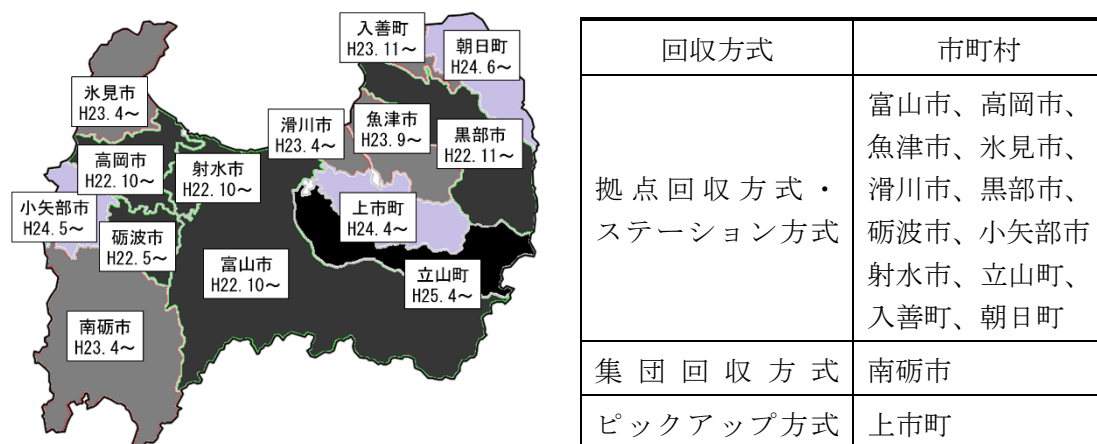


図4-5 使用済小型家電等のリサイクルの実施状況（開始時期、回収方式）

表4-7 使用済小型家電等の回収量

年度	24	25	26	27	28	29	30	元
実施市町村数	13	15	15	15	15	15	15	14
回収量(トン)	338	444	566	622	616	737	756	791
年間1人当たりの回収量(kg)	0.31	0.41	0.52	0.58	0.57	0.69	0.71	0.75

また、市町村の環境イベント等での小型家電リサイクル制度の普及啓発や、市町村と連携して移動式回収ボックスによる小型家電の回収にも取り組んでいる。

さらに、30年12月からは、県内全ての家電量販店の店頭において、使用済小型家電等の回収が行われている。

#### (4)建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が14年5月30日から完全施行されている。適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。(特定建設資材:コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目)

県では、建設リサイクル法に基づき、14年3月に「建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針」を作成し、同年4月に公表している。

なお、建設リサイクル法関連事務に関する県の事務分担は、解体業者の登録及び分別解体等に関する事務は土木部(管理課、建設技術企画課及び建築住宅課(実際の届出窓口は土木事務所))、再資源化等に関する事務は生活環境文化部(環境政策課)が担当することとなっている。

県内における対象建設工事に係る届出件数、立入検査件数の推移は表4-8、表4-9のとおりで、令和元年度は2,513件の届出があり、10件の再資源化施設及び4件の解体工事現場の立入検査を実施した。

表4-8 対象建設工事に係る届出件数

年度	24	25	26	27	28	29	30	元
件数	2,760	2,745	2,248	2,203	2,593	2,521	2,744	2,513

表4-9 立入検査(再資源化施設及び解体工事現場)実施状況

年度	24	25	26	27	28	29	30	元
件数	14	15	16	16	16	16	15	14

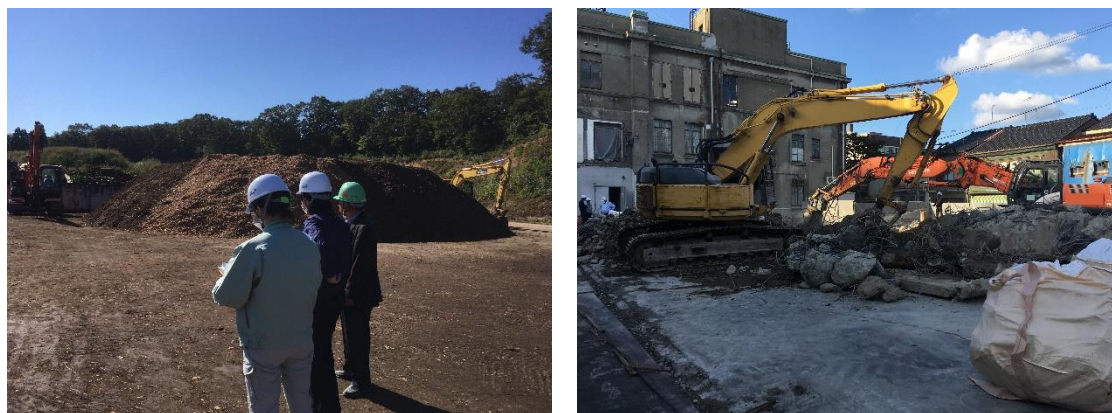


図4-6 立入検査の状況

## (5) 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が平成13年5月1日に施行され、食品関連事業者（製造、流通、外食、旅館、結婚式場等）は食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に努めることとなっている。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、27年7月に新たに策定された基本方針において、食品関連事業者の目標として令和元年度までの再生利用等実施率が、食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%とされた。

国が定めた目標の達成を目指して、食品関連事業者は国が示す判断基準に基づく取組みを進めることとされており、国は必要に応じて助言、指導を行うとともに、食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の事業者（食品廃棄物等多量排出事業者）に対しては、その取組みが不十分な場合に勧告、命令を行うこととしている。

また、平成19年の法改正により、食品廃棄物等多量発生事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量、再生利用等の取組状況等について、主務大臣に報告する義務が措置された。

## (6) 自動車リサイクル法

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっていた。

また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、有価で流通してきた従来のリサイクルシステムは機能不全に陥るおそれがあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていた。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が17年1月1日から本格施行された。

令和元年度末における県内の登録・許可事業者数は表4-10のとおりである。

表4-10 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

(2年3月31日現在)

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
登録・許可事業者数	351	89	29	10
	197	53	14	3

(注) 上段は富山県の登録・許可事業者数、下段は富山市の登録・許可事業者数である。

## (7) パソコンのリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）において、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組みを促進すべき商品（指定再資源化商品）として、平成13年4月から事業者が排出するパソコンについて、15年10月から家庭が排出するパソコンについて、製造等事業者によりリサイクルされている。また、小型家電リサイクル法に基づき、一部の家電量販店や市町村等でもパソコンの回収を行っている。

### 3. 富山市エコタウン事業

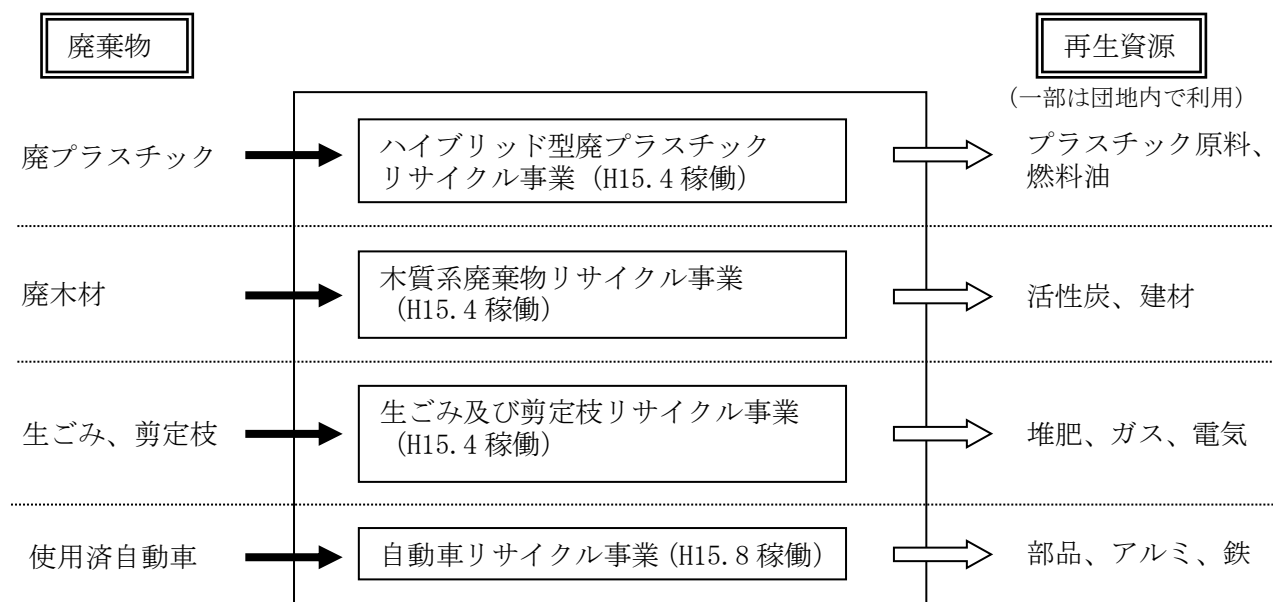
環境調和型のまちづくりを目的とした富山市エコタウン事業については、県と富山市が共同でエコタウンプランを作成し、14年5月17日に国の承認を受けた。これは全国で16番目、北陸では初となるものである。

その後、国等の支援を受け、各事業者において施設整備が進められ、現在までに第1期の4事業のほか、第2期の難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、廃棄物エネルギーセンターが稼働している。

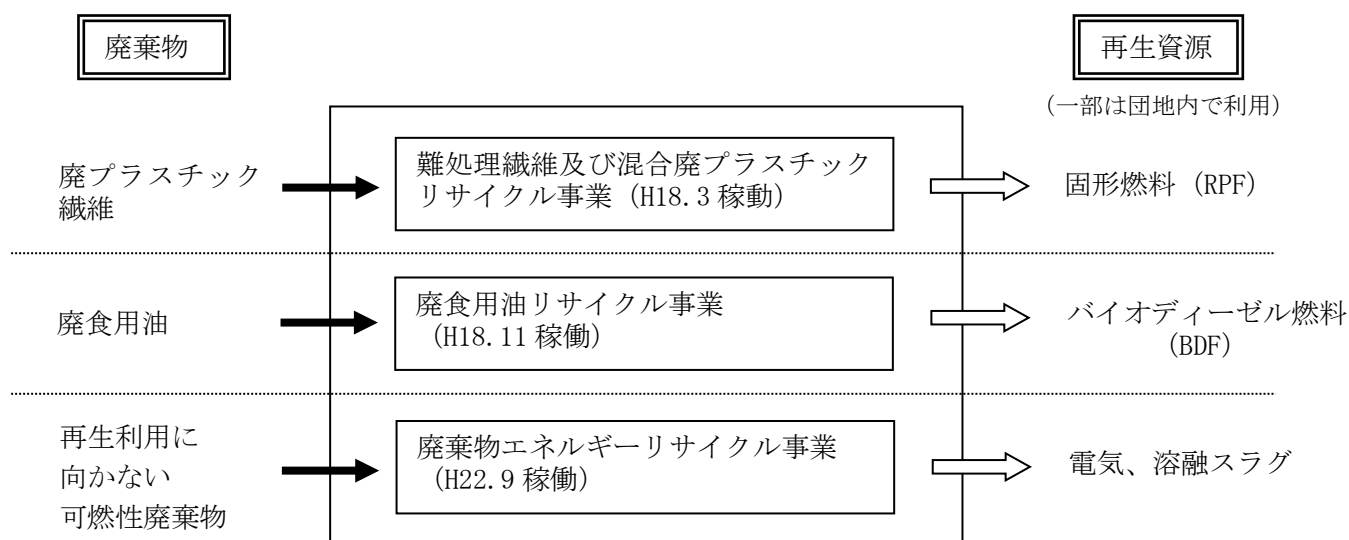
県では、循環型社会の形成に向けた拠点の一つとして、適切な運営に向けて必要な協力を行っていくこととしている。

富山市エコタウン事業の概要は次のとおりである。

#### (1) 第1期事業



#### (2) 第2期事業



## 4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

### (1) 環境教育、啓発活動

市町村におけるごみ減量化、再生利用への主な取組みとして、富山市では副読本（小学生むけ）やパンフレットを作成しているほか、表 4-11 のとおり、リサイクル生活展等のイベントや不用品交換会等を開催している。

表 4-11 イベントや不用品交換会等の開催状況（令和元年度）

市町村	名 称
富山市	みんなの消費生活展（市消費生活センター主催）、出前講座
高岡市	フードドライブ、出前講座、早朝パトロール
魚津市	環境フェスティバル
滑川市	滑川市環境フェア 2019、刃物・傘の修理相談デー、出前講座
黒部市	アクアパークフェスティバル等でのパネル展示、出前講座
南砺市	市内イベントへのキッチンカー出展、出前講座
射水市	環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験教室
入善町	にゅうぜん商工フェア～まつりんぴっく 2019～、出前講座
朝日町	出前講座

### (2) 住民等への助成制度

集団回収に対する報奨金制度は表 4-12 のとおり 14 市町で導入している。

また、住民に対する生ごみリサイクルの補助制度について、表 4-13 のとおりであり、生ごみ堆肥化容器は 10 市町村で、電気生ごみ処理機は 12 市町村で補助が実施されている。

表 4-12 集団回収に対する報償金制度の実施状況

（2年4月1日現在）

	紙	布	金属	びん	紙パック
実施市町村数	14	7	8	2	9

表 4-13 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

（2年4月1日現在）

	生ごみ堆肥化容器	電気生ごみ処理機
実施市町村数	8	10
限度額(円)	3,000～20,000	10,000～50,000
補助率	1/3～1/2	1/3～1/2

### (3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置

市町村における資源ごみ回収常設ステーションは、表 4-14 のとおり 13 市町で、計 42 施設が設置されている。

なお、県では、平成 20、21 年度に、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの設置に対し助成を行った。

表 4-14 市町村における資源ごみ回収常設ステーションの設置状況  
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

設 置 市 町 村	施 設 設 置 数
富 山 市	8
高 岡 市	1
魚 津 市	6
滑 川 市	5
黒 部 市	3
小 矢 部 市	1
南 砺 市	1
射 水 市	2
舟 橋 村	1
上 市 町	1
立 山 町	3
入 善 町	6
朝 日 町	3
計	41 施設

## レジ袋無料配布廃止／マイバッグ持参運動の普及・拡大

プラスチックは、非常に便利な素材であり、私たちの生活のあらゆる分野で利用されています。一方で、海洋へのプラスチックごみの流出など、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このような状況を踏まえ、容器包装リサイクル法の省令が改正され、令和2年7月1日より全国一律でレジ袋有料化が実施されることとなりました。富山県では全国に先駆けて、平成20年4月から県内全域でスーパー等においてレジ袋の無料配布廃止を実施しており、国のレジ袋有料化のモデルにもなりました。

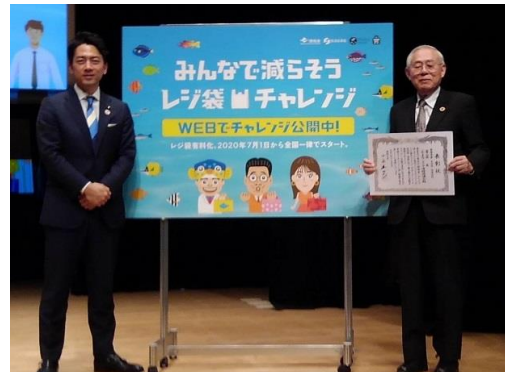
県では、消費者団体や事業者の皆さんと、有料化開始日に街頭や店頭前において周知活動を行うとともに、引き続きマイバッグ持参への協力を呼びかけました。また、若い方のマイバッグ持参を進めるため、コンビニ等での持参を実践し、意識や課題を探るモニター調査を実施するなど、一層のレジ袋削減に努めています。

さらに県ととやまエコ・ストア連絡協議会との連名で、環境省の「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」キャンペーンにサポーター登録したところ、「自治体・団体部門」の最優秀サポーターに選ばれました。

これも協議会メンバーをはじめとした富山県民・事業者の皆さまのご尽力・ご協力の賜物であり、これからもレジ袋削減・マイバッグの持参に引き続きご協力をお願いします。



街頭啓発活動



表彰式での小泉環境大臣と、  
中島恭一とやまエコ・ストア連絡協議会会長

県では今後、こうした取り組みから一歩進めて、食品トレイの削減・転換をめざしたモデル事業や、バイオマスプラスチック製品の導入への支援など一層のエコライフ促進に努めていきます。



モニター調査用マイバッグ

## V 県土美化の推進



# 1. 県土美化推進事業の概要

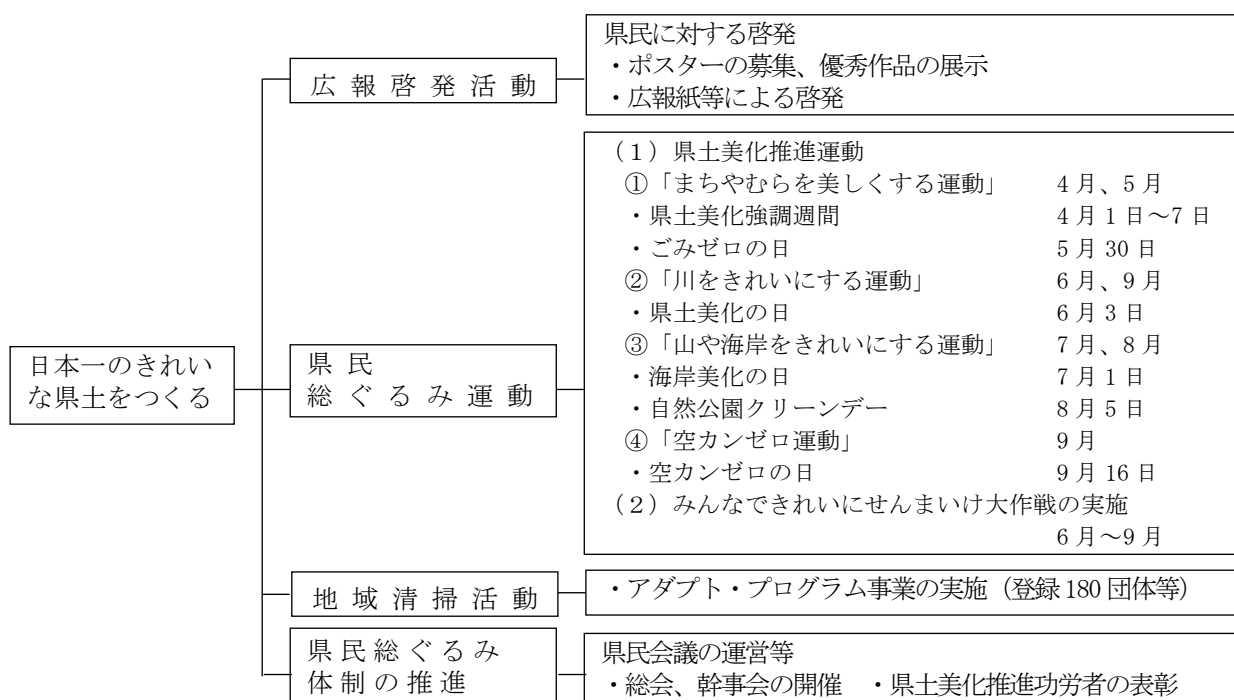
## (1) 県土美化推進運動

生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化しており、清らかな水辺や豊かな緑、美しい町並みや歴史的雰囲気の落ち着いたたたずまいなど、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県では公害の防止や自然環境の保全に加えて、ごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進、「とやまの名水」の選定、「海岸アメニティ・マスタープラン」や花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、快適な環境づくりをめざした施策を推進している。

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、女性・青年団体などの85団体で構成される県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動は、図5-1のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃美化活動を行うなど各種の事業を実施している。



【推進標語】 「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」

図5-1 県土美化推進運動の概要（令和元年度）



図5-2 元年度県土美化推進県民会議総会

## (2) アダプト・プログラム実施状況

平成 13 年度に海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できる「アダプト・プログラム制度」※を導入し、15 年度からはその制度を拡充させ、行政と地域住民等との協働体制づくりを推進支援している。

### ※アダプト・プログラム

アダプト (adopt) とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る (清掃・美化活動を行う) ことから命名されたもの。

市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

表 5-1 アダプト・プログラム制度の登録団体数

市町村名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高岡市	46	51	53	52	49
魚津市	7	7	7	7	6
滑川市	7	7	7	7	7
黒部市	3	3	3	3	3
小矢部市	5	6	7	7	7
南砺市	53	58	64	57	51
射水市	61	60	60	60	57
合計	182 団体等	192 団体等	201 団体等	193 団体等	180 団体等

### (3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等

海岸漂着物のほとんどは川の流れを通じて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、上流から下流に渡る広範な地域での活動が必要である。

そこで、上流・下流の地域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を、県内全市町村で実施している。令和元年度は15市町村で約34,000人の参加があった。

このほか、県内各地で、地域住民、企業、各種団体等が連携して、清掃美化活動が進められている。

表 5-2 市町村が実施した県土美化推進運動の活動概要（元年度）

市町村	活動名	実施時期	主な地域・場所	参加者数(人)		
富山市	街角クリーン活動	4月～11月の最終開庁日	市役所本庁舎、行政サービスセンター周辺	762		
	川をきれいにする日	6月2日	松川、いたち川、白岩川、下条川、井田川	4,750		
	海岸をきれいにする日	7月7日	富山市沿岸一帯〔打出～水橋～朝日町〕	4,500		
	ふるさと富山美化大作戦	8月18日	市内全域	70,200		
高岡市	ごみゼロの日	5月30日前後	市内全域	3,000		
	二上山特別清掃日	6月2日	二上山城山園地及び万葉ライン	300		
	千保川特別清掃日	6月9日	千保川周辺	1,800		
	海岸特別清掃日	7月7日	雨晴海岸・松太枝浜・国分浜一帯	3,000		
	福岡駅前・土屋親水公園清掃美化運動	7月28日	福岡駅周辺及び土屋親水公園	500		
	小矢部川国東橋周辺清掃キャンペーン	8月1日	国東橋運動公園周辺	700		
	古城公園清掃美化	8月4日	高岡古城公園一帯	500		
	空き缶ゼロの日(新高岡駅周辺特別清掃)	9月22日	市内全域及び新高岡駅周辺	5,200		
魚津市	「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会記念海岸特別清掃	10月14日	雨晴海岸・松太枝浜一帯	1,500		
	市環境美化協定団体、美市連携構成団体等による美化活動	4月～翌年3月	市内美化重点地区、公共・行政施設周辺	51,000		
氷見市	魚津神社祭礼後ボランティア清掃	6月7日	大町・村木地区市街地	240		
	海岸清掃	6月15日、9月21日	ミラージュランド周辺	400		
	鴨川一斉清掃	7月28日	鴨川流域、河川敷	270		
滑川市	2019氷見クリーン大作戦	6月2日	松田江浜	1,000		
	氷見市一斉清掃の日	7月7日	市内全域	10,000		
黒部市	ビーチクリーンアップ活動	5月24日・9月25日	高月海岸	80		
	環境美化のための清掃ボランティア活動	5月30日・10月1日	市内事業所周辺及び公園、海岸等	4,000		
	海岸清掃活動	6月29日	漁港周辺	440		
	みんなできれいにせんまいけ大作戦	7月21日	高塚海浜公園、早月川河口付近	300		
	「道の駅」周辺の清掃活動	7月16日	漁港周辺	200		
	荒俣壮年会・青年会	6月2日	荒俣海岸	30		
	笠木町内会	7月21日	笠木海岸	不明		
砺波市	生地海岸・河川清掃	5月12日 7月14日 10月13日	生地海岸・生地地区河川	1,200		
	石田浜・河川清掃	7月7日 8月10日	石田浜・黒瀬川	1,100		
	荒俣海岸清掃	7月上旬	荒俣海岸	500		
小矢部市	第15回砺波市民ごみゼロ運動	4月7日 5月26日	旧砺波市街及び種田地区 種田地区以外の旧庄川町地区	27,000 3,000		
	庄川河川敷清掃活動	4月16日	庄川河川敷	50		
南砺市	春の一斉清掃	4月7日、翌年3月29日	市内全域	400		
	ごみゼロ運動	5月30日	市内全域	250		
	津沢小矢部川掃除美化活動	9月29日	小矢部大堰・津沢大橋周辺	98		
射水市	台風被害による津沢小矢部川清掃美化活動	11月16日	小矢部大堰・津沢大橋周辺	39		
	環境美化活動	通年	市内一円	4,664		
舟橋村	みんなできれいにせんまいけ大作戦	7月7日	海岸(海老江・本江・六渡寺)	1,770		
	射水市一斉クリーン大作戦2019	10月13日	市内全域	台風19号で中止		
上市町	クリーンデー	8月4日	村内全域	500		
	川をきれいにする運動	6月16日	町内全域	300		
立山町	空き缶ゼロ運動	4月～11月	町内全域	2,688		
	庁舎周辺一斉清掃活動(立山町)	6月14日	役場庁舎駐車場及び周辺道路、前沢中央公園	82		
	みんなできれいにせんまいけ大作戦(立山町環境保健衛生協会利田支部)	7月7日	常願寺川公園及び河川敷	120		
入善町	環境巡視パトロール(立山町環境保健衛生協会)	5月29日、11月27日	前沢地区	16		
	クリーン入善7125大作戦(町民対象)	7月1日～7月31日	町内全域	8,500		
朝日町	クリーン入善7125大作戦(事業所対象)	7月1日～7月31日	事業所周辺	786		
	第2弾クリーン入善7125大作戦(事業所対象)	10月1日～10月31日	事業所周辺	635		
町民総ぐるみ清掃月間				7月	町内全域	2,668
合計(15市町村)					221,038	

#### (4) 海岸漂着物対策の推進

##### ア. 海岸漂着物対策

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法や「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、沿岸市町等と連携しながら漂着物の回収・処理などに取り組んでいる。

しかし、一部の海岸では依然として多くの漂着物が押し寄せており、本県ではこうした漂着物の大半が内陸部より河川を通じて流出・漂着したものと考えられている。

このことから、県では、河口域に位置する海岸の漂着物の状況や、河川敷や浅瀬におけるごみの散乱・滞留状況、川を流れるごみの調査を実施するとともに、これらの結果や発生抑制に関する内容を掲載した啓発リーフレットや小学生向け学習用副読本、「ごみマップ」を作成し、広く配布している。

また、小矢部川流域をモデルとして、富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会（流域の経済団体、農業・漁業団体、消費者・女性団体、行政機関で構成）を設置し、海岸漂着物の状況について共通認識を図るとともに、地域に応じた具体的な発生抑制対策の検討を行い、アクションプラン（小矢部川流域における上流下流が連携した海岸漂着物の発生抑制対策について）として取りまとめ（平成 26 年度）、取組みを継続している。

さらに、全国植樹祭（29 年度）や 3 R 推進全国大会（30 年度）、世界で最も美しい湾クラブ総会（令和元年度）を契機とした海岸一斉清掃を実施している。



小矢部川河口域の海岸の状況  
（射水市六渡寺海岸）



「小矢部川流域のごみマップ」  
（平成 26 年 3 月発行）



（26 年 5 月発行）



（29 年 9 月発行）

図 5-3 富山県の海岸漂着物対策

## イ. 水の恵みと海岸清掃体験バスツアーの開催

上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を知ってもらうとともに、海岸清掃を通じて身近なごみと漂着物について考え、ごみの発生抑制につなげることを目的として、平成24年度から「水の恵みと海岸清掃体験バスツアー」を開催している。

令和元年度は、参加者（親子等 119 人）が、上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を見るとともに、海岸清掃（96.5kg（可燃 92.3kg、不燃 4.3kg）のごみを回収）を通じて、漂着物の多くが身近なごみであることについて学んだ。



河川上流部の見学



海岸清掃の実施

図 5-4 水の恵みと海岸清掃体験バスツアーの様子

## ウ. ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」の活用による清掃活動の促進

ごみ拾いの様子を誰でも気軽に世界中に発信できる無料スマホアプリ「ピリカ」を活用し、投稿を呼びかけることにより、自主的な清掃活動の促進を図っている。

元年度は、海洋プラスチック問題やピリカの使い方について学ぶ「ピリカ特別セミナー」を開催（7月・2回）にしたほか、県内各地で行われたイベントや出前県庁等でピリカの利用を呼びかけるとともに、「ピリカ」により投稿された県内の清掃活動が見える化したWEBサイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」の周知を図り、参加者数増加や清掃活動の活性化・ネットワーク化を図った。



スマホアプリ「ピリカ」



Web サイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」

図 5-5 ごみ拾いアプリ

エ. 水際での漂着物発生源対策事業

海岸漂着物の発生抑制に向け、不法投棄の多い河川敷等を「不法投棄防止モデル地域」に選定し、重点パトロールや県民への広報活動を展開し、不法投棄されにくい環境づくりに取り組んだ。また、海岸漂着物に園芸用プラスチックが多く含まれるので、河川周辺の耕作者等向け、園芸店向けにチラシを作成し、普及啓発を行った。



図 5-6 耕作者・園芸店向けのチラシ

# 【 資 料 編 】

## 目 次

表-1	計画処理区域の状況	65
表-2	一般廃棄物処理計画の策定状況	65
表-3	ごみ処理状況の推移	66
図-1	総人口とごみ総排出量の推移	66
表-4	資源化量及びリサイクル率の推移	67
表-5	ごみの収集状況（平成30年度）	68
表-6	市町村別1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の状況（平成30年度）	69
表-7	ごみの収集形態別収集量（平成30年度）	70
表-8	ごみ処理の状況（平成30年度）	72
表-9	浄化槽設置数の推移	74
表-10	浄化槽構造別設置数	75
表-11	し尿処理状況の推移	76
表-12	し尿収集処理状況（平成30年度）	78
表-13	し尿の収集形態別収集量（平成30年度）	80
表-14	し尿処理状況（平成30年度）	82
図-2～16	し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（市町村別）	84
表-15	条例の制定状況及び手数料	88
表-16	廃棄物処理事業経費（平成30年度）	91
表-17	リサイクル認定一覧（令和元年度認定分）	92
表-18	市町村別分別収集量（令和元年度）	94
表-19	富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量	95
表-20	ごみの減量化、再生利用の取組み状況（令和元年度）	96
表-21	集団回収に対する報償金制度の実施状況	97
表-22	住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況	97
表-23	資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（1）～（3）	98

表-1 計画処理区域の状況

(令和元年10月1日現在)

市町村	人口（人）	世帯数（世帯）	市町村	人口（人）	世帯数（世帯）
富山市	417,625	171,864	南砺市	51,193	17,338
高岡市	172,164	65,719	射水市	93,194	33,724
魚津市	42,166	16,644	舟橋村	3,097	1,010
氷見市	47,786	16,851	上市町	20,611	7,763
滑川市	33,251	12,633	立山町	26,145	9,699
黒部市	41,496	15,375	入善町	24,931	9,037
砺波市	48,509	16,991	朝日町	12,127	4,660
小矢部市	30,161	9,801	合計	1,064,456	409,109

表-2 一般廃棄物処理計画の策定状況

市町村	策定年度	市町村	策定年度
富山市	平成28年度	南砺市	※
高岡市	平成29年度	射水市	平成28年度
魚津市	平成27年度	舟橋村	平成29年度
氷見市	平成29年度	上市町	令和2年度
滑川市	平成24年度	立山町	平成23年度
黒部市	平成27年度	入善町	平成28年度
砺波市	※	朝日町	平成25年度
小矢部市	平成29年度		

※ 砺波広域圏事務組合において計画を策定（平成25年度）



表-3 ごみ処理

年度	総人口 (人)	総排出量 (t/年)	ごみ処理		
			計画収集量+ 直接搬入量	集団回収量	民間事業者 による回収量
24	1,098,716	429,191	389,557	34,043	5,592
25	1,091,948	425,881	386,623	32,275	6,983
26	1,086,315	420,711	381,566	31,562	7,583
27	1,079,555	418,400	380,201	29,999	8,200
28	1,075,225	416,892	380,356	27,451	9,085
29	1,070,287	421,043	381,313	26,392	13,338
30	1,064,456	420,443	380,750	25,250	14,443

注 県内の状況を反映させるため、民間事業者が回収した量を含めている。

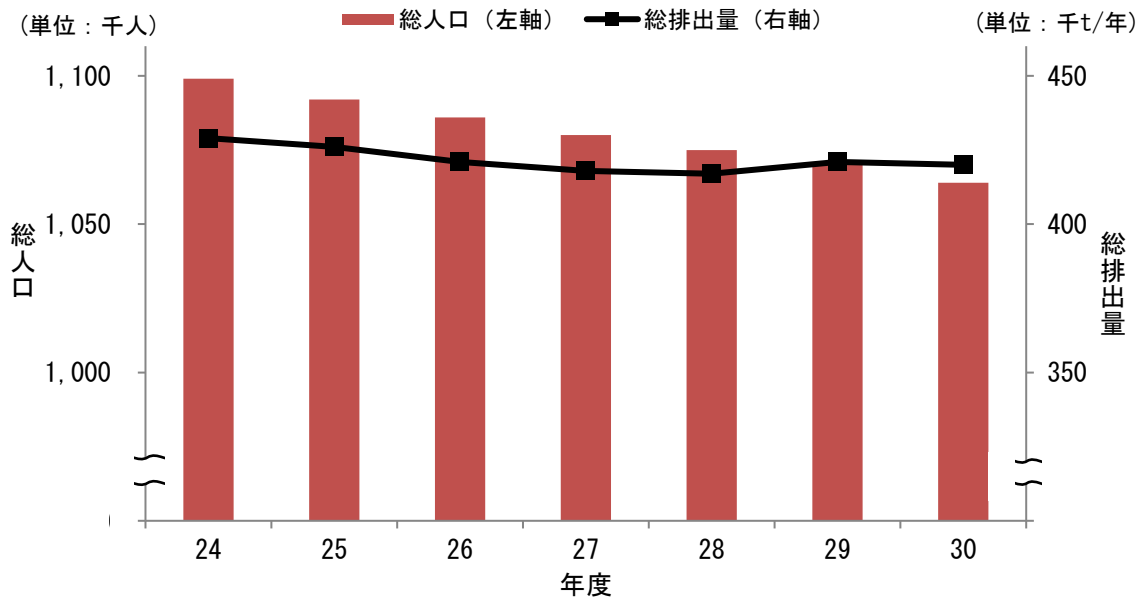


図-1 総人口とごみ総排出量の推移

状 況 の 推 移

焼却量 (t/年)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	埋立量 (t/年)
312,602	112,007	26.1	37,300
311,695	110,616	26.0	37,222
311,371	106,615	25.3	33,764
307,566	105,373	25.2	35,305
305,605	106,608	25.6	34,688
304,804	111,776	26.5	38,273
300,373	112,312	26.7	38,290

表-4 資源化量及びリサイクル率の推移

年度	24	25	26	27	28	29	30
直接資源化量 + 中間処理後再資源化量 (t)	72,372	71,358	67,470	67,174	70,072	72,046	72,619
集団回収量(t)	34,043	32,275	31,562	29,999	27,451	26,392	25,250
民間事業者による 回収量	5,592	6,983	7,583	8,200	9,085	13,338	14,443
計 (t)	112,007	110,616	106,615	105,373	106,608	111,776	112,312
リサイクル率(%)	26.1	26.0	25.3	25.2	25.6	26.5	26.7

表-5 ごみの収集状況（平成30年度）

市町村名	可燃ごみ 収集回数 (回/週)	不燃ごみ (粗大ごみ) 収集回数 (回/月)	資源ごみ					
			古紙	紙製容器包装	缶	ビン	ペットボトル	容器包装プラ
			収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)
富山市	2	2	1	1	2	2	富山、婦中地域：なし 山田地域：1 大山、八尾、細入地域：2 大沢野地域：4	4
高岡市	2	2	2	2	2	2	2	2
魚津市	2	4	なし	2	1	1	2	2
氷見市	2	2	1	1	1	1	なし	2
滑川市	2	1	1	2	2	2	2	2
黒部市	2	4	2	2	2	2	2	2
砺波市	2	1	なし	1	1	1	1	2
小矢部市	2	1	なし	1	1	1	1	1
南砺市	2	2	なし	1	1	1	1	2
射水市	2	2	なし	2	2	2	2	2
舟橋村	3	2	1	1	2	2	1	4
上市町	2	2	2	2	2	2	なし	4
立山町	2	1回/2月	なし	4	1	1	1	4
入善町	3	4	なし	1	1	1	1	1
朝日町	3	3	なし	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	なし	4~11月：2回 12~3月：1回

表-6 市町村別 1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の状況(平成30年度)

区分 市町村別	人 口 (人)	排出量(t/年)			1人1日当たり排出量 (g/人・日)			再生利用量(t/年)			リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)
		生活系	事業系		生活系	事業系		資源化量	集団回収量			
富山市	417,625	162,231	107,844	54,387	1,064	707	357	39,567	26,844	12,723	24.4	14,835
高岡市	172,164	61,021	35,777	25,244	971	569	402	13,016	9,110	3,906	21.3	6,211
魚津市	42,166	16,114	10,956	5,158	1,047	712	335	3,547	3,015	532	22.0	1,466
氷見市	47,786	19,075	11,635	7,440	1,094	667	427	4,376	3,381	995	22.9	2,163
滑川市	33,251	15,859	11,192	4,667	1,307	922	385	5,644	4,942	702	35.6	1,051
黒部市	41,496	15,070	10,969	4,101	995	724	271	2,922	2,628	294	19.4	1,095
砺波市	48,509	16,457	10,090	6,367	929	570	360	4,014	3,195	819	24.4	1,878
小矢部市	30,161	9,863	6,690	3,173	896	608	288	1,957	1,612	345	19.8	1,397
南砺市	51,193	16,949	10,365	6,584	907	555	352	5,810	5,000	810	34.3	1,480
射水市	93,194	36,569	21,911	14,658	1,075	644	431	8,559	5,965	2,594	23.4	3,316
舟橋村	3,097	1,049	821	228	928	726	202	135	135	0	12.9	97
上市町	20,611	8,209	5,771	2,438	1,091	767	324	1,608	1,489	119	19.6	796
立山町	26,145	11,913	7,172	4,741	1,248	752	497	3,547	2,645	902	29.8	1,049
入善町	24,931	10,578	8,746	1,832	1,162	961	201	2,224	1,757	467	21.0	974
朝日町	12,127	5,043	4,318	725	1,139	976	164	943	901	42	18.7	482
県全体	1,064,456	※ 420,443	※ 278,700	141,743	1,045	680	365	※ 112,312	72,619	25,250	※ 26.7	38,290

※県全体の数値は、民間事業者による再生利用量(14,443t/年)を含めて集計したものである。

表-7 ごみの収集

市町村名	可燃ごみ				不燃ごみ				資源ごみ			
	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計
富山市	39,395	40,780	39,459	119,634	2,553	2,532	0	5,085	3,164	5,226	0	8,390
高岡市	10,665	15,384	16,697	42,746	65	346	0	411	878	4,533	0	5,411
魚津市	0	6,919	3,468	10,387	0	1,697	525	2,222	0	1,519	0	1,519
氷見市	46	7,419	4,685	12,150	0	537	303	840	0	1,402	0	1,402
滑川市	0	6,745	2,430	9,175	0	372	0	372	0	1,017	208	1,225
黒部市	0	9,444	0	9,444	0	2,215	0	2,215	0	1,137	0	1,137
砺波市	0	7,135	3,976	11,111	0	151	0	151	0	420	0	420
小矢部市	0	4,359	2,487	6,846	0	262	0	262	0	418	0	418
南砺市	0	7,162	3,016	10,178	0	282	0	282	0	564	9	573
射水市	0	15,708	0	15,708	0	1,227	0	1,227	0	963	0	963
舟橋村	0	613	108	721	0	27	0	27	0	101	0	101
上市町	0	4,265	2,111	6,376	0	246	77	323	0	1,089	43	1,132
立山町	0	5,531	2,775	8,306	0	20	0	20	635	0	0	635
入善町	0	5,284	808	6,092	0	819	168	987	0	942	0	942
朝日町	0	2,578	325	2,903	0	420	61	481	0	429	0	429
合計	50,106	139,326	82,345	271,777	2,618	11,153	1,134	14,905	4,677	19,760	260	24,697

形態別収集量（平成30年度）

（単位：t/年）

粗大ごみ				その他				収集総量				直接搬入 ごみ	自家 処理量
直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計		
0	0	0	0	957	5	0	962	46,069	48,543	39,459	134,071	15,437	0
0	0	0	0	0	0	0	0	11,608	20,263	16,697	48,568	8,547	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,135	3,993	14,128	1,454	0
0	0	0	0	0	0	0	0	46	9,358	4,988	14,392	3,688	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,134	2,638	10,772	4,385	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,796	0	12,796	1,980	0
0	0	0	0	0	8	0	8	0	7,714	3,976	11,690	3,948	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,039	2,487	7,526	1,992	0
0	0	0	0	0	6	0	6	0	8,014	3,025	11,039	5,100	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,898	0	17,898	16,077	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	741	108	849	200	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600	2,231	7,831	259	0
0	0	0	0	33	0	0	33	668	5,551	2,775	8,994	2,017	0
0	432	63	495	0	0	0	0	0	7,477	1,039	8,516	1,595	0
0	227	51	278	0	0	0	0	0	3,654	437	4,091	910	0
0	659	114	773	990	19	0	1,009	58,391	170,917	83,853	313,161	67,589	0

表-8 ごみ処理の

市 町 村 一 部 事 務 組 合	処理量(直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)													
	合計	直 接 焼 却 量	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+資源化等を行う施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)						直接最終 処分量	直接資源化量(紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+プラスチック類+布類+その他)				
			合計	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設 ※2	ご み 燃 料 化 施 設	そ の 他 の 施 設	合計		紙類	金属類	ガラス類	ペット ボトル	
														(t)
富山地区広域圏	184,816	146,301	31,107	5,700	12,415	12,987	5	957	6,451	2,875	97	155	607	
富山市	149,508	120,418	23,835	5,085	10,778	7,967	5	957	4,298	1,398	0	0	501	
滑川市	15,157	10,129	4,252	372	669	3,211	0	0	776	541	0	0	70	
舟橋村	1,049	932	34	7	27	0	0	0	83	61	0	0	2	
上市町	8,090	6,483	877	188	585	104	0	0	730	719	0	0	0	
立山町	11,012	8,339	2,109	48	356	1,705	0	0	564	156	97	155	34	
高岡地区広域圏	84,712	65,982	16,828	0	11,765	5,063	0	1,426	476	317	20	125	0	
高岡市	57,115	46,171	10,143	0	6,429	3,714	0	801	0	0	0	0	0	
氷見市	18,080	12,500	4,956	0	3,712	1,244	0	307	317	317	0	0	0	
小矢部市	9,517	7,311	1,729	0	1,624	105	0	318	159	0	20	125	0	
新川広域圏	45,462	31,384	10,059	6,518	816	2,725	0	0	4,019	2,594	218	536	210	
魚津市	15,575	10,517	3,547	2,284	551	712	0	0	1,511	972	79	193	84	
黒部市	14,776	10,061	3,578	2,333	195	1,050	0	0	1,137	828	56	141	48	
入善町	10,111	7,407	1,762	1,119	70	573	0	0	942	499	66	147	56	
朝日町	5,000	3,399	1,172	782	0	390	0	0	429	295	17	55	22	
砺波広域圏	31,777	22,093	8,741	1,745	5,854	1,142	0	150	793	294	7	352	27	
砺波市	15,638	11,352	3,949	1,270	2,290	389	0	58	279	146	5	128	0	
南砺市	16,139	10,741	4,792	475	3,564	753	0	92	514	148	2	224	27	
射水市	33,975	26,693	6,941	1,811	4,976	154	0	57	284	145	25	0	61	
合 計	380,742	292,453	73,676	15,774	35,826	22,071	5	2,590	12,023	6,225	367	1,168	905	

※1 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

※2 「資源化等を行う施設」には、ごみ堆肥化施設、飼料化施設、メタン化施設及びその他の資源化等を行う施設が含まれる。

状 況 （ 平 成 30 年 度 ）

			焼却処理量(直接焼却量+焼却施設 以外の中間処理施設からの搬入量)					最終処分量(直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の 中間処理施設からの残渣量)							
			合計 (t)	直 接 焼却量 (t)	焼却処理以外の中間 処理施設からの搬入量			合計 (t)	直接最終 処分量 (t)	焼 却 残渣量 (t)	焼却以外の中間処理施設からの残渣量				
					粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 ※2 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)				合計 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 ※2 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)	その 他の 施 設 (t)
プラスチック類 (白色系(含む)) (t)	布類 (t)	その他 (t)													
2,631	21	65	148,637	146,301	2,323	13	0	17,828	957	15,444	1,427	1,419	8	0	0
2,399	0	0	122,516	120,418	2,093	5	0	14,835	957	12,624	1,254	1,254	0	0	0
126	11	28	10,282	10,129	153	0	0	1,051	0	959	92	92	0	0	0
20	0	0	932	932	0	0	0	97	0	90	7	7	0	0	0
0	10	1	6,560	6,483	77	0	0	796	0	742	54	46	8	0	0
86	0	36	8,347	8,339	0	8	0	1,049	0	1,029	20	20	0	0	0
0	0	14	67,031	65,982	0	930	119	9,771	1,426	7,548	797	0	770	27	0
0	0	0	47,077	46,171	0	787	119	6,211	801	5,286	124	0	124	0	0
0	0	0	12,643	12,500	0	143	0	2,163	307	1,459	397	0	397	0	0
0	0	14	7,311	7,311	0	0	0	1,397	318	803	276	0	249	27	0
336	0	125	34,288	31,384	2,904	0	0	4,017	0	3,366	651	651	0	0	0
144	0	39	12,235	10,517	1,718	0	0	1,466	0	1,141	325	325	0	0	0
64	0	0	10,061	10,061	0	0	0	1,095	0	1,095	0	0	0	0	0
116	0	58	8,005	7,407	598	0	0	974	0	760	214	214	0	0	0
12	0	28	3,987	3,399	588	0	0	482	0	370	112	112	0	0	0
113	0	0	22,849	22,093	740	16	0	3,358	150	2,854	354	354	0	0	0
0	0	0	11,903	11,352	540	11	0	1,878	58	1,561	259	259	0	0	0
113	0	0	10,946	10,741	200	5	0	1,480	92	1,293	95	95	0	0	0
21	1	31	27,568	26,693	875	0	0	3,316	57	2,878	381	381	0	0	0
3,101	22	235	300,373	292,453	6,842	959	119	38,290	2,590	32,090	3,610	2,805	778	27	0



表-9 浄化槽設置数の推移

① 浄化槽設置状況

(単位：基)

管轄	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新川	12,581	12,029	11,724	11,239	10,797	10,111	9,584	9,095	7,418	7,196	6,680	6,410	6,149	6,004	5,681	5,526
魚津	5,084	4,747	4,551	4,289	4,121	3,940	3,812	3,578	3,235	2,973	2,869	2,704	2,537	2,432	2,210	2,122
中部	12,043	11,870	11,379	11,194	11,012	10,514	10,207	9,699	8,645	7,774	7,234	6,730	6,184	5,957	5,716	5,470
射水	8,526	7,657	7,665	7,269	6,980	6,653	6,456	4,270	4,052	3,859	3,453	2,804	2,681	2,604	2,504	2,477
氷見	4,181	3,973	3,923	3,830	3,782	3,779	3,681	3,676	3,494	3,371	3,443	3,422	3,417	3,402	3,392	3,446
砺波	10,684	10,520	10,430	10,291	8,477	8,364	8,181	8,194	7,998	7,488	7,161	6,892	6,633	6,496	5,572	5,455
小矢部	6,001	5,369	3,789	3,990	3,757	3,725	3,716	3,609	3,683	3,594	3,543	3,485	3,432	3,383	3,341	3,288
高岡市	11,147	10,412	11,610	10,712	10,331	9,913	9,188	8,387	8,077	7,618	7,344	6,985	6,738	6,639	6,044	5,950
富山市	27,927	26,093	22,872	21,279	20,281	19,919	19,421	16,058	14,769	13,562	12,216	11,361	10,483	10,003	9,523	9,330
合計	98,174	92,670	87,943	84,093	79,538	76,918	74,246	66,566	61,371	57,435	53,943	50,793	48,254	46,920	43,983	43,064

② 浄化槽設置整備事業の状況

(単位：基)

市町名	S63~H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
富山市	1,534	77	65	26	21	23	21	23	23	13	7	13	10	8	13	8	13	12	1,910
高岡市	727	74	53	50	57	39	36	28	18	20	22	5	7	11	8	6	6	6	1,173
魚津市	556	15	18	18	15	7	11	13	13	6	5	11	2	1	2	1	1	2	697
氷見市	506	69	80	83	63	73	94	77	94	69	61	96	75	49	35	29	20	24	1,597
滑川市	704	63	58	49	41	48	31	13	11	8	4	8	5	5	2	2	2	28	1,082
黒部市	329	24	31	26	15	12	14	18	14	16	9	5	5	8	5	7	7	8	553
砺波市	278	87	61	64	76	60	46	48	61	53	46	46	24	27	33	17	11	24	1,062
小矢部市	336	48	36	31	34	21	36	31	30	18	22	31	28	29	21	24	25	24	825
南砺市	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
射水市	43	10	4	6	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	2	2	2	73
上市町	8	3	4	1	2	1	2	-	1	2	1	1	-	1	2	-	1	1	31
立山町	0	11	9	6	5	10	4	4	4	8	4	4	4	3	3	4	2	3	88
入善町	417	42	30	21	9	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	537
朝日町	382	35	37	31	25	31	27	18	12	15	17	11	7	9	5	6	1	5	674
計	5,827	560	486	412	363	334	330	273	283	229	198	231	167	151	130	106	91	140	10,311

※ 富山市は旧富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町のデータの合計である。

高岡市は旧高岡市、福岡町のデータの合計である。

砺波市は旧砺波市、庄川町のデータの合計である。

南砺市は旧城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町のデータの合計である。

射水市は旧新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村のデータの合計である。

表-10 浄化槽構造別設置数

(平成31年3月31日現在)

区分		人槽	合計	設置数													
				5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独	新構造	分離接触ばっ気	19,836	18,063	1,648	114	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		分離ばっ気	2,079	1,980	79	18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	21,915	20,043	1,727	132	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧構造	腐敗型	1,825	1,500		269	34	13	7	1	1	0	0	0	0	0	0
		ばっ気型	6,288	5,892		384	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	8,113	7,392		653	42	15	9	1	1	0	0	0	0	0	0
		合計	30,028	27,435		2,512	53	17	9	1	1	0	0	0	0	0	0
合併	新構造	分離接触ばっ気	226	15	66	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		嫌気ろ床接触ばっ気	3,656	3,573	57	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		脱窒ろ床接触ばっ気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回転板接触	5		0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気	685		0	0	257	208	98	70	35	15	0	1	1	0	0
		散水ろ床	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長時間ばっ気	34		0	0	1	6	2	15	8	0	1	1	0	0	0
		標準活性汚泥	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接触ばっ気・ろ過	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧構造	接触ばっ気・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離・活性炭	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		硝化液循環	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		三次処理脱窒・脱磷	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他(大臣認定型)	8,401	7,376	314	467	65	47	23	29	31	39	8	2	0	0	0
計	13,007	11,401	638	322	258	127	102	83	62	8	4	2	0	0	0		
旧構造	散水ろ床	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	活性汚泥	28		0	1	6	8	7	3	2	0	0	1	0	0	0	
	その他	1		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	29		0	1	6	8	8	3	2	0	0	1	0	0	0	
合計	13,036	11,401		961	264	135	110	86	64	8	4	3	0	0	0		
総計	43,064	38,836		3,473	317	152	119	87	65	8	4	3	0	0	0		

表-11 し尿処理

年 度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	水洗便所			区域内 排出量 (kℓ/年)	計 し尿処理 施設
			浄化槽基数	浄化槽等人口 (人)	下水道人口 (人)		
昭和60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	400,703	333,302
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	397,535	335,763
62	1,126,006	515,379	87,297	348,031	182,728	388,507	331,975
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	402,003	343,606
平成元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	394,789	339,431
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	380,138	330,183
3	1,124,575	438,726	105,885	397,673	243,094	384,043	335,769
4	1,124,197	392,984	108,286	417,860	274,619	375,682	330,498
5	1,124,048	365,941	111,343	434,917	291,518	383,627	326,296
6	1,126,062	345,313	113,454	440,474	315,455	356,932	318,705
7	1,128,148	309,508	115,678	453,919	346,306	347,920	314,117
8	1,127,948	285,270	113,417	440,569	373,093	341,582	304,109
9	1,128,715	258,516	114,144	443,220	409,895	332,556	298,996
10	1,128,633	227,871	111,442	425,022	460,179	319,475	288,095
11	1,128,527	199,982	110,547	414,456	501,123	296,424	269,610
12	1,127,442	179,259	108,469	406,957	531,458	286,199	261,153
13	1,126,170	165,744	105,016	380,278	573,037	285,070	251,618
14	1,124,476	143,628	100,498	375,922	600,714	259,246	237,877
15	1,121,743	125,147	98,174	356,439	637,480	251,631	230,298
16	1,120,505	108,605	92,670	339,171	671,478	233,164	213,690
17	1,117,411	95,562	87,943	303,902	717,253	218,799	201,048
18	1,113,837	88,829	84,093	294,983	729,455	210,973	194,316
19	1,111,308	75,846	79,538	298,579	736,393	197,636	180,526
20	1,105,276	63,473	76,918	277,594	763,830	186,387	170,775
21	1,099,285	76,297	74,246	246,919	775,897	172,164	158,629
22	1,096,406	67,388	66,566	234,946	793,949	159,105	117,246
23	1,094,479	60,323	61,371	227,332	806,728	150,714	115,077
24	1,098,716	49,989	57,435	226,230	822,415	141,517	107,443
25	1,091,948	46,273	53,943	215,924	829,751	135,965	102,077
26	1,086,315	42,937	50,793	204,419	838,959	128,048	95,423
27	1,079,555	41,289	48,254	194,581	843,685	125,742	94,376
28	1,075,225	39,365	46,920	186,404	849,456	119,406	89,538
29	1,070,287	36,615	43,983	179,647	854,025	114,265	85,874
30	1,064,456	33,346	43,064	172,706	858,404	110,439	83,947

状 況 の 推 移

画 処 理 内 訳 ( kℓ / 年 )				計画処理 区域内自 家処理量 (kℓ/年)	衛 生 処 理 率 (%)	日排出量 (kℓ/日)	1人1日排出量 (ℓ/人・日)	
下水道マン ホール投入	農地還元	その他	計				し 尿	浄 化 槽 汚 泥
14,352	205	-	347,859	52,844	91	1,098	1.34	0.76
15,556	12	-	351,331	46,204	92	1,089	1.33	0.80
15,711	-	-	347,686	40,821	93	1,064	1.33	0.78
24,062	-	-	367,668	34,335	94	1,101	1.43	0.80
24,131	-	-	363,562	31,227	94	1,082	1.43	0.84
24,606	-	-	354,789	25,349	95	1,041	1.42	0.81
26,059	-	-	361,828	22,215	96	1,049	1.47	0.86
25,164	-	-	355,662	20,020	97	1,029	1.57	0.85
25,699	-	-	351,955	16,990	97	1,051	1.65	0.81
25,229	-	-	343,934	12,998	98	978	1.64	0.84
24,207	-	-	338,324	9,596	98	953	1.77	0.82
24,461	-	2,819	331,389	10,193	98	936	1.79	0.89
23,248	-	-	322,244	10,312	99	911	1.85	0.91
22,209	-	-	310,304	9,171	99	875	1.95	0.94
19,426	-	-	289,036	7,388	99	812	1.95	0.96
19,511	1	-	280,665	5,534	99	784	1.96	1.01
18,164	-	-	269,782	15,288	99	781	1.93	1.17
17,986	-	-	255,863	3,383	99	710	2.04	1.09
19,322	-	-	249,620	2,011	99	688	2.11	1.18
18,062	-	-	231,752	1,412	99	639	2.17	1.18
16,994	-	-	218,042	757	99	599	2.28	1.25
16,080	-	-	210,396	577	99	578	2.33	1.25
16,561	-	-	197,087	549	99	540	2.32	1.21
15,126	-	-	185,901	486	99	511	2.48	1.26
13,272	-	-	171,901	263	99	472	1.91	1.32
41,665	-	-	158,911	194	99	436	1.91	1.31
35,544	-	-	150,621	93	99	413	1.97	1.29
33,998	-	-	141,441	76	99	388	2.16	1.23
33,888	-	-	135,965	0	100	373	2.19	1.26
32,526	-	-	127,949	0	100	351	1.97	1.30
31,366	-	-	125,742	0	100	344	1.85	1.37
29,868	-	-	119,406	0	100	327	1.81	1.37
28,391	-	-	114,265	0	100	313	1.82	1.37
26,492	-	-	110,439	0	100	303	1.86	1.39

表-12 し尿

市町村名	計画処理 区域人口	計画処理区域人口内訳(人)					
		水洗化人口			非水洗化人口		
		下水道人口	浄化槽等人口	計	計画収集人口	自家処理人口	計
富山市	417,625	368,257	45,578	413,835	3,790	0	3,790
高岡市	172,164	149,136	13,083	162,219	9,945	0	9,945
魚津市	42,166	27,699	12,141	39,840	2,326	0	2,326
氷見市	47,786	36,103	8,104	44,207	3,579	0	3,579
滑川市	33,251	23,352	8,678	32,030	1,221	0	1,221
黒部市	41,496	24,210	16,364	40,574	922	0	922
砺波市	48,509	29,365	16,441	45,806	2,703	0	2,703
小矢部市	30,161	18,222	10,425	28,647	1,514	0	1,514
南砺市	51,193	43,135	6,857	49,992	1,201	0	1,201
射水市	93,194	77,003	14,916	91,919	1,275	0	1,275
舟橋村	3,097	3,082	15	3,097	0	0	0
上市町	20,611	15,442	3,729	19,171	1,440	0	1,440
立山町	26,145	20,669	4,231	24,900	1,245	0	1,245
入善町	24,931	15,694	8,143	23,837	1,094	0	1,094
朝日町	12,127	7,035	4,001	11,036	1,091	0	1,091
合計	1,064,456	858,404	172,706	1,031,110	33,346	0	33,346

収 集 処 理 状 況 (平成 30 年度)

汲み取りし尿の処理体制					浄化槽汚泥の処理体制					し尿・浄化槽汚泥の処理方法			手 数 料			
収集・運搬			中間処理		収集・運搬			中間処理		処理方法			有無		算定方式	
直営	委託	許可	直営	組合	直営	委託	許可	直営	組合	処施設	下投入	前後投入	有	無	従量	定額
	○	○		○			○	○	○	○			○		○	
	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	
	○			○			○		○		○		○		○	
	○		○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○	○			○		○	
	○			○			○		○		○		○		○	
	○			○			○		○				○		○	
	○	○		○			○		○	○			○		○	
	○			○		○			○	○			○		○	
	○		○			○	○	○		○			○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
		○		○			○		○	○			○		○	
	○			○			○		○	○	○		○		○	
	○			○	○				○	○	○		○		○	
	11	7	3	13	1	3	12	4	13	13	5		15		15	

表-13 し尿の

市町村名	し尿 (kℓ/年)					浄化槽	
	収集形態別収集量				自家 処理量	収集形態	
	収集総量	直 営	委 託	許 可		収集総量	直 営
富山市	5,144	0	2,667	2,477	0	25,105	0
高岡市	2,829	0	331	2,498	0	9,677	0
魚津市	1,481	0	1,481	0	0	5,119	0
氷見市	2,185	0	2,185	0	0	6,519	0
滑川市	792	0	792	0	0	5,145	0
黒部市	817	0	817	0	0	8,315	0
砺波市	1,607	0	0	1,607	0	7,343	0
小矢部市	1,154	0	1,064	90	0	4,347	0
南砺市	1,118	0	1,118	0	0	1,653	0
射水市	1,541	0	1,541	0	0	7,118	0
舟橋村	8	0	0	8	0	4	0
上市町	961	0	0	961	0	1,754	0
立山町	1,008	0	0	1,008	0	3,084	0
入善町	961	0	961	0	0	1,395	0
朝日町	1,065	0	1,065	0	0	1,190	1,190
合 計	22,671	0	14,022	8,649	0	87,768	1,190

収 集 形 態 別 収 集 量 (平成 30 年度)

汚 泥 (kℓ/年)			計 (kℓ/年)				
別 収 集 量		自 家 処 理 量	収 集 形 態 別 収 集 量				自 家 処 理 量
委 託	許 可		収 集 総 量	直 営	委 託	許 可	
0	25,105	0	30,249	0	2,667	27,582	0
0	9,677	0	12,506	0	331	12,175	0
0	5,119	0	6,600	0	1,481	5,119	0
6,519	0	0	8,704	0	8,704	0	0
0	5,145	0	5,937	0	792	5,145	0
0	8,315	0	9,132	0	817	8,315	0
0	7,343	0	8,950	0	0	8,950	0
0	4,347	0	5,501	0	1,064	4,437	0
1,653	0	0	2,771	0	2,771	0	0
6,982	136	0	8,659	0	8,523	136	0
0	4	0	12	0	0	12	0
0	1,754	0	2,715	0	0	2,715	0
0	3,084	0	4,092	0	0	4,092	0
0	1,395	0	2,356	0	961	1,395	0
0	0	0	2,255	1,190	1,065	0	0
15,154	71,424	0	110,439	1,190	29,176	80,073	0



表-14 し尿処理

市 町 村 一 部 事 務 組 合	し 尿 (kℓ/年)			浄 化 槽	
	し尿処理施設	下水道投入	合 計	し尿処理施設	下水道投入
富 山 市	0	0	0	18,529	0
高 岡 市	2,498	0	2,498	0	8,291
氷 見 市	2,185	0	2,185	6,519	0
射 水 市	1,541	0	1,541	7,118	0
新 川 広 域 圏	961	3,363	4,324	1,190	14,829
魚 津 市	0	1,481	1,481	0	5,119
黒 部 市	0	817	817	0	8,315
入 善 町	961	0	961	0	1,395
朝 日 町	0	1,065	1,065	1,190	0
富山地区広域圏事務組合 (富山地区広域圏衛生センター)	7,913	0	7,913	16,563	0
富 山 市	5,144	0	5,144	6,576	0
滑 川 市	792	0	792	5,145	0
舟 橋 村	8	0	8	4	0
上 市 町	961	0	961	1,754	0
立 山 町	1,008	0	1,008	3,084	0
砺波地方衛生施設組合	4,210	0	4,210	14,720	0
高 岡 市	331	0	331	1,377	0
砺 波 市	1,607	0	1,607	7,343	0
小 矢 部 市	1,154	0	1,154	4,347	0
南 砺 市	1,118	0	1,118	1,653	0
合 計	19,308	3,363	22,671	64,639	23,120

※ 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

状 況(平成 30 年度)

汚 泥 (kℓ/年)		計 (kℓ/年)			
農地還元	合 計	し尿処理施設	下水道投入	農地還元	合 計
0	18,529	18,529	0	0	18,529
0	8,291	2,498	8,291	0	10,789
0	6,519	8,704	0	0	8,704
0	7,118	8,659	0	0	8,659
0	16,019	2,151	18,192	0	20,343
0	5,119	0	6,600	0	6,600
0	8,315	0	9,132	0	9,132
0	1,395	961	1,395	0	2,356
0	1,190	1,190	1,065	0	2,255
0	16,563	24,476	0	0	24,476
0	6,576	11,720	0	0	11,720
0	5,145	5,937	0	0	5,937
0	4	12	0	0	12
0	1,754	2,715	0	0	2,715
0	3,084	4,092	0	0	4,092
0	14,720	18,930	0	0	18,930
0	1,377	1,708	0	0	1,708
0	7,343	8,950	0	0	8,950
0	4,347	5,501	0	0	5,501
0	1,653	2,771	0	0	2,771
0	87,759	83,947	26,483	0	110,430

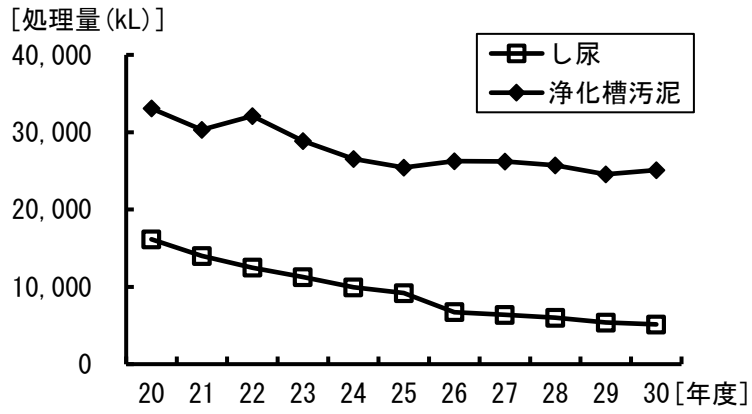


図-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（富山市）

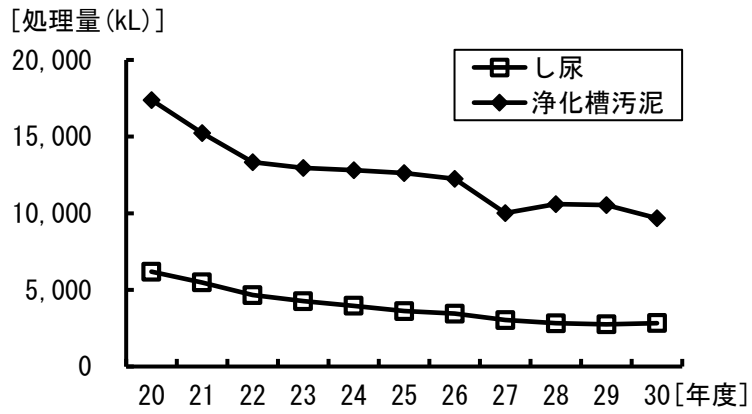


図-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（高岡市）

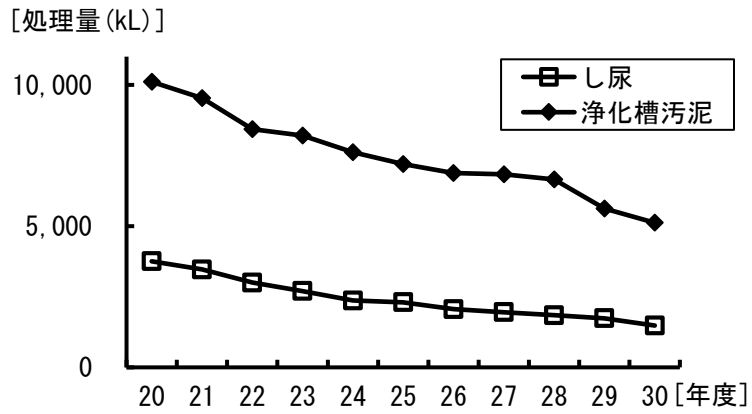


図-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（魚津市）

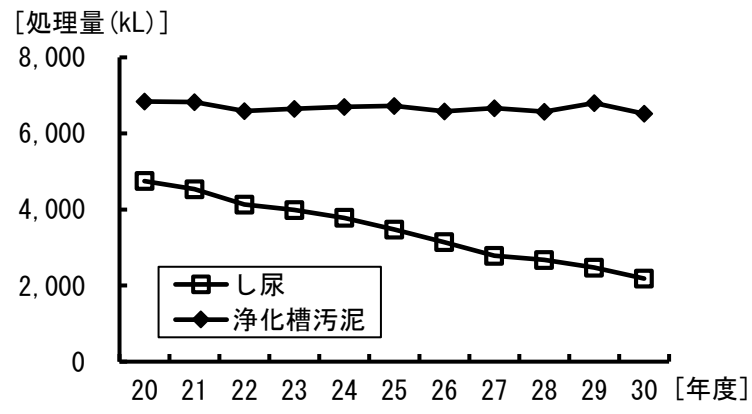


図-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（氷見市）

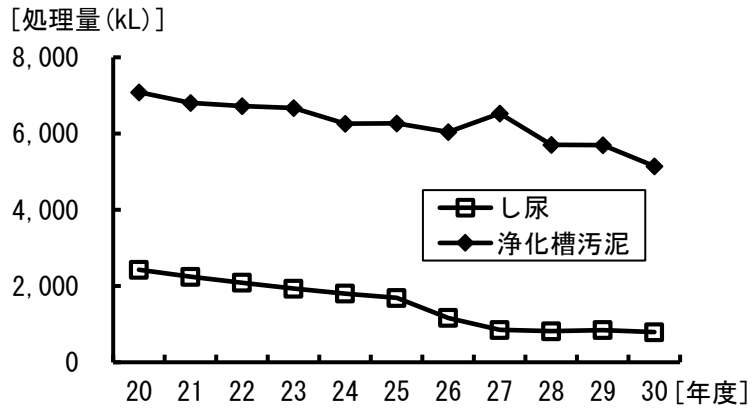


図-6 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（滑川市）

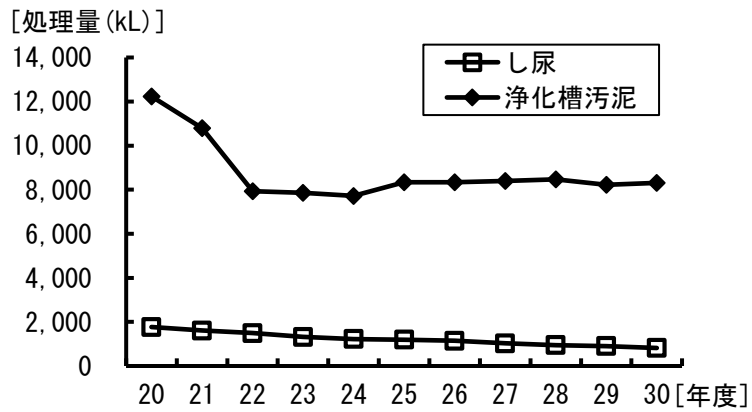


図-7 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（黒部市）

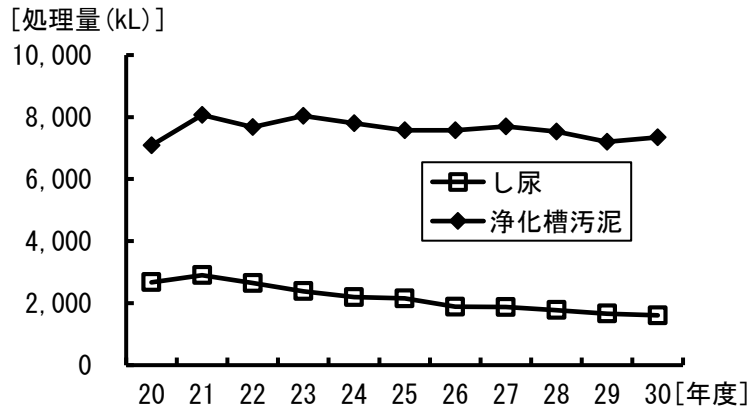


図-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（砺波市）

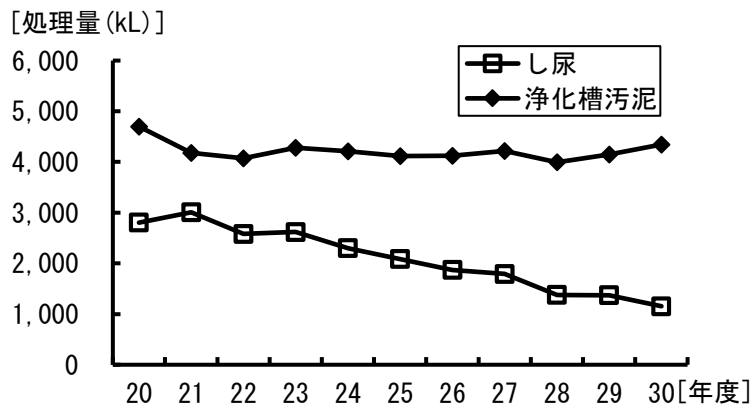


図-9 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（小矢部市）

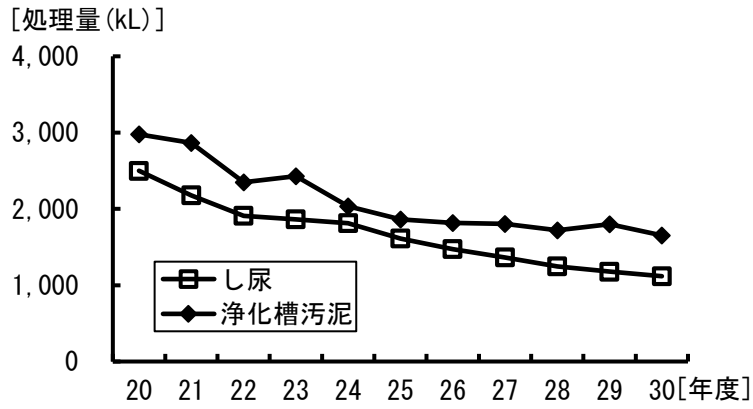


図-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (南砺市)

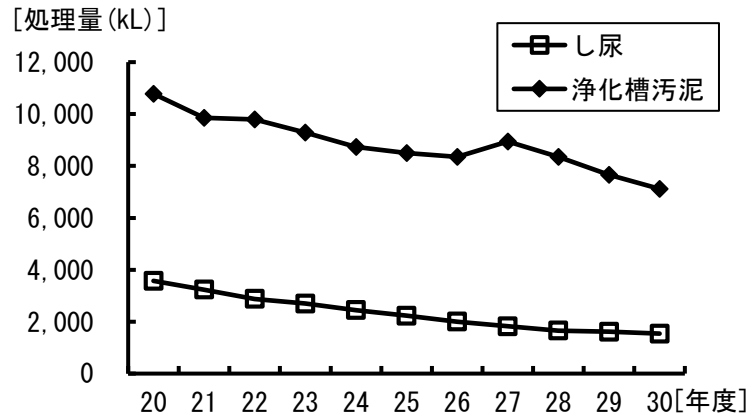


図-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (射水市)

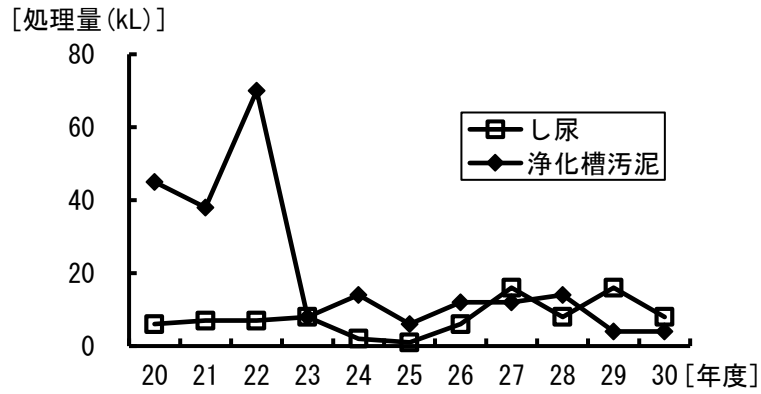


図-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (舟橋村)

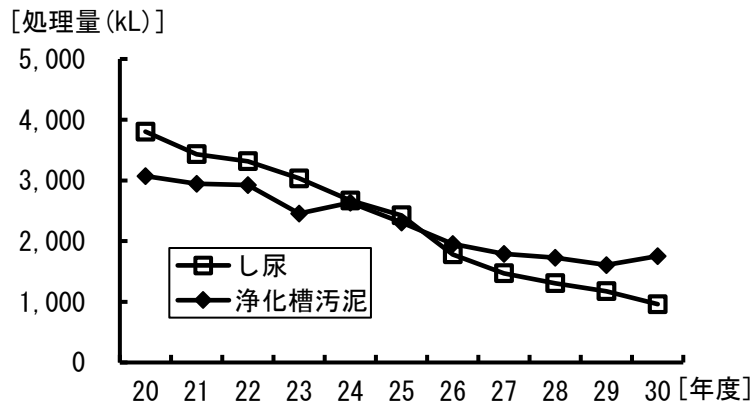


図-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (上市町)

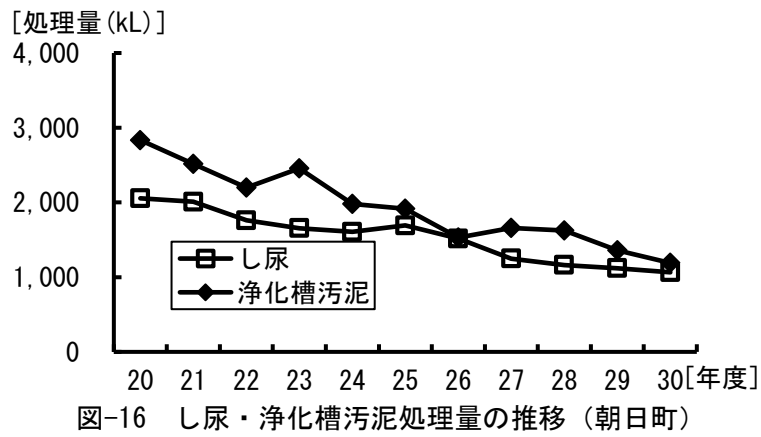
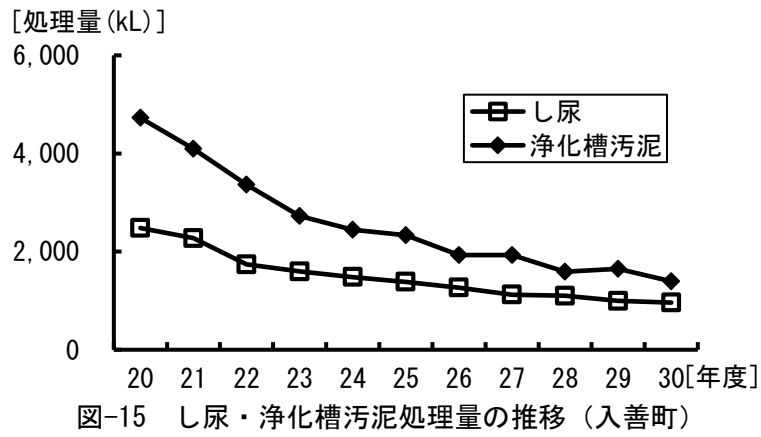
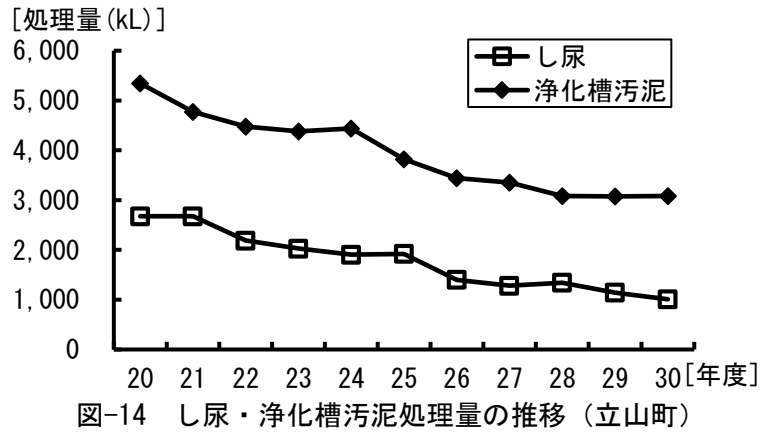


表-15 条例の制定状況

市町村	条例		ご			
	制定年月日	最近改正年月日	収集運搬及び処分の手数料			
			一般家庭	可燃ごみ(事業系)	不燃・粗大ごみ(事業系)	動物死体等
富山市	17. 4. 1	31. 4. 1		※1		
高岡市	17. 11. 1	元. 12. 19	可 30円/450袋 可 20円/200" 可 10円/100"	事業系収集 150円/450袋	※1	収集処理 2,160円/体 持込処理 300円/体
魚津市	7. 3. 22	31. 3. 22	可不18円/450袋 可不13円/200" 可不 8円/100" 可不処理券20円/枚	※1		1,050円/体
氷見市	17. 3. 18	26. 3. 26	可 30円/450袋 可 20円/200" 可 10円/100"	※1		320円/体
滑川市	7. 3. 27	元. 10. 1		※1		
黒部市	18. 3. 31	27. 3. 19	可不18円/450袋 可不13円/200" 可不 8円/100"	※1		2,500円/体
砺波市	16. 11. 1	26. 4. 1	可不30円/400袋 可不20円/200" 可 10円/100" 不処理券40円/枚	※1		
小矢部市	47. 3. 30	29. 12. 26	可 大30円/袋 可 中20円/袋 可 小10円/袋 プラ 特大20円/袋 プラ 大15円/袋	※1		220円/体
南砺市	16. 11. 1	元. 10. 1	可 20円/450袋 可 15円/250" 可 10円/120" プラ 10円/450"	10kgまでごとに 120円	※1	
射水市	17. 11. 1	元. 10. 1	可 30円/450袋 可 20円/300" 可 10円/150"	※1		1,540円/体
舟橋村	9. 3. 14	26. 3. 28		※1		
上市町	8. 3. 30	元. 9. 20		※1		
立山町	5. 12. 22	26. 4. 1		※1		※1
入善町	7. 3. 30	26. 4. 1	可不18円/450袋 可不13円/200" 可不 8円/100" 可不処理券20円/枚	※1		
朝日町	7. 3. 20	元. 6. 20	可不18円/450袋 可不13円/200" 可不 8円/100" 可不処理券20円/枚	※1		

況 及 び 手 数 料

(令和2年4月1日現在)

み			し 尿				
持ち込み手数料			一般家庭 収集手数料	収集業者受取分		し尿処理場手数料	
焼 却	埋 立	不 燃 ご み 粗 大 ご み		一般家庭 負 担	市 町 村 担 負	一般家庭 負 担	市 町 村 担 負
10kgまでごとに 180円	1,000kgまでごとに 9,720円	10kgまでごとに 110円	※2	同 左			21円/180ℓ
1.事業系 100kgまで 1,240円 20kg増すごとに 240円 2.家庭系(※3) 10kgまでごとに 100円	1.事業系 100kgまでごとに 900円 2.家庭系 100kgまでごとに 350円	家庭系(※3) 10kgまでごとに 100円	100ℓまでごとに 815円	同 左			
1.事業系 50kgまでごとに 400円 2.家庭系 50kgまでごとに 200円	1.事業系 100kgまでごとに 1,000円 2.家庭系 100kgまでごとに 500円	同 左	180ℓまで 1,150円 18ℓ増すごとに 115円				31円/180ℓ
1.事業系 50kgまで500円 10kg増すごとに100円 2.家庭系 50kgまで250円 10kg増すごとに50円	同 左	同 左	18ℓまでごとに 115円	同 左	3円/18ℓ		
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	180ℓまでごとに 1,300円	同 左			21円/180ℓ
1.事業系 50kgまでごとに 400円 2.家庭系 50kgまでごとに 200円	1.事業系 100kgまでごとに 600円 2.家庭系 100kgまでごとに 300円	1.事業系 100kgまでごとに 1,000円 2.家庭系 100kgまでごとに 500円	1ℓまでごとに 6.6円	同 左	0.5円/ℓ		31円/180ℓ
可燃・不燃・粗大・小型農機具50kgまで200円 10kg増すごとに50円、マットレス1枚 500円 畳1枚 300円、タイヤ・バッテリー1本 300円 ガレキ類100kgまで500円10kg増すごとに100円加算			10ℓまでごとに 63円				
1.事業系 10kgまでごとに 150円 2.家庭系 10kgまでごとに 70円	同 左	同 左	350ℓまで 2,170円 50ℓ増すごとに 310円	同 左			
50kgまで 250円 10kg増すごとに 50円	100kgまで 500円 10kg増すごとに 100円	50kgまで 250円 10kg増すごとに 50円	500ℓまで 3,150円 100ℓ増すごとに 630円	同 左			
1.事業系 50kgまでごとに 620円 2.家庭系 10kgまでごとに 120円	100kgまでご とに 820円	1.事業系 100kgまでごとに 820円 2.家庭系 10kgまでごとに 160円	1ℓまでごとに 6.7円				
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	180ℓまでごとに 1,080円	180ℓまでご とに 1,059円		180ℓまでご とに 21円	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	180ℓまでごとに 1,100円	180ℓまでご とに 1,079円		180ℓまでご とに 21円	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	18ℓまでごとに 108円				
1.事業系 50kgまでごとに 400円 2.家庭系 50kgまでごとに 200円	1.事業系 100kgまでごとに 600円 2.家庭系 100kgまでごとに 300円	1.事業系 100kgまでごとに 1,000円 2.家庭系 100kgまでごとに 500円	1ℓまでごとに 6.4円	同 左	2.29円/ℓ		31円/180ℓ
1.事業系 50kgまでごとに 400円 2.家庭系 50kgまでごとに 200円	1.事業系 100kgまでごとに 600円 2.家庭系 100kgまでごとに 300円	1.事業系 100kgまでごとに 1,000円 2.家庭系 100kgまでごとに 500円	18ℓまでごとに 118円	同 左	11円/18ℓ		31円/180ℓ



※1 許可業者が収集（有料）

※2 【富山地域】\*

180ℓまで1,900円

180ℓを超える分については18ℓまでごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

【大沢野地域】及び【細入地域】\*

100ℓまで800円

100ℓを超える分については100ℓまでごとに800円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき2,900円

【大山地域】

(有)松本衛生特殊工業所\*

180ℓまで1,080円

180ℓを超える分については180ℓまでごとに1,080円加算

(有)西田環境保全センター

18ℓまで190円

18ℓを超える分については18ℓまでごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

※消費税込み

【八尾地域】及び【山田地域】\*

100ℓまで950円

100ℓを超える分については100ℓまでごとに950円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき6,000円

【婦中地域】\*

100ℓまで1,050円

100ℓを超える分については100ℓまでごとに1,050円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき1,000円加算

\*上記の額に100分の110を乗じた額とし、10円未満は四捨五入

※3 特別な処理を要する物については、1個につき300円を加算。ただし、木質系の家具類、建具類及び畳については、1個につき100円を加算。

表-16 廃棄物処理事業経費(平成30年度)

(単位：千円)

市 町 村 一 部 事 務 組 合	廃 棄 物 処 理 事 業 決 算 額	項 目 別 経 費	
		ご り	し 尿
富 山 市	2,602,182	2,223,339	378,843
高 岡 市	2,119,061	2,074,467	44,594
魚 津 市	493,563	449,595	43,968
氷 見 市	458,884	347,026	111,858
滑 川 市	366,743	294,307	72,436
黒 部 市	518,007	461,890	56,117
砺 波 市	347,030	264,784	82,246
小 矢 部 市	330,529	270,149	60,380
南 砺 市	597,870	551,985	45,885
射 水 市	1,442,432	1,324,864	117,568
舟 橋 村	12,857	10,842	2,015
上 市 町	178,522	158,744	19,778
立 山 町	140,327	111,606	28,721
入 善 町	303,625	280,341	23,284
朝 日 町	188,698	170,375	18,323
市 町 村 計	10,100,330	8,994,314	1,106,016
富山地区広域圏事務組合	3,789,465	3,618,743	170,722
高岡地区広域圏事務組合	823,769	823,769	0
新川広域圏事務組合	1,035,568	993,086	42,482
砺波広域圏事務組合	674,055	674,055	0
砺波地方衛生施設組合	804,310	0	804,310
事 務 組 合 計	7,127,167	6,109,653	1,017,514
総 計	※ 14,501,992	※ 12,774,003	※ 1,727,989

※一部事務組合の経費には構成市町村からの分担金が計上されているので、総計欄は重複しないよう調整した額である。

表-17 (1) リサイクル認定一覧 (令和元年度認定分)

・リサイクル製品 (15 品目)

用途	品目名	製品名	事業者名
肥料・ 園芸資材	剪定枝を利用した堆肥	夏野ミネラル	夏野土木工業株式会社
	汚泥と剪定枝を利用した堆肥	夏野ミネラルゴールド	夏野土木工業株式会社
土木資材	キュポラスラグを利用した土木資材	①埋戻し材 ②裏込め材 ③ドレーン材	アイシン新和株式会社
	廃プラスチック等を利用したコンパウンド材料、及びそれを原料としたプラスチック合成木材	①FPC-PP ②FAE100 エコロ木エフエー100×100 角材 ③FAE70 エコロ木エフエー70×70 角材 ④FAE50/100 エコロ木エフエー50×100 角材	戸出化成株式会社
	廃プラスチック等を利用したコンパウンド材料、及びそれを原料としたプラスチック敷板	①FPC-PE ②エフエーボード4×8判 ③エフエーボード3×6判	戸出化成株式会社
	ばいじん、無機汚泥、燃え殻、鋳さい、陶磁器くずを使った土木材料	ERC サンド	株式会社アース・コーポレーション
	廃硝子を利用したモルタル目地板	目地王	目地工業株式会社
	ばいじん、汚泥を利用した土木資材	①K-ロック ②K-モルタル ③K-フロー	富山交易株式会社
	溶融スラグを利用したコンクリート製マンホール	エコ ユニホール (ユニホール0号、1号、A1号)	株式会社フジムラ
	間伐材を利用したセメント系木質舗装材	ウッドクリート	株式会社佐藤渡辺
	無機汚泥を利用した改良土	ユニ・ソイル	立山土建株式会社
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	RSコンクリート (①道路用鉄筋コンクリートL形側溝、②歩車道境界ブロック、③コンクリート張ブロック、④フリーム (ベンチフリーム)、⑤鉄筋コンクリート連結型ベンチフリーム、⑥U型溝、⑦L型擁壁、⑧大型L型擁壁、⑨U型側溝、⑩鉄筋コンクリート小断面ボックスカルバート、⑪鉄筋コンクリート横断暗渠ブロック、⑫落ちふた式U形側溝及びふた、⑬鉄筋コンクリートボックスカルバート、⑭自由勾配側溝及びふた)	神通コンクリート工業株式会社
	廃ダストを利用した舗装材	舗装材	株式会社小松製作所 氷見工場

	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	アコールコンクリートS2タイプ (①L型擁壁、②ボックスカルバート、③用排水フリーム、④大型積みブロック [JBロックタイプ含む]、⑤コンクリート連結ブロック、⑥カゴ系護岸ブロック、⑦ボックスカルバート用プレキャスト板、⑧自由勾配側溝 [蓋含む]、⑨鉄筋コンクリート連結型ベンチフリーム [暗渠型及び暗渠蓋含む]、⑩歩車道境界ブロック [TCKブロック]、⑪下水道用鉄筋コンクリート組立マンホール [K-TIKホール])	株式会社ミルコン
その他	米ぬかを利用した発酵堆肥化促進資材	ぼかし肥	社会福祉法人むつみの里 であい工房

表-17(2) リサイクル認定一覧(令和元年度認定分)

・エコ事業所 (5事業所)

No.	事業所名	事業所所在地
1	立山マシン株式会社 本部工場	富山県富山市下番 30 番地
2	立山科学工業株式会社 南工場	富山県月岡町 3 丁目 6 番地
3	立山科学工業株式会社 大泉工場	富山県富山市大泉 1583 番地
4	株式会社 KOKUSAI ELECTRIC 富山工場	富山県富山市八尾町保内 2 番 1 号
5	ユースン建設株式会社	富山県砺波市三郎丸 56 番地

表-18 市町村別分別収集量(令和元年度)

(単位：t)

市町村 一部事務組合	品目											合計
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	ペットボトル	その他紙	その他プラ	トレイ	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール	
高岡市	311.64	318.88	145.94	292.31	415.57	1,131.75		65.93	162.09	20.69	1,011.36	3,876.16
魚津市	68.73	85.01	37.65	87.87	92.14	147.96		18.08	63.36	9.79	457.29	1,067.88
氷見市	74.68	113.97	25.71	132.10	79.92	302.81	26.19	19.35	36.49	22.13	276.70	1,110.05
黒部市	44.12	63.27	23.68	41.61	35.85	65.54	0.25	12.52	48.99	0.84	226.49	563.16
砺波市	55.71	51.59	16.69	21.46	71.32	174.88	1.50	6.66	13.91	1.90	111.30	526.92
小矢部市	50.32	54.65	17.85	36.62	46.25	185.87		5.79	1.95	6.09	133.44	538.83
南砺市	86.01	105.87	35.50	46.77	94.18	182.28	4.91	9.34	28.64	4.63	179.76	777.89
射水市	93.91	115.07	48.39	74.08	183.65	354.80		14.07	41.19	8.51	464.57	1,398.24
入善町	48.42	68.41	22.84	59.20	71.98	121.74		16.68	52.81	9.52	240.22	711.82
朝日町	20.91	30.58	11.98	24.27	21.22	13.18		7.02	14.33	0.00	85.97	229.46
富山地区広域圏事務組合	950.28	936.60	525.48	535.03	1,091.17	2,534.80		165.35	436.70	22.40	2,895.10	10,092.91
富山市	795.54	766.70	440.44	413.48	845.33	2,099.75		121.52	336.41	6.10	2,260.43	8,085.70
滑川市	63.27	61.02	34.98	60.53	63.32	109.67		16.42	50.37	10.29	268.25	738.12
舟橋村	5.01	4.88	2.79	2.07	5.05	17.32		1.38	3.62	0.00	0.00	42.12
上市町	40.86	39.62	22.51	26.51	59.80	94.98		6.33	17.59	2.30	197.50	508.00
立山町	45.60	64.38	24.76	32.44	117.67	213.08		19.70	28.71	3.71	168.92	718.97
合計	1,804.73	1,943.90	911.71	1,351.32	2,203.25	5,215.61	32.85	340.79	900.46	106.50	6,082.20	20,893.32

注 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注 富山地区広域圏事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

表-19 富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量

(単位：t)

区 分		第6期 富山県分別収集促進計画			第7期 富山県分別収集促進計画			第8期 富山県分別収集促進計画			
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
特定分別基準適合物	無色 ガラス	見込量	2,190.7	2,182.4	2,175.6	2,019.9	2,001.6	1,982.5	2,151.6	2,142.1	2,128.6
		実績量	2,160.7	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2	2,028.2	1,944.3	1,804.7
		達成率	98.6%	94.6%	90.0%	100.9%	108.4%	106.3%	94.3%	90.8%	84.8%
	茶色 ガラス	見込量	2,393.5	2,385.7	2,379.4	2,385.2	2,375.5	2,365.1	2,355.0	2,345.5	2,333.5
		実績量	2,489.6	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0	2,148.2	2,095.5	1,943.9
		達成率	104.0%	102.7%	100.4%	100.0%	101.7%	97.4%	91.2%	89.3%	83.3%
	その他 ガラス	見込量	843.6	843.8	845.0	905.0	918.7	927.5	915.9	913.8	908.5
		実績量	855.9	875.9	879.0	910.2	902.8	932.6	887.7	876.9	911.7
		達成率	101.5%	103.8%	104.0%	100.6%	98.3%	100.5%	96.9%	96.0%	100.4%
	その他紙	見込量	2,425.4	2,426.6	2,429.9	2,485.1	2,496.5	2,505.2	2,047.6	2,046.2	2,042.9
		実績量	2,215.0	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7	1,896.3	1,851.6	2,203.3
		達成率	91.3%	90.1%	83.0%	82.6%	82.4%	78.4%	92.6%	90.5%	107.8%
	ペット ボトル	見込量	1,688.1	1,691.2	1,695.3	1,511.9	1,511.2	1,512.3	1,496.8	1,487.8	1,483.5
		実績量	1,640.7	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4	1,354.1	1,418.4	1,351.3
		達成率	97.2%	91.7%	92.1%	98.8%	97.8%	95.4%	90.5%	95.3%	91.1%
	その他 プラ	見込量	5,464.2	5,452.8	5,444.3	5,518.8	5,524.0	5,527.6	5,099.4	5,086.1	5,072.6
		実績量	5,400.4	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,107.6	5,153.9	5,235.1	5,248.5
		達成率	98.8%	96.4%	96.5%	92.2%	93.0%	92.4%	101.1%	102.9%	103.5%
	うち 白色 トレイ	見込量	61.9	62.9	65.1	60.7	62.2	62.6	38.8	32.6	30.5
		実績量	60.3	59.4	56.5	46.7	41.5	40.5	45.2	40.7	32.9
		達成率	97.4%	94.4%	86.8%	76.9%	66.8%	64.6%	116.4%	124.9%	107.7%
第2条第6項指定物	スチール 缶	見込量	1,038.7	1,031.4	1,025.1	879.2	859.6	840.6	529.4	523.4	519.3
		実績量	983.9	921.0	760.5	696.6	508.5	447.8	423.2	383.1	340.8
		達成率	94.7%	89.3%	74.2%	79.2%	59.2%	53.3%	79.9%	73.2%	65.6%
	アルミ缶	見込量	1,240.7	1,240.5	1,239.3	1,182.9	1,186.2	1,186.0	1,072.4	1,072.5	1,070.8
		実績量	1,255.3	1,225.5	1,118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8	1,072.8	993.6	900.5
		達成率	101.2%	98.8%	90.2%	94.8%	93.3%	93.3%	100.0%	92.6%	84.1%
	紙パック	見込量	133.2	132.5	132.5	157.3	157.8	158.7	131.3	129.1	127.3
		実績量	147.8	135.7	122.6	131.5	126.2	127.2	113.4	111.6	106.5
		達成率	111.0%	102.4%	92.5%	83.6%	80.0%	80.2%	86.4%	86.5%	83.7%
	段ボール	見込量	3,689.0	3,697.6	3,706.9	6,752.4	6,792.0	6,823.8	6,445.4	6,419.4	6,392.7
		実績量	5,444.9	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9	6,378.5	6,234.4	6,082.2
		達成率	147.6%	165.1%	175.2%	98.2%	93.4%	98.6%	99.0%	97.1%	95.1%
合 計	見込量	21,169.0	21,147.4	21,138.4	23,858.4	23,885.3	23,891.9	22,283.6	22,198.5	22,110.2	
	実績量	22,654.4	22,833.6	22,607.5	22,544.3	22,241.0	22,268.2	21,456.3	21,144.5	20,893.3	
	達成率	107.0%	108.0%	106.9%	94.5%	93.1%	93.2%	96.3%	95.3%	94.5%	

※ 「達成率」は、見込量（計画量）に対する実績量の割合を示す。

表-20 ごみの減量化、再生利用の取組み状況（令和元年度）

市町村名	ごみ処理 見学会の 開催	住 民 啓 発 活 動 等 の 内 容
富 山 市		小学生向け副読本作成、事業所向けごみ減量マニュアル作成、みんなの消費生活展（市消費生活センター主催）、出前講座、3R推進スクール
高 岡 市		フードドライブ、出前講座、集積場の早朝パトロール及び分別指導、市広報、ホームページ
魚 津 市	○	環境フェスティバル、市広報、ケーブルテレビ放送
氷 見 市	○	市広報、ホームページ
滑 川 市	○	滑川市環境フェア 2019、刃物・傘の修理相談デー、出前講座
黒 部 市	○	アクアパークフェスティバル等でのパネル展示、ホームページ、ケーブルテレビでのごみの資源化PR、出前講座
砺 波 市	○	-
小 矢 部 市		市広報、ケーブルテレビ等
南 砺 市		市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、パンフレット、ステッカー、市内イベントへのキッチンカー出展、出前講座
射 水 市	○	いみず環境チャレンジ10、市広報、環境衛生だより、環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験教室、小型家電・パソコン回収、学校給食牛乳パックのリサイクル
上 市 町		町広報、ホームページ等
立 山 町		町広報、ホームページ等
入 善 町		にゅうぜん商工フェア～まつりんぴっく 2019～、クリーン入善7125大作戦、町広報、ホームページ、出前講座
朝 日 町		町広報、ちらし、出前講座

表-21 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(令和2年4月1日現在)

	対 象 品 目					実施団体の条件等
	紙	布	金 属	び ん	そ の 他	
富山市	○	○	○		紙パック、その他紙製容器包装	非営利団体
高岡市	○	○	○	○	紙パック、その他紙箱・包装紙	登録団体、非営利団体
魚津市	○				紙パック	登録団体
氷見市	○	○	○			非営利団体
滑川市	○		○		紙パック	非営利団体
黒部市	○	○			紙パック	登録団体
砺波市	○	○			紙パック	登録団体、年2回以上実施
小矢部市	○					登録団体
南砺市	○	○	○		紙パック、廃食用油、小型家電	登録団体、年2回以上実施
射水市	○	○			紙パック	非営利団体
舟橋村						
上市町	○		○			登録団体、年2回以上実施
立山町	○		○	○	ペットボトル	登録団体
入善町	○					登録団体
朝日町	○		○		紙パック	登録団体

表-22 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(令和2年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器		電気生ごみ処理機	
	限度額	補助率	限度額	補助率
富山市	-	-	-	-
高岡市	-	-	-	-
魚津市	-	-	-	-
氷見市	5,000	1/2	25,000	1/2
滑川市	3,000	1/2	20,000	1/2
黒部市	-	-	-	-
砺波市	3,000	1/3	10,000	1/3
小矢部市	-	-	-	-
南砺市	5,000	1/2	50,000	1/2
射水市	-	-	15,000	1/3
舟橋村	3,000	1/3	20,000	1/3
上市町	3,000	1/3	20,000	1/3
立山町	-	-	30,000	1/2
入善町	20,000	1/3	20,000	1/3
朝日町	18,000	1/3	18,000	1/3



表-23 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（1）

（令和2年4月1日現在）

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙バック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック (トレイ等)	小型家電 使用済	その他
富山市	資源物ステーション (栗山)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、 平日の9:00~15:00の間も受入れ	9:00 ~ 15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (岩瀬)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、 平日の9:00~15:00の間も受入れ	9:00 ~ 15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (婦中)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H16.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (古沢)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H19.2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (山室)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H19.3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (八尾)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H19.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (水橋)	土・日曜日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (大庄)	土・日・祝日 (1/1~1/3を除く)	9:00 ~ 15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡市ストックヤード	毎週日曜日 (年末年始を除く)	10:00 ~ 15:00	R2.4	○	○	○	○		○	○	○		○	○
魚津市	(株)ミナミ資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30~ 16:00 (土・日・祝日) 9:00~ 15:00	H14.4	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	(株)魚津清掃公社 資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30~ 16:00 (土・日・祝日) 9:00~ 15:00	H15.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	駅前資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H16.3	○		○	○		○	○	○	○		○
	大町資源広場	毎日 (祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H16.1	○		○	○		○	○	○	○		○
	経田資源広場	毎日 (祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H17.4	○		○	○		○	○	○	○		○
	加積資源広場	毎日 (ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く)	8:30 ~ 16:00	H25.9	○		○	○		○	○	○	○		○

表-23 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（2）

(令和2年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
滑川市	滑川市 ストックヤード	火～日曜日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川市勤労者会館	水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川西地区コミュニ ティセンター	水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	株式会社公生社	月～金曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 17:00	H20.8										○	○
	北加積地区公民館 駐車場	火曜日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 17:00	H21.6											○
黒部市	黒部市常設資源回収 所(新川リサイクル センター前)	毎日 (12/29～1/3を除く)	8:30～ 17:00  (土・日・ 祝日) 7:30～ 11:30	H20.4	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	黒部市常設資源回収 所(前沢シルバー人 材センター前)	土・日・月曜日 (12/29～1/3を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.3							○	○	○		
	浦山常設資源回収所	毎日 (月曜日及び 12/29～1/3を除く)	7:30 ～ 18:00	H11.4							○	○	○		
小矢部市	小矢部市 環境センター	日曜日、祝日、年 末年始以外の日	9:00～ 16:00  (土) 9:00～ 17:00	H21.4			○				○	○	○	○	○
南砺市	資源ごみ ステーション	品目により 月1回若しくは 月2回	6:00 ～ 8:00	H16.11							○	○	○	○	○
射水市	クリーンピア射水	毎日 (12/29～1/3を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○			○	○	○	○	○
	ミライクル館	火曜日を除く毎日 (12/28～1/5を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○			○	○	○	○	○
舟橋村	常願寺 スポーツパーク	毎日	7:00 ～ 21:00	H30.10	○	○		○							
上市町	資源物常設 ステーション	毎日 (12/29～1/3を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○			○	○	○		○

表-23 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（3）

（令和2年4月1日現在）

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目											
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック (トレイ等)	小型家電	使用済	その他
立山町	古紙回収ステーション	毎日 (12/29～1/3を除く)	9:00 ～ 16:00	H20. 9	○	○		○								
	立山町元気交流ステーション	毎日	5:30 ～ 23:30	H25. 10											○	
	立山町役場	月～金曜日 (閉庁日を除く)	8:30 ～ 17:15	H25. 10											○	
入善町	上原再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H9. 8	○	○	○	○			○	○	○	○		
	東部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H13. 12			○	○			○	○	○	○		
	舟見再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H14. 10			○	○			○	○	○	○		
	西部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15. 12	○	○	○	○			○	○	○	○		
	南部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H17. 5			○	○			○	○	○	○		
	中央再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H21. 12	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
朝日町	朝日町第1 資源物回収広場 (泊地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15. 4	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
	朝日町第2 資源物回収広場 (殿町地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H28. 4	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
	朝日町第3 資源物回収広場 (舟川新地内)	毎週火・土曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H23. 10	○	○	○	○			○	○	○	○		

## 【 参 考 资 料 】

## 1. 市町村担当課

(令和2年4月1日現在)

市町村	部	課	電話番号	FAX番号
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178	076-443-2122
	環境部 環境センター	管理課	076-429-5017	076-429-7388
		業務課	076-429-7366	
高岡市	市民生活部	環境サービス課	0766-22-2144	0766-22-2341
魚津市	民生部	環境安全課	0765-23-1004	0765-23-1092
氷見市	市民部	環境防犯課	0766-74-8082	0766-74-8104
滑川市	産業民生部	生活環境課	076-475-2111	076-475-6299
黒部市	市民生活部	市民環境課	0765-54-2501	0765-54-9144
砺波市	福祉市民部	生活環境課	0763-33-1111	0763-33-6818
小矢部市	民生部	生活環境課	0766-67-1760	0766-67-2033
南砺市	市民協働部	生活環境課	0763-23-2035	0763-52-6385
射水市	市民生活部	環境課	0766-51-6624	0766-51-6656
舟橋村		生活環境課	076-464-1121	076-464-1066
上市町		町民課	076-472-1111	076-472-1115
立山町		住民課	076-462-9963	076-464-1147
入善町		住民環境課	0765-72-1824	0765-74-2364
朝日町		住民・子ども課	0765-83-1100	0765-83-1103

## 2. 一部事務組合

一部事務組合名	住所	電話番号	FAX番号
富山地区広域圏事務組合	〒930-0247 中新川郡立山町末三賀103-3	076-462-8311	076-462-8312
高岡地区広域圏事務組合	〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内50	0766-91-2100	0766-91-9095
新川広域圏事務組合	〒937-0066 魚津市北鬼江313-2	0765-23-1074	0765-24-2953
砺波広域圏事務組合	〒932-0393 砺波市庄川町青島401	0763-82-1920	0763-82-1927
砺波地方衛生施設組合	〒939-0142 高岡市福岡町土屋710	0766-64-2028	0766-64-4601

### 3. 一部事務組合の構成市町村

(令和元年 10 月 1 日現在)

一部事務 組合名	構成市町村概要		
	構成 市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山地区 広域圏 事務組合	富山市	417,625	171,864
	滑川市	33,251	12,633
	舟橋村	3,097	1,010
	上市町	20,611	7,763
	立山町	26,145	9,699
	計	500,729	202,969
高岡地区 広域圏 事務組合	高岡市	172,164	65,719
	氷見市	47,786	16,851
	小矢部市	30,161	9,801
	計	250,111	92,371
新川広域圏 事務組合	魚津市	42,166	16,644
	黒部市	41,496	15,375
	入善町	24,931	9,037
	朝日町	12,127	4,660
	計	120,720	45,716
砺波広域圏 事務組合	砺波市	48,509	16,991
	南砺市	51,193	17,338
	計	99,702	34,329

(令和元年10月1日現在)

一部事務 組合名	構成市町村概要		
	構成 市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
砺波地方衛 生施設組合	砺波市	48,509	16,991
	小矢部市	30,161	9,801
	南砺市	51,193	17,338
	高岡市※	172,164	65,719
	計	302,027	109,849

※ 高岡市については、一部事務組合の計画処理区域が明確に定められていないため、市内全域の人口及び世帯数を記した。

## 4. ごみ処理施設

### (1) ごみ焼却施設

(令和2年4月1日現在)

市町村又は一部事務組合		射水市	富山地区広域圏事務組合
施設名		クリーンピア射水	クリーンセンター
処理対象市町村名		射水市	富山市・滑川市・舟橋村・立山町・上市町
所在地		射水市西高木1150	中新川郡立山町末三賀103-3
TEL		0766-55-2730	076-462-1187
FAX		0766-55-4535	076-463-4583
着工・竣工年月日		(着工) 平12.8.1 (竣工) 平15.3.31	(着工) 平11.6.29 (竣工) 平15.3.19
敷地面積		32,945m <sup>2</sup>	51,974m <sup>2</sup>
建物面積		4,755m <sup>2</sup>	48,478m <sup>2</sup>
公称処理能力		138 t / 24 h	810 t / 24 h
設計ばいじん濃度		0.01 g / Nm <sup>3</sup>	0.01 g / Nm <sup>3</sup>
施設内容	型式	神戸製鋼所式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
	基数	46 t / 24 h × 3 基	270 t / 24 h × 3 基
	通風	平衡通風	平衡通風
	煙突	(高さ) 59.5m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 100m (頂上口径) 1.3m × 3 本
	除じん設備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの有無	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t × 5 基
	ごみピットの有無	容量 2,851m <sup>3</sup>	容量 21,500m <sup>3</sup>
	灰ピットの有無	スラグパンカ 容量 19m <sup>3</sup>	不燃物ピット 容量 300m <sup>3</sup> 灰ピット 容量 260m <sup>3</sup>
	助燃装置	ロータリーバーナー 3 基 (灯油)	二流体噴霧式 3 基 ロータリーバーナー 3 基 (灯油)
	排水処理設備	凝集沈でん	凝集沈でん + 生物処理 + 活性炭吸着 + ろ過
	余熱利用設備	給湯、冷暖房、発電	多目的温水利用施設、発電 (プール)
	附帯設備	発電設備 1,470kW 灰溶融施設 12 t × 1 基	発電設備 20,000kW 灰溶融施設 70 t × 2 基
備考			



新川広域圏事務組合	高岡地区広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
エコぼ〜と	高岡広域エコ・クリーンセンター	クリーンセンターとなみ
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	高岡市・氷見市・小矢部市	砺波市・南砺市
下新川郡朝日町三枚橋188-1	氷見市上田子字笹谷内50番地	砺波市太田1873-1
0765-83-0272	0766-91-2100	0763-32-5648
0765-83-0217	0766-91-9095	0763-32-5860
(着工) 平 7. 10. 23 (竣工) 平12. 3. 31	(着工) 平24. 1. 28 (竣工) 平26. 9. 30	(着工) 平元. 7. 10 (竣工) 平 3. 1. 31
13,726m <sup>2</sup>	89,045m <sup>2</sup>	16,728m <sup>2</sup>
6,584m <sup>2</sup>	4,405m <sup>2</sup>	1,382m <sup>2</sup>
174 t / 16 h	255 t / 24 h	73.2 t / 24 h
0.02 g / Nm <sup>3</sup>	0.008 g / Nm <sup>3</sup>	0.05 g / Nm <sup>3</sup>
バブコック日立式 准連続炉	JFEエンジニアリング式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
58 t / 16 h × 3 基	85 t / 24 h × 3 基	36.6 t / 24 h × 2 基
強制通風	平衡通風	平衡通風
(高さ) 59m (頂上口径) 1.18m × 3 本	(高さ) 59m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 50m (頂上口径) 0.9m × 2 本
ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
秤量 30 t	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t
容量 2,680m <sup>3</sup>	容量 5,700m <sup>3</sup>	容量 920m <sup>3</sup>
ダストバンカ 容量 15m <sup>3</sup>	灰ピット 容量157m <sup>3</sup>	灰バンカー 容量 7.5m <sup>3</sup> × 2
動燃バーナー 12基 (灯油)	ロータリーバーナー 3基 (灯油) 再燃装置 3基 (灯油)	ロータリーバーナー 2基 (A重油)
凝集沈でん+ろ過	ごみ汚水：ごみピット返送 プラント排水：再利用	凝集沈でん+ろ過、循環
融雪・給湯・暖房・複合温浴施設	発電、給湯、融雪	給湯、暖房
灰固形化装置	発電設備 4,600kW 可燃性粗大ごみ破砕機	

(2) 粗大ごみ処理施設

市町村又は一部事務組合		氷見市	富山地区広域圏事務組合
施設名		氷見市不燃物処理センター	リサイクルセンター
処理対象市町村名		氷見市	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町
所在地		氷見市床鍋28	富山市辰尾170-1
TEL		0766-76-1153	076-429-3121
FAX		0766-76-1153	076-428-0002
着工・竣工年月日		(着工) 昭55. 11. 27 (竣工) 昭57. 9. 10	(着工) 平15. 3. 27 (竣工) 平17. 3. 14
敷地面積		埋立処分施設内	23,889m <sup>2</sup>
建物面積		493.69m <sup>2</sup>	4,561m <sup>2</sup>
公称処理能力		20 t / 5 h	70 t / 5 h
施設の内容	型式	久保田式 堅型、破碎	住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回転式破碎機
	圧縮機		1基
	破碎機	1基	2基
	振動選別機	1基 (トロンメル)	1基
	電磁選別機	1基	1基
	騒音防止設備		屋内装置
	粉じん防止設備	サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
	トラックスケール	有	有 (30 t、2基)
	ごみピット		1,500m <sup>3</sup> 1基
	附帯設備		
備考			

新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理プラント
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	砺波市・南砺市
黒部市宮沢99	砺波市太田1873-1
0765-52-4808	0763-32-5648
0765-52-4808	0763-32-5860
(着工) 昭63. 8. 1 (竣工) 平 2. 3. 10	(着工) 平 7. 9. 1 (竣工) 平 8. 9. 30
5,900m <sup>2</sup>	ごみ焼却施設敷地内
1,765m <sup>2</sup>	1,041m <sup>2</sup>
40 t / 5 h	9 t / 5 h
日本鋼管式 圧縮、破碎 鎌長製衡式 破袋	東レエンジニアリング式 破碎
1 基	
破碎機 1 基 破袋機 1 基	2 基
1 基	1 基 (トロンメル)
2 基	1 基
	屋内装置
サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
有 (20 t)	有 (ごみ焼却場と共用)
30m <sup>3</sup> 1 基	
640m <sup>2</sup> (ストックヤード)	

(3) 廃棄物再生利用施設

市 町 村	氷 見 市	射 水 市	富 山 地 区 広 域 圏 事 務 組 合	
施 設 名	氷見市リサイクルプラザ	ミライクル館 (処理棟)	リサイクルセンター	
処 理 対 象 市 町 村 名	氷見市	射水市	富山市・滑川市・舟橋村・ 上市町・立山町	
所 在 地	氷見市新保25-1	射水市西高木1150	富山市辰尾170-1	
T E L	0766-76-8020	0766-55-8650	076-429-3121	
F A X	0766-76-8020	0766-55-8665	076-428-0002	
着 工 ・ 竣 工 年 月 日	(着工)平11. 6. 23 (竣工)平12. 3. 24	(着工)平13. 9. (竣工)平15. 3.	(着工)平6. 12. 6 (竣工)平7. 12. 15	
敷 地 面 積	8,760 m <sup>2</sup>	4,377m <sup>2</sup>	23,889m <sup>2</sup>	
建 物 面 積	2,095 m <sup>2</sup> (延床面積)	1,324m <sup>2</sup>	3,044m <sup>2</sup>	
公 称 処 理	16 t / 5 h	8.74 t / 5 h	40.6 t / 5 h	
種 類 別 処 理 能 力	7 t / 5 h (かん・びん類処理)	2.22 t / 5 h (金属缶処理)	10 t / 5 h (大型金属類資源化施設)	
	3 t / 5 h (ペット・発泡スチロール・紙パック・ダンボール処理)	0.33 t / 5 h (ペット処理)	7.6 t / 5 h (缶分別施設)	
	6 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	6.19 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	23 t / 5 h (ビン選別施設)	
施 設 の 内 容	圧 縮 機	4基	3基	2基
	破 碎 機		1基	1基
	電 磁 選 別 機	1基	2基	1基
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	有り		有り (粗大ごみ処理施設と併用)
備 考	発泡スチロール減容機： 1基			

砺波広域圏 事務組合
南砺リサイクルセンター
南砺市
南砺市立野原西966
0763-62-4710
0763-62-2856
(着工) 平6. 2. 25 (竣工) 平7. 3. 15
14, 341m <sup>2</sup>
1, 331m <sup>2</sup>
8 t / 5 h
3. 20 t / 5 h (ガラス、陶磁器類処理)
3. 20 t / 5 h (金属類処理)
1. 60 t / 5 h (可燃粗大処理)
1基
3基
1基
有り

(4) 最終処分場（埋立処分）

市町村又は一部事務組合	富 山 市	高 岡 市
施 設 名	山本最終処分場	埋立処分場（B地区）
所 在 地	富山市山本字水木谷19	高岡市手洗野尾久保18
所 在 地 の 状 況	山間	山間
土 地 所 有	自己所有（一部借地）	自己所有
埋 立 物	不燃物・焼却灰・破碎残渣	不燃物・焼却灰
埋 立 開 始 年 月	昭和61年5月	昭和56年7月
最 終 予 定 年 月	令和10年3月	令和9年3月
総 面 積	76,400m <sup>2</sup>	234,800m <sup>2</sup> *
埋 立 面 積	43,000m <sup>2</sup>	25,000m <sup>2</sup>
全 体 容 量	555,000m <sup>3</sup>	259,000m <sup>3</sup>
残 余 容 量 （2年4月1日現在）	85,750m <sup>3</sup>	9,500m <sup>3</sup>
埋 立 実 績（元年度分）	767m <sup>3</sup> （880 t）	600m <sup>3</sup> （1,209 t）
トラックスケールの有無	有	有

高岡市	氷見市	小矢部市
埋立処分場（D地区）	不燃物処理センター	不燃物処理場
高岡市手洗野尾久保18	氷見市床鍋28	小矢部市峯坪野字上山234
山間	山間	山間
自己所有	その他	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰
平成23年5月	昭和57年10月	平成2年4月
令和6年3月	令和7年	令和39年3月
234,800m <sup>2</sup> ※	24,090m <sup>2</sup>	23,900m <sup>2</sup>
12,900m <sup>2</sup>	13,200m <sup>2</sup>	17,900m <sup>2</sup>
115,000m <sup>3</sup>	170,000m <sup>3</sup>	135,000m <sup>3</sup>
72,300m <sup>3</sup>	58,229m <sup>3</sup>	72,240m <sup>3</sup>
4,900m <sup>3</sup> （6,967 t）	2,605m <sup>3</sup> （3,283 t）	1,307m <sup>3</sup> （1,556 t）
有	有	有

※A, B, C, D地区合計（A, C地区は埋立終了）

市町村又は一部事務組合	射 水 市	新川広域圏事務組合
施 設 名	野手埋立処分所	新川一般廃棄物最終処分場
所 在 地	射水市入会地字笹鎌野90	魚津市吉野2330
所 在 地 の 状 況	山間	山間
土 地 所 有	自己所有	自己所有
埋 立 物	不燃物・灰固化物	焼却灰・不燃物
埋 立 開 始 年 月	昭和57年3月	平成12年4月
最 終 予 定 年 月	令和10年3月	令和15年3月
総 面 積	71,000m <sup>2</sup>	27,000m <sup>2</sup>
埋 立 地 面 積	22,900m <sup>2</sup>	12,000m <sup>2</sup>
全 体 容 量	280,000m <sup>3</sup>	165,262m <sup>3</sup>
残 余 容 量 (2年4月1日現在)	44,266m <sup>3</sup>	97,041m <sup>3</sup>
埋立実績(元年度分)	5,020m <sup>3</sup> (5,692 t)	2,653m <sup>3</sup> (3,361 t)
トラックスケールの有無	有	有



新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	宮沢清掃センター新最終処分場	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場
黒部市宮沢99	黒部市宮沢竹平1417	砺波市徳万
山間	山間	山間
自己所有	自己所有	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・破碎残渣	不燃物・焼却灰
平成2年4月	平成25年4月	平成13年4月
平成29年11月	令和9年	令和9年3月
31,558m <sup>2</sup>	45,239m <sup>2</sup>	77,651m <sup>2</sup>
20,990m <sup>2</sup>	3,300m <sup>2</sup>	10,500m <sup>2</sup>
234,939m <sup>3</sup>	54,000m <sup>3</sup>	57,000m <sup>3</sup>
0m <sup>3</sup>	48,252m <sup>3</sup>	11,856m <sup>3</sup>
0m <sup>3</sup> (0t)	846m <sup>3</sup> (996t)	1,406m <sup>3</sup> (1,719t)
有	有	有(焼却施設と共用)

市町村又は一部事務組合	砺波広域圏事務組合
施設名	南砺リサイクルセンター埋立地
所在地	南砺市蔵原平ヶ原321
所在地の状況	山間
土地所有	借地（一部自己所有）
埋立物	ガラス陶磁器類・瓦・がれき等
埋立開始年月	昭和56年4月
最終予定年月	平成29年3月
総面積	19,295m <sup>2</sup>
埋立面積	3,180m <sup>2</sup>
全体容量	31,800m <sup>3</sup>
残余容量 （2年4月1日現在）	0m <sup>3</sup>
埋立実績（元年度分）	1,834m <sup>3</sup> （0t）
トラックスケールの有無	有



## 5. し尿処理施設

市町村又は一部事務組合		富 山 市	高 岡 市
施 設 名		つばき園	高岡市し尿処理施設
処 理 対 象 市 町 村 名		富山市	高岡市
所 在 地		富山市米田20-1	高岡市四屋632-1 (四屋浄化センター内)
電 話 番 号		076-437-6699	0766-23-3050
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工)昭63. 7 (竣工)平 2. 2	(着工)平12. 12 (竣工)平15. 3
敷 地 面 積		10,020m <sup>2</sup>	2,600m <sup>2</sup>
建 物 面 積		1,737m <sup>2</sup>	1,110m <sup>2</sup>
公 称 処 理 能 力		90 kℓ/日	66 kℓ/日
設 計 放 流 水 質		BOD 300mg/L COD 150 mg/L SS 300 mg/L	BOD 600 mg/L SS 600 mg/L
処 理 方 式		固液分離方式 (浄化槽汚泥専用処理)	好気性消化処理方式
希 積 水	下水処理水	工業用水	下水処理水
	10倍	5.7倍	10倍
放 流 先	下水処理施設	公共下水道	下水処理施設
一 次 処 理 施 設 槽	消 化	3 槽	3 槽
二 次 処 理 装 置			
脱 硫 装 置			
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着	酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着
発 生 ガ ス 利 用			
汚 で い 処 理		下水処理施設(脱水・焼却)	下水処理施設(脱水・焼却)
附 帯 設 備			
備 考			

氷見市	射水市	砺波地方衛生施設組合
氷見市クリーンセンター	射水市衛生センター	クリーンシステムとなみ
氷見市	射水市	高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市
氷見市惣領2545	射水市寺塚原904	高岡市福岡町土屋710
0766-91-2109	0766-82-8475	0766-64-2028
(着工)昭62. 10. 20 (竣工)平元. 3. 15	(着工)昭60. 8. 2 (竣工)昭62. 9. 30	(着工)平 29. 5. 29 (竣工)平 31. 2. 28
6,929m <sup>2</sup>	10,702m <sup>2</sup>	13,938m <sup>2</sup>
907m <sup>2</sup>	3,698m <sup>2</sup>	2,320m <sup>2</sup>
30 kℓ/日	116 kℓ/日	55 kℓ/日
TN 240 mg/L BOD 600 mg/L	BOD 10 mg/L	BOD 10 mg/L
高負荷脱窒素処理方式	栗田式 低希釈活性汚泥(2段)	直接脱水型 硝化脱窒素処理方式
地下水・上水道	地下水	地下水
3倍	9.31倍	2.0倍
公共下水道	庄川(水質類型A)	小矢部川(水質類型A)
	BOD 30 mg/L	BOD 30 mg/L
活性汚泥方式	活性汚泥方式	
凝集沈殿	凝集沈殿処理	
酸・アルカリ洗浄	酸・アルカリ洗浄、活性炭脱臭	生物脱臭、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
脱水・焼却・埋立	脱水・乾燥・焼却・埋立	直接脱水(資源化(助燃材))
	前処理(ドラムスクリーン・ベルトプレス) 水質試験室	水質試験室
	高度処理 (オゾン脱色+砂ろ過処理)	高度処理(砂ろ過+活性炭)

市町村又は一部事務組合	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏事務組合	
施設名	衛生センターし尿処理棟	衛生センター汚泥処理棟	
処理対象市町村名	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	
所在地	中新川郡上市町稗田1	中新川郡上市町稗田1	
電話番号	076-472-2294	076-472-2294	
着工・竣工年月日	(着工)昭56. 1. 8 (竣工)昭58. 3. 20 (改良)平24. 5. 18 ~平26. 3. 20	(着工)平23. 5. 31 (竣工)平26. 3. 20	
敷地面積	14,563m <sup>2</sup>		
建物面積	1,581m <sup>2</sup>	2,610m <sup>2</sup>	
公称処理能力	60 kℓ/日	50 kℓ/日	
設計放流水質	BOD 10 mg/L	BOD 600 mg/L SS 600 mg/L	
処理方式	標準脱窒素処理方式	固液分離処理方式	
希釈水	種類	地下水	地下水、処理水
	倍率	10倍	1.9倍
放流先	河川名	白岩川(水質類型A)	公共下水道
	水質汚濁防止法の 県条例上乗せ基準	BOD 10ppm以下	BOD 600ppm以下
一次処理施設	標準脱窒素処理設備	混合曝気設備	
二次処理装置	凝集分離処理設備、オゾン処理設備、砂ろ過処理設備		
脱硫装置			
脱臭設備	高濃度臭気脱臭設備、中低濃度臭気脱臭設備、極低濃度設備	高濃度臭気脱臭設備、低濃度臭気脱臭設備・臭突	
発生ガス利用			
汚でい処理	脱水	脱水・乾燥(肥料化)	
附帯設備	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	
備考			

## 6. コミュニティ・プラント

市町村名	施設名	計画処理人口 (人)	計画最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	施工年月
富山市	月岡緑町団地地域し尿処理施設	3,150 (2,298)	2,020	S56. 10
	新保地区地域し尿処理施設	1,080 (352)	700	S58. 5
	新保南地区地域し尿処理施設	610 (489)	281	H13. 3

( ) : 現在の処理人口

## 7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

### (1) 産業廃棄物の種類

種類	内容
燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他熱エネルギー源を燃焼に依存している場合の焼却残灰など
汚 泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程でできる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
廃 油	鉱物性油、動植物性油、タールピッチなど
廃 酸	廃硫酸、各種の有機酸類など、すべての酸性廃液
廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
紙 く ず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず、PCBが塗布されたものなど
木 く ず	工作物の新装、改築又は除去によって生じた建設業に係る木くず並びに木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、梱包用木製パレット
織 維 く ず	繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる天然繊維くずなど
動植物性残さ	食料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、醸造かす、発酵かす、魚のあら、動物の骨など、動植物に係る固形状の不要物など
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴ ム く ず	天然ゴムくず
金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリート二次製品の不要物、廃石膏ボード
鉱 さ い	高炉・平炉・電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタなど
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどの死体
ば い じん	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するはいじんであって、集じん施設によって集められたもの
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類に該当する燃えやすい廃油(タールピッチ類を除く)
廃 酸	pH2.0以下の廃酸
廃 アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	血液や使用済みの注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物 廃水銀等(特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物等)
	廃石綿等(石綿建材除去事業によって除去された石綿、集じん施設で集められた石綿集じん等)
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものについて、有害物質が判定基準を超えて含まれるもの



## 8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要

### (1) 目的

近年、経済規模の拡大や産業活動の活発化等に伴い産業廃棄物は増加し、その種類も多様化する一方、最終処分場など産業廃棄物処理施設の設置は地域住民の生活環境への影響に対する懸念などから、ますます困難になってきている。また、道路網の発達等により、産業廃棄物は県域を越えて広域的に移動されるようになり、県内への搬入量も増加する傾向にある。このことから、産業廃棄物処理施設の設置と県外産業廃棄物の県内搬入に適切に対応するため、7年2月10日に「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」を制定し、同年4月1日から施行している。

### (2) 指導の内容

#### ア 産業廃棄物処理施設の設置指導(図1参照)

- ① 事業者等は、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設を設置するときは、廃棄物処理法に基づく許可申請の前に、知事と協議しなければならない。
- ② 事業者等は、あらかじめ関係地域住民に説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。
- ③ 知事は、関係地域の範囲や事業計画に対する関係市町村長の意見を聴いて、事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指導助言することができる。
- ④ 関係市町村長及び関係地域住民は、事業者等と環境保全協定を締結することができる。

#### イ 県外産業廃棄物の搬入指導(図2参照)

- ① 県外排出事業者は、要綱で定めた数量の産業廃棄物を県内に搬入しようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。
- ② 県外排出事業者は、知事の承認を受けた産業廃棄物でなければ、県内に搬入してはならない。
- ③ 県内処分事業者は、知事が承認した県外産業廃棄物でなければ、処分してはならない。
- ④ 県外排出事業者及び県内処分事業者は、毎年、搬入実績及び処分実績を知事に報告しなければならない。

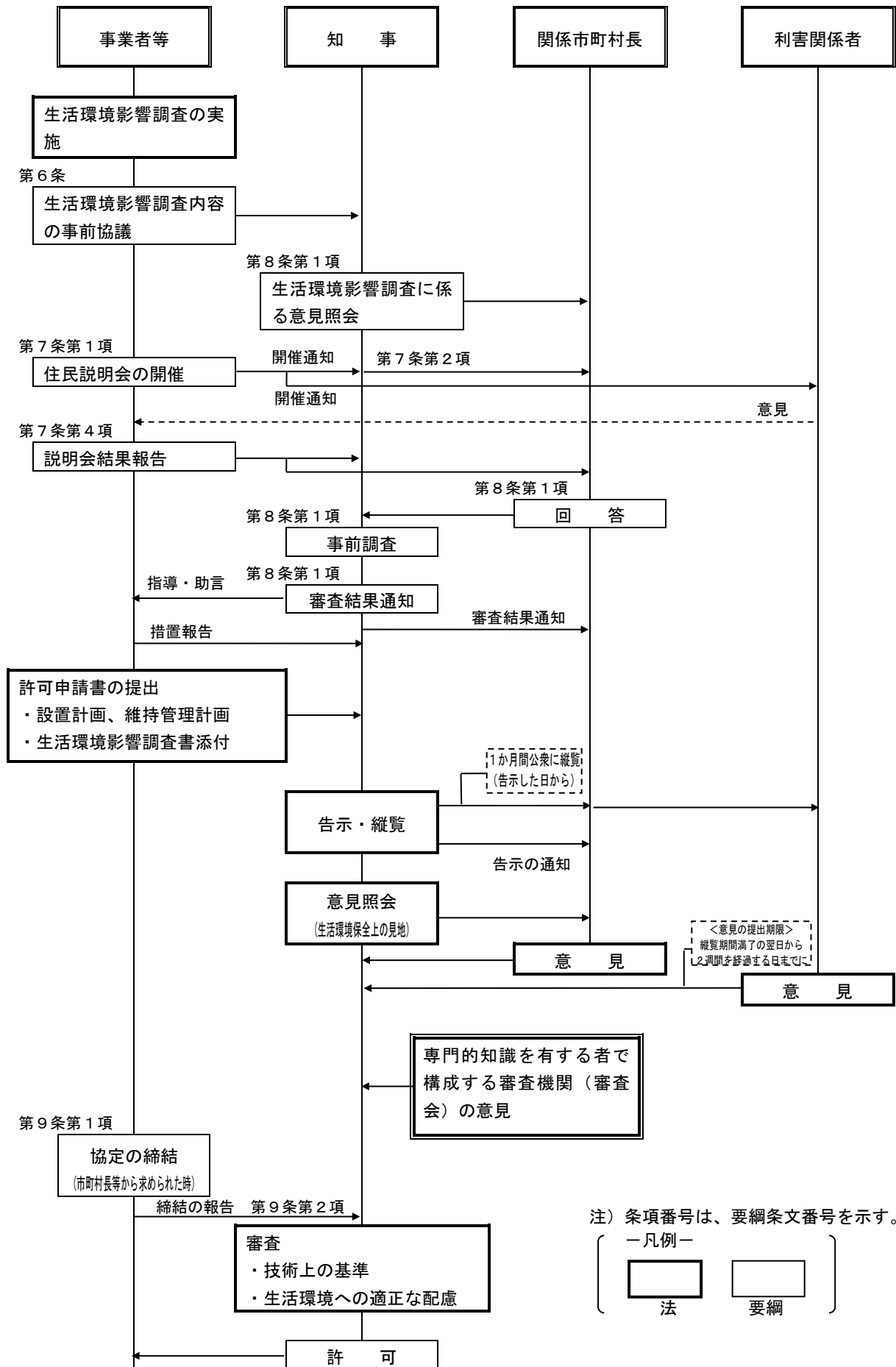


図1 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ

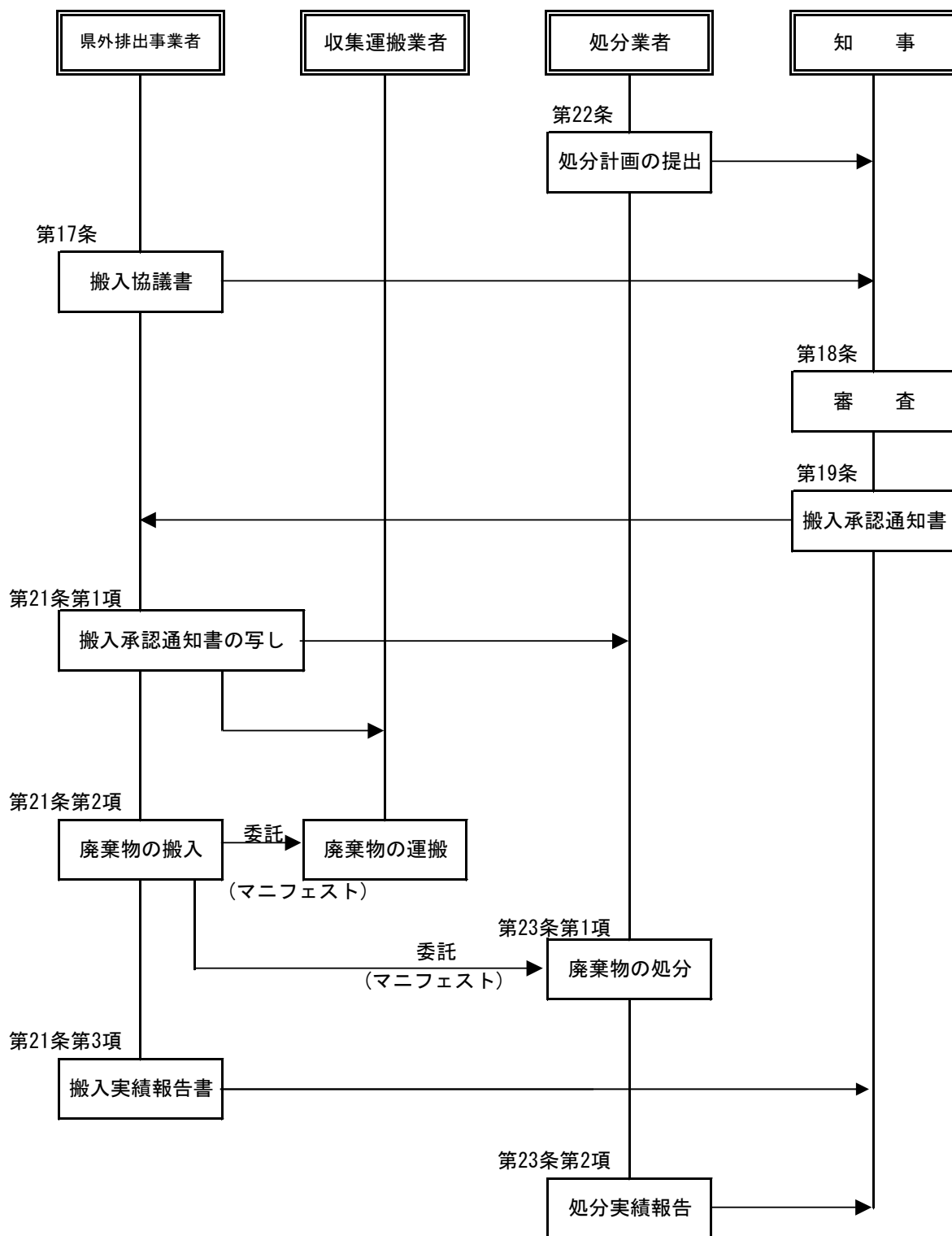


図2 県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ



## 富山県リサイクル認定マーク



廃棄物を利用して製造するリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所、資源物の回収に取り組む拠点に掲示されています。

### ●コンセプト

地球を親子が包むデザインで、親子がハートを形作っており、世代を超えた人のつながりを示しています。人類が世代を超えて環境を大切にしようというメッセージを込めたマークです。

## とやまエコ・ストア制度シンボルマーク



[愛称]

エコぼうや

レジ袋無料配布廃止に加え、資源物の店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗に掲示されています。

### ●コンセプト

「eco」の頭文字「e」をモチーフに、頭にバンダナを巻いた「店員さん」をイメージしています。頭の部分は緑と青で「大地と海＝地球＝環境」を表現しています。

### 【問合せ先】

富山県生活環境文化政策課環境政策課廃棄物対策班

TEL 076-444-9618

FAX 076-444-3480

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/index.html)

○リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみ使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

**リサイクル適性** (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。